# 割賦販売法施行規則 (暫定版)

(昭和三十六年十一月十四日通商産業省令第九十五号)

割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九号)の規定に基づき、および同法を実施するため、割賦販売法施行規則を次のように制定する。

#### 目次

- 第一章 総則(第一条)
- 第一章の二 割賦販売
  - 第一節 総則 (第一条の二一第十一条)
  - 第二節 前払式割賦販売(第十二条一第二十六条)
- 第二章 ローン提携販売(第二十七条一第三十五条)
- 第三章 信用購入あつせん
  - 第一節 包括信用購入あつせん
    - 第一款 業務 (第三十六条—第六十条)
    - 第二款 包括支払可能見込額の調査等の特例 (第六十一条一第六十二条の六)
    - 第三款 包括信用購入あつせん業者の登録等(第六十三条一第六十八条)
    - 第四款 登録少額包括信用購入あつせん業者 (第六十八条の三一第六十八条の十七)
  - 第二節 個別信用購入あつせん
    - 第一款 業務 (第六十九条—第九十八条)
    - 第二款 個別信用購入あつせん業者の登録等(第九十九条―第百三条)
  - 第三節 指定信用情報機関
    - 第一款 通則 (第百四条-第百八条)
    - 第二款 業務 (第百九条—第百十四条)
    - 第三款 監督 (第百十五条—第百十七条)
    - 第四款 加入包括信用購入あつせん業者及び加入個別信用購入あつせん業者 (第 百十八条一第百二十一条)
- 第四章 前払式特定取引 (第百二十二条一第百二十五条)
- 第五章 指定受託機関(第百二十六条—第百三十一条)
- 第六章 クレジットカード番号等の適切な管理等
  - 第一節 クレジットカード番号等の適切な管理(第百三十二条—第百三十三条)
  - 第二節 クレジットカード番号等取扱契約(第百三十三条の二一第百三十三条の十四)
- 第七章 認定割賦販売協会(第百三十四条・第百三十五条)
- 第八章 雑則 (第百三十六条—第百四十二条)
- 附則

## 第一章 総則

(用語の定義)

第一条 この命令において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九号。以下「法」という。)において使用する用語の例による。

## 第一章の二 割賦販売 第一節 総則

(割賦販売条件の表示の方法)

- 第一条の二 法第三条第一項各号の事項は、次に定めるところにより示さなければならない。ただし、同項第四号の事項にあつては、賦払金の支払の方法が購入者又は役務の提供を受ける者(以下本節、第二章、第三章(第四十四条から第四十七条まで、第五十六条から第五十八条まで、第七十一条、第七十二条、第七十三条の二、第七十四条第一項第四号及び第二項、第八十九条から第九十一条まで並びに第三節を除く。)、第七章及び別表第一において「購入者等」という。)の要求により支払の間隔については第二項第一号に、額については同項第二号に該当する場合以外の場合になつたとき又は割賦手数料(金利、信用調査費、集金費、事務管理費、貸倒補てん費その他何らの名義をもつてするを問わず割賦販売に係る手数料として割賦販売業者が購入者等に対し支払わせるものの総額(抵当権の設定の登記若しくは登録若しくはこれらの抹消に要する手数料又は公正証書の作成に要する手数料(法令に規定する手数料に限る。以下「登記等手数料」という。)を割賦販売の手数料に含めない旨が明示されているときは、登記等手数料を控除した額)。以下同じ。)が二千五百円未満のときは、示さないことができる。
  - 一 特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)第二条第一項第一号に 規定する営業所等(第六十九条第一項第一号において「営業所等」という。)にお いて見やすい方法により掲示し、又は書面により提示すること。
  - 二 指定商品若しくは指定権利を販売しようとする相手方又は指定役務を提供しようとする相手方が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に示すこと。
  - 三 日本産業規格 Z 八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。
  - 四 法第三条第一項第四号の事項は、次項に規定する方法により算定した割賦手数料の料率を年利建てで少なくとも〇・一パーセントの単位まで示し、かつ、当該料率以外の料率を示さないこと。
- 2 法第三条第一項第四号の経済産業省令・内閣府令で定める方法は、別表第一第一号に定める方法とする。ただし、賦払金の支払の方法が、支払の間隔については第一号に、額については第二号に該当する場合以外の場合にあつては、同表第二号に定める方法とすることができる。
  - 一 賦払金の支払の間隔が次のいずれかに該当する場合
    - イ 支払期間における賦払金の支払が月一回であり、かつ、等間隔である場合
    - ロ イに掲げる場合を除き、契約の締結された日から第一回の賦払金の支払日の前

日までの期間が二月未満であつて、第一回の賦払金の支払日から支払期間の終了の日までの支払が月一回であり、かつ、等間隔である場合

- 二 賦払金の額が次のいずれかに該当する場合
  - イ 賦払金の額が均等である場合
  - ロ 任意の一回の賦払金を除く他の賦払金の額が均等であり、当該均等な賦払金の額と異なる一回の賦払金の額が他の均等な賦払金の額の一・五倍に相当する額以下の額である場合
  - ハ 支払期間のうちに六月、七月、八月、十二月若しくは一月が含まれている場合 (支払期間が一年未満の場合に限る。)であつて、支払期間において当該六月、 七月、八月、十二月若しくは一月のうちの一の月のみにおける賦払金(以下「特 定月の賦払金」という。)以外の賦払金についてイ若しくは口に該当しており、 かつ、特定月の賦払金の額が他の賦払金の額を超えている場合又は支払期間のう ちに六月、七月若しくは八月と十二月若しくは一月が含まれている場合であつて、 支払期間において当該六月、七月若しくは八月のうちの一の月と十二月若しくは 一月のうちの一の月の賦払金(以下「特定の二月の賦払金」という。)以外の賦 払金についてイ若しくは口に該当しており、かつ、特定の二月の賦払金の額が同 額で他の賦払金の額を超えている場合
- 第二条 法第三条第二項各号の事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。
  - 利用者が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。
  - 二 日本産業規格 Z 八三○五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。
  - 三 法第三条第二項第二号の事項は、次項に規定する方法により算定した割賦手数料の料率を年利建てで少なくとも〇・一パーセントの単位まで示し、かつ、当該料率以外の料率を示さないこと。
- 2 法第三条第二項第二号の経済産業省令・内閣府令で定める方法は、別表第一第一号に定める方法とする。ただし、賦払金の支払の方法が、支払の間隔については前条第二項第一号に、額については同項第二号に該当する場合以外の場合にあつては、同表第二号に定める方法とすることができる。
- 3 法第三条第二項第三号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。
  - 一 商品若しくは権利の割賦販売価格又は役務の割賦提供価格の具体的算定例
  - 二 極度額(割賦販売の方法により指定商品若しくは指定権利を購入し、又は指定役務を受領することができる額の上限であつて、あらかじめ定められたものをいう。 次条第三項第二号において同じ。)について定めがあるときは、その金額
  - 三 前号に定めるもののほか、カード等の利用に関する特約があるときは、その内容
- 第三条 法第三条第三項各号の事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。
  - 一利用者が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。

- 二 日本産業規格 Z 八三○五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。
- 三 法第三条第三項第二号の事項は、次項に規定する方法により算定した割賦手数料の料率を年利建てで少なくとも〇・一パーセントの単位まで示し、かつ、当該料率以外の料率を示さないこと。
- 2 法第三条第三項第二号の経済産業省令・内閣府令で定める方法は、別表第一第三号 に定める方法とする。
- 3 法第三条第三項第三号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。
  - 一 弁済金の額の具体的算定例
  - 二 極度額について定めがあるときは、その金額
  - 三 前号に定めるもののほか、カード等の利用に関する特約があるときは、その内容
- 第四条 法第三条第四項の規定により、同条第一項、第二項又は第三項の割賦販売の方法により指定商品若しくは指定権利を販売する場合の販売条件又は指定役務を提供する場合の提供条件について広告するときは、それぞれ同条第一項各号、第二項各号又は第三項各号の事項について次の各号に定めるところにより表示しなければならない。ただし、同条第一項第四号の事項にあつては、割賦手数料が二千五百円未満のときは、表示しないことができる。
  - 一 法第三条第一項各号、第二項各号又は第三項各号の事項について、指定商品若し くは指定権利を販売しようとする相手方若しくは指定役務を提供しようとする相手 方又は利用者が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に表示すること。
  - 二 書面により広告を行う場合にあつては、日本産業規格 Z 八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。
  - 三 法第三条第一項第四号、第二項第二号又は第三項第二号の事項は、それぞれ第一条の二第二項、第二条第二項又は第三条第二項に規定する方法により算定した割賦 手数料の料率を年利建てで少なくとも〇・一パーセントの単位まで示し、かつ、当 該料率以外の料率を示さないこと。

#### (書面の交付等)

- 第五条 法第四条第一項第七号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、法第三条第二項の割賦販売の方法により指定商品若しくは指定権利を販売する契約又は指定役務を提供する契約を締結した場合においては第五号に掲げる事項を、同項の割賦販売の方法により指定商品を販売する契約であつて当該契約に係る指定商品の種類が二以上あるものを締結した場合においては第三号及び第四号に掲げる事項(現金販売価格が三千円に満たない指定商品(当該契約に係る指定商品のうち現金販売価格が最も高額であるものを除く。)に係るものに限る。)をそれぞれ記載しないことができる。
  - 一 割賦販売業者の名称及び住所又は電話番号
  - 二 契約年月日
  - 三 商品若しくは権利又は役務の種類

- 四 商品の数量(権利又は役務の場合にあつては、契約上権利を行使し得る回数若しくは期間又は役務の提供を受けることができる回数若しくは期間)
- 五 頭金又は初回金の額
- 六 賦払金の支払回数
- 七 割賦販売の方法により指定商品若しくは指定権利を販売する契約又は指定役務を 提供する契約(以下「割賦販売の契約」という。)について購入者等が問合わせ、 相談等を行うことができる機関の名称及び住所又は電話番号
- 八 前払式割賦販売の場合を除き、支払時期の到来していない賦払金の支払を請求することについての定めがあるときは、その内容
- 九 賦払金の支払の義務が履行されない場合(契約が解除された場合を除く。)の損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときは、その内容
- 十 役務の提供が指定商品又は指定権利の販売の条件となつているときは、当該役務 の内容、提供時期その他当該役務に関する事項
- 十一 商品の販売が指定権利の販売又は指定役務の提供の条件となつているときは、 当該商品の内容、引渡し時期その他当該商品に関する事項
- 十二 権利の販売が指定商品の販売又は指定役務の提供の条件となつているときは、 当該権利の内容、移転時期その他当該権利に関する事項
- 十三 商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合の責任についての定めがあるときは、その内容
- 十四 前各号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容
- 十五 割賦販売の契約が連鎖販売個人契約又は業務提供誘引販売個人契約であるとき は、その旨
- 第六条 法第四条第一項の規定(法第三条第一項の割賦販売の場合に限る。)により法 第四条第一項各号に掲げる事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定める ところによらなければならない。
  - 一 購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。
  - 二 法第四条第一項第五号に掲げる事項については、その内容が次の基準に合致していること。
    - イ 購入者等からの契約の解除ができない旨が定められていないこと。
    - ロ 割賦販売の契約の締結の前に割賦販売業者が見本、カタログ等により購入者等に対し提示した当該契約の内容と当該購入者等が受領した商品若しくは権利又は 提供を受ける役務が相違している場合には、購入者等は、当該契約の解除をする ことができる旨が定められていること。
    - ハ 購入者等の支払義務の不履行により契約を解除することができる場合は、割賦 販売業者が定める一定期間にわたり義務の不履行があつた場合であつて、割賦販 売業者が二十日以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その期間内 にその義務が履行されない場合に限る旨が定められていること。
    - 二 購入者等の責に帰すべき事由により契約が解除された場合の損害賠償等の額についての定めが法第六条第一項、第三項及び第四項の規定に合致していること。
    - ホ 割賦販売業者の責に帰すべき事由により契約が解除された場合における割賦販

売業者の義務に関し、民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百四十五条に規 定するものより購入者等に不利な特約が定められていないこと。

三 法第四条第一項第六号並びに前条第八号、第九号、第十三号及び第十四号に掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる事項についての定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。

事項
れていること。 ロ 商品の所有権の移転前においては、購入者は、当該商品を担保に供し、譲渡し、又は転売することができない旨が定められていること。  二 支払時期の到来していない賦払金の支払の請求に関する事項  本請求することができる場合は、割賦販売業者が定める一定期間にわたり義務の不履行があつた場合であつて、割賦販売業者が二十日以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その期間内にその義務が履行されない場合に限る旨が定められていること。 ロ 購入者等の支払義務の不履行以外の事由により支払時期の到来していない賦払金の支払を請求することができる場合として、購入者等の信用が著しく悪化した場合又は重要な契約条項違反があつた場合以外の場合が定められていないこと。  三 賦払金の支払の義務が履行されない場合(契約が解除された場合を除く。)の損
ロ 商品の所有権の移転前においては、購入者は、当該商品を担保に供し、譲渡し、又は転売することができない旨が定められていること。  二 支払時期の到来していない賦払金の支払を請求することができる場合により支払時期の到来していない賦払金の支払を請求することができる場合は、割賦販売業者が定める一定期間にわたり義務の不履行があった場合であつて、割賦販売業者が二十日以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その期間内にその義務が履行されない場合に限る旨が定められていること。  ロ 購入者等の支払義務の不履行以外の事由により支払時期の到来していない賦払金の支払を請求することができる場合として、購入者等の信用が著しく悪化した場合又は重要な契約条項違反があつた場合以外の場合が定められていないこと。  三 賦払金の支払の義務が履行されない場合(契約が解除された場合を除く。)の損
購入者は、当該商品を担保に供し、譲渡し、又は転売することができない旨が定められていること。  二 支払時期の到来していない賦払金の支払時期の到来していない賦払金の支払を請求することができる場合は、割賦販売業者が定める一定期間にわたり義務の不履行があった場合であって、割賦販売業者が二十日以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その期間内にその義務が履行されない場合に限る旨が定められていること。  ロ 購入者等の支払義務の不履行以外の事由により支払時期の到来していない賦払金の支払を請求することができる場合として、購入者等の信用が著しく悪化した場合又は重要な契約条項違反があった場合以外の場合が定められていないこと。  三 賦払金の支払の義務が履行されない場合(契約が解除された場合を除く。)の損
し、又は転売することができない旨が定められていること。  二 支払時期の到来していない賦払金の支払の請求に関する事項  本請求することができる場合は、割賦販売業者が定める一定期間にわたり義務の不履行があつた場合であつて、割賦販売業者が二十日以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その期間内にその義務が履行されない場合に限る旨が定められていること。  ロ 購入者等の支払義務の不履行以外の事由により支払時期の到来していない賦払金の支払を請求することができる場合として、購入者等の信用が著しく悪化した場合又は重要な契約条項違反があつた場合以外の場合が定められていないこと。  三 賦払金の支払の義務が履行されない場合(契約が解除された場合を除く。)の損
支払時期の到来していない賦払金の支払を請求に関する事項
支払の請求に関する事項
を請求することができる場合は、割賦販売業者が定める一定期間にわたり義務の不履行があつた場合であつて、割賦販売業者が二十日以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その期間内にその義務が履行されない場合に限る旨が定められていること。ロ購入者等の支払義務の不履行以外の事由により支払時期の到来していない賦払金の支払を請求することができる場合として、購入者等の信用が著しく悪化した場合又は重要な契約条項違反があつた場合以外の場合が定められていないこと。  三 賦払金の支払の義務が履行されない場合(契約が解除された場合を除く。)の損
売業者が定める一定期間にわたり義務の不履行があった場合であって、割賦販売業者が二十日以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その期間内にその義務が履行されない場合に限る旨が定められていること。 ロ 購入者等の支払義務の不履行以外の事由により支払時期の到来していない賦払金の支払を請求することができる場合として、購入者等の信用が著しく悪化した場合又は重要な契約条項違反があった場合以外の場合が定められていないこと。  三 賦払金の支払の義務が履行されない場合(契約が解除された場合を除く。)の損
不履行があつた場合であつて、割賦販売業者が二十日以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その期間内にその義務が履行されない場合に限る旨が定められていること。 ロ 購入者等の支払義務の不履行以外の事由により支払時期の到来していない賦払金の支払を請求することができる場合として、購入者等の信用が著しく悪化した場合又は重要な契約条項違反があつた場合以外の場合が定められていないこと。  三 賦払金の支払の義務が履行されない
業者が二十日以上の相当な期間を定めて その支払を書面で催告し、その期間内に その義務が履行されない場合に限る旨が 定められていること。 ロ 購入者等の支払義務の不履行以外の 事由により支払時期の到来していない賦 払金の支払を請求することができる場合 として、購入者等の信用が著しく悪化し た場合又は重要な契約条項違反があつた 場合以外の場合が定められていないこ と。 三 賦払金の支払の義務が履行されない 場合(契約が解除された場合を除く。)の損
その支払を書面で催告し、その期間内に その義務が履行されない場合に限る旨が 定められていること。 ロ 購入者等の支払義務の不履行以外の 事由により支払時期の到来していない賦 払金の支払を請求することができる場合 として、購入者等の信用が著しく悪化し た場合又は重要な契約条項違反があつた 場合以外の場合が定められていないこ と。 三 賦払金の支払の義務が履行されない 場合(契約が解除された場合を除く。)の損
その義務が履行されない場合に限る旨が 定められていること。 ロ 購入者等の支払義務の不履行以外の 事由により支払時期の到来していない賦 払金の支払を請求することができる場合 として、購入者等の信用が著しく悪化し た場合又は重要な契約条項違反があつた 場合以外の場合が定められていないこ と。 三 賦払金の支払の義務が履行されない 場合(契約が解除された場合を除く。) 既払金の支払の義務が履行されない場合 (契約が解除された場合を除く。) の損
定められていること。 ロ 購入者等の支払義務の不履行以外の事由により支払時期の到来していない賦払金の支払を請求することができる場合として、購入者等の信用が著しく悪化した場合又は重要な契約条項違反があつた場合以外の場合が定められていないこと。  三 賦払金の支払の義務が履行されない場合の支払の義務が履行されない場合場合(契約が解除された場合を除く。)
ロ 購入者等の支払義務の不履行以外の事由により支払時期の到来していない賦払金の支払を請求することができる場合として、購入者等の信用が著しく悪化した場合又は重要な契約条項違反があつた場合以外の場合が定められていないこと。  三 賦払金の支払の義務が履行されない 賦払金の支払の義務が履行されない場合 (契約が解除された場合を除く。)の損
事由により支払時期の到来していない賦払金の支払を請求することができる場合として、購入者等の信用が著しく悪化した場合又は重要な契約条項違反があつた場合以外の場合が定められていないこと。  三 賦払金の支払の義務が履行されない 賦払金の支払の義務が履行されない場合 (契約が解除された場合を除く。) の損
事由により支払時期の到来していない賦払金の支払を請求することができる場合として、購入者等の信用が著しく悪化した場合又は重要な契約条項違反があつた場合以外の場合が定められていないこと。  三 賦払金の支払の義務が履行されない 賦払金の支払の義務が履行されない場合 (契約が解除された場合を除く。) の損
として、購入者等の信用が著しく悪化した場合又は重要な契約条項違反があつた場合以外の場合が定められていないこと。  三 賦払金の支払の義務が履行されない 賦払金の支払の義務が履行されない場合 (契約が解除された場合を除く。) の損
として、購入者等の信用が著しく悪化した場合又は重要な契約条項違反があつた場合以外の場合が定められていないこと。  三 賦払金の支払の義務が履行されない 賦払金の支払の義務が履行されない場合 (契約が解除された場合を除く。) の損
た場合又は重要な契約条項違反があつた場合以外の場合が定められていないこと。  三 賦払金の支払の義務が履行されない 賦払金の支払の義務が履行されない場合 (契約が解除された場合を除く。)
場合以外の場合が定められていないこと。  三 賦払金の支払の義務が履行されない 賦払金の支払の義務が履行されない場合 場合 (契約が解除された場合を除く。) (契約が解除された場合を除く。) の損
と。
場合(契約が解除された場合を除く。) (契約が解除された場合を除く。) の損
の損害賠償額又は違約金に関する事項   実賠償額の予定又は違約金の定めが法第
六条第二項の規定に合致していること。
四 商品が種類又は品質に関して契約の 商品が種類又は品質に関して契約の内容
内容に適合しない場合の責任に関する事   に適合しない場合に割賦販売業者がその
項            不適合(道路運送車両法(昭和二十六年
法律第百八十五号)の規定による臨時運
行以外の運行の用に供された旨が明示さ
れている自動車に係るものであつて、当
該運行の用に供されたことにより通常生
ずるものを除く。)について責任を負わ
ない旨が定められていないこと。
五 法第四条第一項第六号並びに前条第 法令に違反する特約が定められていない
八号、第九号及び第十三号に掲げるもの こと。
以外の特約

- 四 日本産業規格 Z 八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。
- 2 前項の規定は、法第三条第二項の割賦販売の場合に準用する。
- 第七条 法第四条第二項第六号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、割賦販売の契約であつて当該契約に係る指定商品の種類が二以上あるものを締結した場合においては、第三号及び第四号に掲げる事項(現金販売価格が三千円に満たない指定商品(当該契約に係る指定商品のうち現金販売価格が最も高額であるものを除く。)に係るものに限る。)を記載しないことができる。
  - 一 割賦販売業者の名称及び住所又は電話番号
  - 二 契約年月日
  - 三 商品若しくは権利又は役務の種類
  - 四 商品の数量(権利又は役務の場合にあつては、契約上権利を行使し得る回数若しくは期間又は役務の提供を受けることができる回数若しくは期間)
  - 五 割賦販売の契約について購入者等が問合わせ、相談等を行うことができる機関の 名称及び住所又は電話番号
  - 六 支払時期の到来していない弁済金の支払を請求することについての定めがあると きは、その内容
  - 七 弁済金の支払の義務が履行されない場合(契約が解除された場合を除く。)の損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときは、その内容
  - 八 役務の提供が指定商品又は指定権利の販売の条件となつているときは、当該役務 の内容、提供時期その他当該役務に関する事項
  - 九 商品の販売が指定権利の販売又は指定役務の提供の条件となつているときは、当 該商品の内容、引渡し時期その他当該商品に関する事項
  - 十 権利の販売が指定商品の販売又は指定役務の提供の条件となつているときは、当 該権利の内容、移転時期その他当該権利に関する事項
  - 十一 商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合の責任についての定めがあるときは、その内容
  - 十二 前各号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容
  - 十三 割賦販売の契約が連鎖販売個人契約又は業務提供誘引販売個人契約であるとき は、その旨
- 第八条 法第四条第二項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した書面を交付する ときは、次の各号に定めるところによらなければならない。
  - 一 購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。
  - 二 法第四条第二項第四号に掲げる事項については、その内容が次の基準に合致して いること。
    - イ 購入者等からの契約の解除ができない旨が定められていないこと。
    - ロ 割賦販売の契約の締結の前に割賦販売業者が見本、カタログ等により購入者等 に対し提示した当該契約の内容と当該購入者等が受領した商品若しくは権利又は

提供を受ける役務が相違している場合には、購入者等は、当該契約の解除をする ことができる旨が定められていること。

- ハ 購入者等の支払義務の不履行により契約を解除することができる場合は、割賦 販売業者が定める一定期間にわたり義務の不履行があつた場合であつて、割賦販 売業者が二十日以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その期間内 にその義務が履行されない場合に限る旨が定められていること。
- ニ 割賦販売業者の責に帰すべき事由により契約が解除された場合における割賦販売業者の義務に関し、民法第五百四十五条に規定するものより購入者等に不利な特約が定められていないこと。
- 三 法第四条第二項第五号並びに前条第六号、第十一号及び第十二号に掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる事項についての定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。

·惻り本毕に行玖していること。 			
事項	内容の基準		
一 所有権の移転に関する事項	イ 商品の所有権の移転の時期が明示さ		
	れていること。		
	ロ 商品の所有権の移転前においては、		
	購入者は、当該商品を担保に供し、譲渡		
	し、又は転売することができない旨が定		
	められていること。		
二 支払時期の到来していない弁済金の	イ 購入者等の支払義務の不履行により		
支払の請求に関する事項	支払時期の到来していない弁済金の支払		
	を請求することができる場合は、割賦販		
	売業者が定める一定期間にわたり義務の		
	不履行があつた場合であつて、割賦販売		
	業者が二十日以上の相当な期間を定めて		
	その支払を書面で催告し、その期間内に		
	その義務が履行されない場合に限る旨が		
	定められていること。		
	ロ 購入者等の支払義務の不履行以外の		
	事由により支払時期の到来していない弁		
	済金の支払を請求することができる場合		
	として、購入者等の信用が著しく悪化し		
	た場合又は重要な契約条項違反があつた		
	場合以外の場合が定められていないこ		
	٤.		
三 商品が種類又は品質に関して契約の	商品が種類又は品質に関して契約の内容		
内容に適合しない場合の責任に関する事	に適合しない場合に割賦販売業者がその		
項	不適合(道路運送車両法の規定による臨		
	時運行以外の運行の用に供された旨が明		
	示されている自動車に係るものであつ		
	て、当該運行の用に供されたことにより		
	通常生ずるものを除く。)について責任		
	を負わない旨が定められていないこと。		

四 法第四条第二項第五号並びに前条第 六号及び第十一号に掲げるもの以外の特 約

法令に違反する特約が定められていないこと。

- 四 日本産業規格 Z 八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。
- 第九条 法第四条第三項各号に掲げる事項を記載した書面を交付するときは、次の各号 に定めるところによらなければならない。
  - 一 購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。
  - 二 弁済金の算定根拠については、遅延損害金及び割賦販売の手数料以外の債務のうち未払として残つている額、弁済金の内訳その他弁済金の額の算出に必要な事項を記載すること。
  - 三 日本産業規格 Z 八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。

(情報通信の技術を利用する方法)

- 第十条 法第四条の二の経済産業省令・内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。
  - 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又は口に掲げるもの
    - イ 割賦販売業者の使用に係る電子計算機と利用者又は購入者等の使用に係る電子 計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算 機に備えられたファイルに記録する方法
    - ロ 割賦販売業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて利用者又は購入者等の閲覧に供し、当該利用者又は購入者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法(法第四条の二前段に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、割賦販売業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
  - 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項 を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべ き事項を記録したものを交付する方法
- 2 前項に掲げる方法は、利用者又は購入者等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。
- 3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、割賦販売業者の使用に係る電子計算機 と、利用者又は購入者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情 報処理組織をいう。
- 第十一条 割賦販売法施行令(昭和三十六年政令第三百四十一号。以下「令」という。)第二条の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項に規定する方法のうち割賦販売業者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

## 第二節 前払式割賦販売

(許可の申請)

- 第十二条 法第十二条第一項の申請書は、様式第一によるものとする。
- 2 法第十二条第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。
  - 一 許可申請書提出日前一月以内の一定の日の現在において様式第二により作成した 財産に関する調書及び様式第三により作成した許可申請書提出日の直前事業年度の 収支に関する調書並びに許可申請書提出日の直前五事業年度(事業年度が六月の法 人にあつては、直前十事業年度)の貸借対照表(関連する注記を含む。第百二十二 条第二項第一号において同じ。)、損益計算書(関連する注記を含む。同号におい て同じ。)及び株主資本等変動計算書(関連する注記を含む。同号において同 じ。)又はこれらに代わる書面
  - 二 次の事項を記載した許可後五事業年度(事業年度が六月の法人にあつては、許可 後十事業年度)の業務計画書
    - イ 前払式割賦販売の方法により販売しようとする指定商品の販売計画
    - 口 収支計画
    - ハ 資金計画
  - 三 役員の履歴書
  - 四 法第十五条第一項第六号から第八号までの規定に該当しないことを誓約する書面
  - 五 前払式割賦販売に関する代理店を有するときは、代理店契約書の写し
  - 六 申請の日前一年間における指定商品の種類別の前払式割賦販売の方法による販売 額
- 3 法第十二条第三項の経済産業省令で定める電磁的記録は、情報通信技術を活用した 行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号。第百四十条において「情報通信技術活用法」という。)第六条第一項に定める行政機関等の使用に係る電子計 算機から入手され記録されたものとする。

(前払式割賦販売契約約款の基準)

- 第十三条 法第十五条第一項第五号の経済産業省令・内閣府令で定める基準は、次のと おりとする。
  - 一 次の事項が記載される欄があること。
    - イ 販売者の名称および住所
    - ロ 購入者の氏名
    - ハ 契約番号
    - 二 契約年月日
    - ホ 商品の種類
    - へ 商品の数量
    - 卜 前払式割賦販売価格

- チ 賦払金の金額、回数、支払時期及び支払の方法
- リ 前払式割賦販売契約約款の交付の時期及び交付の方法
- 二 購入者が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。
- 三 次の表の上欄の事項(商品の引渡しを受ける前に代金の一部を支払う旨を定める前払式割賦販売契約約款にあつては、同欄の一から五までの項の事項)が記載されており、かつ、その内容が同表の下欄の基準に合致していること。

記載すべき事項	内容の基準		
一 領収書の発行に関すること。	支払の方法が集金又は持参の場合には、		
	領収書を発行する旨が定められているこ		
	と。		
二 商品の引渡し時期に関すること。	引渡し時期として商品の引渡しを受ける		
	前に支払うべき代金の完済後三十日以内		
	の一定期間が定められていること。		
三 契約の解除に関すること。	購入者の支払義務の不履行により契約を		
	解除する場合は、販売者が定める一定期		
	間にわたり義務の不履行があつた場合で		
	あつて、販売者が二十日以上の相当な期		
	間を定めてその支払を書面で催告し、そ		
	の期間内にその義務が履行されない場合		
	に限る旨及び販売者の責に帰すべき事由		
	により契約の目的を達することができな		
	くなつた場合には、購入者は当該契約を		
	解除することができる旨が定められてい		
	ること。		
四 契約の解除に伴う損害賠償等の額に	購入者の責に帰すべき事由により契約を		
関すること。	解除する場合には、契約解除の日から六		
	十日以内の一定の期間内に購入者が既に		
	支払つた金額から契約の締結及び履行の		
	ために通常要する費用の額を控除した額		
	を払い戻す旨が定められており、かつ、		
	その額が、購入者が容易に計算すること		
	ができる方法により明確に表示されてい		
	ること、並びに販売者の責に帰すべき事		
	由により契約を解除する場合には、遅滞		
	なく、支払済金額及び支払済金額に法定		
	利率を乗じた額以上の一定額の合計額を		
	払い戻す旨が定められていること。		
五 代金残額の一括支払いに関するこ	購入者は、賦払金の支払の途中におい		
と。	て、契約に係る商品の現金販売価格から		
	支払済金額及び支払済金額に法定利率を		
	乗じた額以上の一定額の合計額を控除し		
	た額を現金で支払つた場合には、当該商		
	品の引渡しを受け、契約を結了すること		
	ができる旨が定められていること。		

六 支払完済前の商品引渡しに関するこ	購入者は、販売者が定める一定の回数以	
と。	上賦払金を支払つた場合であつて、販売	
	者が定める条件に適合するときは、当該	
	割賦販売契約の内容を変更して商品の引	
	渡しを受けることができる旨及びこの場	
	合において販売者は支払済金額及び支払	
	済金額に法定利率を乗じた額以上の一定	
	額の合計額を変更後の代金の一部に充当	
	する旨が定められていること。	
七 前払式割賦販売契約約款の交付及び	前払式割賦販売契約約款を交付する場合	
再交付に関すること。	にあつては、その交付の時期及び交付の	
	方法並びに購入者から当該約款の再交付	
	を求められたときは、遅滞なく、当該約	
	款を再交付する旨が定められているこ	
	と。	

- 四 次の事項が記載されていないこと。
  - イ 前払式割賦販売契約約款の再交付をする場合において、その再交付に通常要する費用を超えて手数料を徴収すること。
  - ロ 契約締結後に販売者が消費税及び地方消費税の増額以外の理由により価格の引 上げを行うことができること。
  - ハ 契約締結後に販売者が契約に係る商品を変更することができること。
  - ニ 購入者からの契約の解除ができない旨の特約
  - ホ 法第二十七条第二項に規定する特約
  - へ 当該契約に係る訴の属する裁判所の管轄につき購入者に著しく不利となる特約
  - ト イからへまでに掲げるもののほか、法令に違反する特約又は購入者に著しく不 利となる特約
- 五 日本産業規格 Z 八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。

## (営業保証金の供託の届出)

第十四条 法第十六条第二項(法第十八条第二項及び第二十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、様式第四による届出書を提出してしなければならない。

(営業保証金等に充てることができる有価証券)

- 第十五条 法第十七条第二項(法第十八条第二項、第十八条の三第五項、第二十二条第 三項及び第二十二条の二第三項において準用する場合を含む。)の経済産業省令で定 める有価証券は、次の各号に掲げるものとする。
  - 一 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項第一号から第三号 までに規定する債券

- 二 前号に掲げるもののほか、担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)による担保付社債券及び法令により優先弁済を受ける権利を保証されている社債券(自己の社債券及び会社法(平成十七年法律第八十六号)による特別清算開始の命令を受け、特別清算終結の決定の確定がない会社、破産法(平成十六年法律第七十五号)による破産手続開始の決定を受け、破産終結の決定若しくは破産廃止の決定の確定がない会社、民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)による再生手続開始の決定を受け、再生手続終結の決定若しくは再生手続廃止の決定の確定がない会社又は会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)による更生手続開始の決定を受け、更生手続終結の決定若しくは更生手続廃止の決定の確定がない会社が発行した社債券を除く。)
- 三 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第八十八条に規 定する振替国債

(営業保証金等に充てることができる有価証券の価額)

- 第十六条 法第十七条第二項(法第十八条第二項、第十八条の三第五項、第二十二条第 三項及び第二十二条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定により前条の 有価証券を営業保証金又は前受業務保証金に充てる場合における当該有価証券の価額 は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる額とする。
  - 一 前条第一号又は第三号に掲げる有価証券については、その額面金額の百分の九十 五
  - 二 前条第二号に掲げる有価証券については、その額面金額の百分の九十
- 2 割引の方法により発行した債券については、前項の規定の適用については、その発行価額に別記算式により算出した額を加えた額を額面金額とみなす。

#### (前受金保全措置)

- 第十七条 法第十八条の四第一項及び第二十二条第二項の規定による届出は、様式第五による届出書を提出してしなければならない。
- 第十八条 法第十八条の五第三項の承認の申請は、様式第六による申請書を提出してしなければならない。
- 2 法第十八条の五第五項の承認の申請は、様式第七の申請書を提出してしなければならない。
- 3 前項の申請書には、供託委託契約を解除したことを証する書面を添付しなければならない。

#### (承継の届出)

- 第十九条 法第十八条の六第二項の規定による届出は、様式第八による届出書を提出してしなければならない。
- 2 法第十八条の六第二項の事実を証する書面は、次のとおりとする。
  - 一 登記事項証明書並びに役員の履歴書及び第十二条第二項第四号に規定する書面
  - 二 事業の全部を譲り受けたことによつて許可割賦販売業者の地位を承継した法人に

あつては、事業譲渡契約書の写し

(変更の届出)

- 第二十条 法第十九条第一項の規定による届出は、様式第九による届出書を提出してしなければならない。
- 2 法第十九条第二項の規定による届出は、様式第十による届出書を提出してしなければならない。
- 3 法第十九条第四項において準用する法第十二条第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。
  - 一 法第十九条第一項の規定による届出にあつては、次に掲げるもの
    - イ その変更に係る事項を証する書類
    - ロ その変更が新たに就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書及 び第十二条第二項第四号に掲げる書面(法第十五条第一項第八号に係るものに限 る。)
    - ハ その変更が新たに前払式割賦販売に関する代理店を設置したことに係るもので あるときは、代理店契約書の写し
  - 二 法第十九条第二項の規定による届出にあつては、変更前及び変更後の前払式割賦 販売契約約款
- 4 第十二条第三項の規定は、法第十九条第四項において準用する法第十二条第三項の 経済産業省令で定める電磁的記録に準用する。

(帳簿の備付け)

- 第二十一条 法第十九条の二の帳簿は、主たる営業所(主たる営業所に備える帳簿に第 三項各号に掲げる事項をすべて記載することが困難な場合には、主たる営業所及び従 たる営業所であつて経済産業大臣に様式第十一による届出書の提出があつたもの)に 備えなければならない。
- 2 帳簿は、閉鎖の日から起算して二年間保存しなければならない。
- 3 法第十九条の二の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。
  - 一 前払式割賦販売の契約を締結した者の氏名及び住所
  - 二 契約番号
  - 三 商品名
  - 四 前払式割賦販売の契約に係る商品の代金の全部又は一部として受領した前受金 (以下「予約前受金」という。)の残高
  - 五 営業所又は代理店ごとの月末における予約前受金の合計額及び契約件数
- 4 主たる営業所及び第一項に規定する従たる営業所に帳簿を備える場合においては、主たる営業所に備える帳簿には、帳簿を備える営業所ごとの月末における予約前受金の合計額及び契約件数を記載しなければならない。

(改善命令に係る収支率等)

第二十二条 法第二十条の二第一項第一号の経済産業省令で定める率は、百分の百とする。

- 2 法第二十条の二第一項第二号の経済産業省令で定める率は、百分の九十とする。
- 3 法第二十条の二第一項第三号の経済産業省令で定める場合は、次のとおりとする。
  - 一 資産の合計額から負債の合計額を控除した額が資本金又は出資の額に満たないとき。
  - 二 予約前受金の合計額又は負債の合計額が財産の状況に照らし著しく過大であると き。
  - 三 前払式割賦販売に係る繰延費用を過大に計上しているときその他経理処理が不健 全なとき。
  - 四 基準日において前受金保全措置により前払式割賦販売の契約によつて生じた債務の弁済に充てることができる額が当該基準日に係る基準額を下回つたとき。
  - 五 販売員その他従業員に対する指導監督が十分でないとき。
  - 六 前払式割賦販売の業務の委託先(委託先が法人であるときは、その業務を執行する社員、取締役、執行役その他の法人の代表者)又は代理店(代理店が法人であるときは、その業務を執行する社員、取締役、執行役その他の法人の代表者)に対する指導が十分でないとき。
  - 七 購入者に対して、前払式割賦販売の契約に関する事項であつてその判断に影響を 及ぼすこととなる重要なものにつき、事実を告げないとき、又は不実のこと若しく は誤解させるおそれのあることを告げ、若しくは表示したとき。
  - 八 購入者に対して、不利益となるべき事実を告げずに、既に成立している前払式割 賦販売の契約を消滅させて新たな前払式割賦販売の契約の申込みをさせ、又は新た な前払式割賦販売の契約の申込みをさせて既に成立している前払式割賦販売の契約 を消滅させる行為を行つたとき。
  - 九 前払式割賦販売の契約を締結させ、又は前払式割賦販売の契約の解除を妨げるため、購入者を威迫したとき。
  - 十 購入者からの前払式割賦販売の契約の解除の申出を受けることを拒否し、又は不当に遅延させたとき。
  - 十一 前払式割賦販売の業務に関して取得した購入者に関する情報の適切な取扱い及 び購入者からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じていないとき。
  - 十二 前払式割賦販売契約約款に記載されている義務を履行しないとき。
  - 十三 前払式割賦販売契約約款の内容が第十三条の基準に適合しないとき。
- 4 前項第一号に規定する資産の合計額又は負債の合計額、同項第二号に規定する予約前受金の合計額又は負債の合計額及び同項第三号に規定する前払式割賦販売に係る繰延費用は、その計算しようとする日(以下「計算日」という。)における帳簿価額(資産のうち受取手形、売掛金、貸付金及び未収入金については貸倒引当金を、有形固定資産(土地及び建設仮勘定を除く。)については減価償却引当金を控除した額。以下この項及び第百二十四条第四項において同じ。)により計算するものとする。ただし、資産にあつてはその帳簿価額が当該資産を計算日において評価した額を超えるとき、負債にあつてはその帳簿価額が当該負債を計算日において評価した額を下るときは、その評価した額により計算するものとする。

(収益の額等の計算)

- 第二十三条 法第二十条の二第二項に規定する収益の額は、純売上高(役務収益を含む。)の額及び営業外収益の額を合計して計算するものとする。この場合において、 割賦販売に係る未実現利益を貸借対照表の負債の部に計上している許可割賦販売業者 については、その未実現利益の当該事業年度における増加額は、収益の額から控除し、 減少額は、収益の額に算入するものとする。
- 2 法第二十条の二第二項に規定する費用の額は、売上原価(役務原価を含む。)の額、 販売費及び一般管理費の額並びに営業外費用の額を合計して計算するものとする。
- 3 前二項の場合において、前期損益修正その他通常の営業活動以外の原因により発生 した特別の利益又は損失の額は、収益又は費用の額に算入しないものとする。
- 4 法第二十条の二第二項に規定する流動資産の合計額は、次の各号に掲げる資産の額 を合計して計算するものとする。
  - 一 現金
  - 二 預金
  - 三 受取手形
  - 四 売掛金
  - 五 有価証券(投資有価証券を除く。)
  - 六 商品
  - 七 製品
  - 八 半製品
  - 九 原材料
  - 十 仕掛品
  - 十一 貯蔵品
  - 十二 前渡金
  - 十三 前払費用(一年以内に償却されて費用となるべきものに限る。)
  - 十四 短期貸付金
  - 十五 立替金
  - 十六 未収入金
  - 十七 未収収益
  - 十八 前払式割賦販売に係る繰延費用 (一年以内に償却されて費用となるべきものに限る。)
  - 十九 前各号に掲げるもの以外の資産 (一年以内に現金化できると認められるものに限る。)
- 5 法第二十条の二第二項に規定する流動負債の合計額は、次の各号に掲げる負債を合計して計算するものとする。
  - 一 支払手形
  - 二 買掛金
  - 三 短期借入金
  - 四 未払金
  - 五 未払費用
  - 六 前払式割賦販売に係る前受金 (一年以内に取り崩されると見込まれるものに限 る。)

- 七 預り金
- 八 前受収益
- 九 未払法人税等
- 十 前各号に掲げるもの以外の負債(一年以内に支払い又は返済されると認められる ものに限る。)
- 6 第四項又は前項に規定する資産又は負債の額は、計算日における帳簿価額(第四項 第三号、第四号、及び第十六号に掲げる資産については貸倒引当金を控除した額。以 下この項において同じ。)により計算するものとする。ただし、資産にあつては、そ の帳簿価額が当該資産を計算日において評価した額を超えるとき、負債にあつては、 その帳簿価額が当該負債を計算日において評価した額を下るときは、その評価した額 により計算するものとする。

(供託委託契約の受託者が供託した前受業務保証金の取戻し)

第二十四条 法第二十条の四第二項の承認の申請は、様式第十二による申請書を提出してしなければならない。

(処分の公示)

第二十五条 法第二十四条(法第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による公示は、官報に掲載してするものとする。

(廃止の届出)

第二十六条 法第二十六条第一項の規定による届出は、様式第十三による届出書を提出 してしなければならない。

## 第二章 ローン提携販売

(ローン提携販売条件の表示の方法)

- 第二十七条 法第二十九条の二第一項各号の事項を記載した書面を交付するときは、次 の各号に定めるところによらなければならない。
  - 利用者が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。
  - 二 日本産業規格 Z 八三○五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。
  - 三 法第二十九条の二第一項第二号の事項は、次項に規定する方法により算定した融資手数料(借入金の利息、保証料、信用調査費、事務管理費その他何らの名義をもつてするを問わずローン提携販売に係る手数料としてローン提携販売業者(購入者等の債務の保証について、ローン提携販売業者から委託を受けて保証を行う者を含む。)又は融資を行う者(購入者等がローン提携販売の方法により指定商品若しくは指定権利を購入し、又は指定役務の提供を受ける場合において、支払総額の全部又は一部に充てるための借入金の借入れを行う相手方をいう。)が購入者等に対し支払わせるものの総額(登記等手数料をローン提携販売に係る手数料に含めない旨が明示されているときは、登記等手数料を控除した額)。以下同じ。)の料率を年

利建てで少なくとも○・ーパーセントの単位まで示し、かつ、当該料率以外の料率 を示さないこと。

- 2 法第二十九条の二第一項第二号の経済産業省令・内閣府令で定める方法は、別表第 一第一号に定める方法とする。ただし、分割返済金の返済の方法が、返済の間隔については第一号に、額については第二号に該当する場合以外の場合にあつては、同表第 二号に定める方法とすることができる。
  - 一 分割返済金の返済の間隔が次のいずれかに該当する場合
    - イ 返済期間における分割返済金の返済が月一回であり、かつ、等間隔である場合
    - ロ イに掲げる場合を除き、契約の締結された日から第一回の分割返済金の返済日 の前日までの期間が二月未満であつて、第一回の分割返済金の返済日から返済期 間の終了の日までの返済が月一回であり、かつ、等間隔である場合
  - 二 分割返済金の額が次のいずれかに該当する場合
    - イ 分割返済金の額が均等である場合
    - ロ 任意の一回の分割返済金を除く他の分割返済金の額が均等であり、当該均等な 分割返済金の額と異なる一回の分割返済金の額が他の均等な分割返済金の額の
      - 一・五倍に相当する額以下の額である場合
    - ハ 返済期間のうちに六月、七月、八月、十二月若しくは一月が含まれている場合 (返済期間が一年未満の場合に限る。)であつて、返済期間において当該六月、 七月、八月、十二月若しくは一月のうちの一の月のみにおける分割返済金(以下 「特定月の分割返済金」という。)以外の分割返済金についてイ若しくは口に該 当しており、かつ、特定月の分割返済金の額が他の分割返済金の額を超えている 場合又は返済期間のうちに六月、七月若しくは八月と十二月若しくは一月が含ま れている場合であつて、返済期間において当該六月、七月若しくは八月のうちの 一の月と十二月若しくは一月のうちの一の月の分割返済金(以下「特定の二月の 分割返済金」という。)以外の分割返済金についてイ若しくは口に該当しており、 かつ、特定の二月の分割返済金の額が同額で他の分割返済金の額を超えている場 合
- 3 法第二十九条の二第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。
  - 一 支払総額の具体的算定例
  - 二 極度額(ローン提携販売の方法により指定商品若しくは指定権利を購入し、又は 指定役務を受領することができる額の上限であつて、あらかじめ定められたものを いう。次条第三項第二号において同じ。)について定めがあるときは、その金額
  - 三 前号に定めるもののほか、カード等の利用に関する特約があるときは、その内容
- 第二十八条 法第二十九条の二第二項各号の事項を記載した書面を交付するときは、次 の各号に定めるところによらなければならない。
  - 一 利用者が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。
  - 二 日本産業規格 Z 八三○五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。
  - 三 法第二十九条の二第二項第二号の事項は、次項に規定する方法により算定した融 資手数料の料率を年利建てで少なくとも○・一パーセントの単位まで示し、かつ、

当該料率以外の料率を示さないこと。

- 2 法第二十九条の二第二項第二号の経済産業省令・内閣府令で定める方法は、別表第 一第三号に定める方法とする。
- 3 法第二十九条の二第二項第三号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のと おりとする。
  - 一 弁済金の額の具体的算定例
  - 二 極度額について定めがあるときは、その金額
  - 三 前号に定めるもののほか、カード等の利用に関する特約があるときは、その内容
- 第二十九条 法第二十九条の二第三項の規定により、同条第一項又は第二項のローン提 携販売の方法により指定商品若しくは指定権利を販売する場合の販売条件又は指定役 務を提供する場合の提供条件について広告をするときは、それぞれ同条第一項各号又 は第二項各号の事項について次の各号に定めるところにより表示しなければならない。
  - 一 法第二十九条の二第一項各号又は第二項各号の事項について、利用者が読みやす く、理解しやすいような用語により、正確に表示すること。
  - 二 書面により広告を行う場合にあつては、日本産業規格 Z 八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。
  - 三 法第二十九条の二第一項第二号又は第二項第二号の事項は、それぞれ第二十七条 第二項又は前条第二項に規定する方法により算定した融資手数料の料率を年利建て で少なくとも〇・一パーセントの単位まで示し、かつ、当該料率以外の料率を示さ ないこと。

#### (書面の交付等)

- 第三十条 法第二十九条の三第一項第七号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、 次のとおりとする。ただし、法第二十九条の二第一項のローン提携販売の方法により 指定商品を販売する契約であつて、当該契約に係る指定商品の種類が二以上あるもの を締結した場合においては、第三号及び第四号に掲げる事項(現金販売価格が三千円 に満たない指定商品(当該契約に係る指定商品のうち現金販売価格が最も高額である ものを除く。)に係るものに限る。)を記載しないことができる。
  - 一 ローン提携販売業者の名称及び住所又は電話番号
  - 二 契約年月日
  - 三 商品若しくは権利又は役務の種類
  - 四 商品の数量(権利又は役務の場合にあつては、契約上権利を行使し得る回数若しくは期間又は役務の提供を受けることができる回数若しくは期間)

#### 五 返還回数

- 六 ローン提携販売の方法により指定商品若しくは指定権利を販売する契約又は指定 役務を提供する契約(以下「ローン提携販売の契約」という。)について購入者等 が問合わせ、相談等を行うことができる機関の名称及び住所又は電話番号
- 七 法第二十九条の四第二項において準用する法第三十条の四第一項の規定に関する 事項
- 八 役務の提供が指定商品又は指定権利の販売の条件となつているときは、当該役務

- の内容、提供時期その他当該役務に関する事項
- 九 商品の販売が指定権利の販売又は指定役務の提供の条件となつているときは、当 該商品の内容、引渡し時期その他当該商品に関する事項
- 十 権利の販売が指定商品の販売又は指定役務の提供の条件となつているときは、当 該権利の内容、移転時期その他当該権利に関する事項
- 十一 商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合の責任についての定めがあるときは、その内容
- 十二 前各号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容
- 十三 ローン提携販売の契約が連鎖販売個人契約又は業務提供誘引販売個人契約であるときは、その旨
- 第三十一条 法第二十九条の三第一項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。
  - 購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。
  - 二 法第二十九条の三第一項第五号に掲げる事項については、その内容が次の基準に 合致していること。
    - イ 購入者等からの契約の解除ができない旨が定められていないこと。
    - ロ ローン提携販売の契約の締結の前にローン提携販売業者が見本、カタログ等により購入者等に対し提示した当該契約の内容と当該購入者等が受領した商品若しくは権利又は提供を受ける役務が相違している場合には、購入者等は、当該契約の解除をすることができる旨が定められていること。
    - ハ ローン提携販売業者の責に帰すべき事由により契約が解除された場合における ローン提携販売業者の義務に関し、民法第五百四十五条に規定するものより購入 者等に不利な特約が定められていないこと。
  - 三 前条第七号に掲げる事項については、その内容に、指定商品若しくは指定権利の 販売につきそれを販売したローン提携販売業者又は指定役務の提供につきそれを提 供するローン提携販売業者に対して生じている事由をもつて、分割返済金の返済の 請求をするローン提供業者に対抗できる旨が定められていること。
- 四 法第二十九条の三第一項第六号並びに前条第十一号及び第十二号に掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる事項についての定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。

事項	内容の基準	
一 所有権の移転に関する事項	イ 商品の所有権の移転の時期が明示さ	
	れていること。	
	ロ 商品の所有権の移転前においては、	
	購入者は、当該商品を担保に供し、譲渡	
	し、又は転売することができない旨が定	
	められていること。	

二 商品が種類又は品質に関して契約の 内容に適合しない場合の責任に関する事 項 商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合にローン提携販売業者がその不適合(道路運送車両法の規定による臨時運行以外の運行の用に供された旨が明示されている自動車に係るものであつて、当該運行の用に供されたことにより通常生ずるものを除く。)について責任を負わない旨が定められていないこと。

三 法第二十九条の三第一項第六号及び前条第十一号に掲げるもの以外の特約

法令に違反する特約が定められていない こと。

- 五 日本産業規格 Z 八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。
- 第三十二条 法第二十九条の三第二項第六号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、ローン提携販売の契約であつて当該契約に係る指定商品の種類が二以上あるものを締結した場合においては、第三号及び第四号に掲げる事項(現金販売価格が三千円に満たない指定商品(当該契約に係る指定商品のうち現金販売価格が最も高額であるものを除く。)に係るものに限る。)を記載しないことができる。
  - 一 ローン提携販売業者の名称及び住所又は電話番号
  - 二 契約年月日
  - 三 商品若しくは権利又は役務の種類
  - 四 商品の数量(権利又は役務の場合にあつては、契約上権利を行使し得る回数若しくは期間又は役務の提供を受けることができる回数若しくは期間)
  - 五 ローン提携販売の契約について購入者等が問合わせ、相談等を行うことができる 機関の名称及び住所又は電話番号
  - 六 法第二十九条の四第三項において準用する法第三十条の五の規定に関する事項
  - 七 役務の提供が指定商品又は指定権利の販売の条件となつているときは、当該役務 の内容、提供時期その他当該役務に関する事項
  - 八 商品の販売が指定権利の販売又は指定役務の提供の条件となつているときは、当 該商品の内容、引渡し時期その他当該商品に関する事項
  - 九 権利の販売が指定商品の販売又は指定役務の提供の条件となつているときは、当 該権利の内容、移転時期その他当該権利に関する事項
  - 十 商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合の責任についての定め があるときは、その内容
  - 十一 前各号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容
  - 十二 ローン提携販売の契約が連鎖販売個人契約又は業務提供誘引販売個人契約であるときは、その旨

- 第三十三条 法第二十九条の三第二項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。
  - 購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。
  - 二 法第二十九条の三第二項第四号に掲げる事項については、その内容が次の基準に 合致していること。
    - イ 購入者等からの契約の解除ができない旨が定められていないこと。
    - ロ ローン提携販売の契約の締結の前にローン提携販売業者が見本、カタログ等により購入者等に対し提示した当該契約の内容と当該購入者等が受領した商品若しくは権利又は提供を受ける役務が相違している場合には、購入者等は、当該契約の解除をすることができる旨が定められていること。
    - ハ ローン提携販売業者の責に帰すべき事由により契約が解除された場合における ローン提携販売業者の義務に関し、民法第五百四十五条に規定するものより購入 者等に不利な特約が定められていないこと。
  - 三 前条第六号に掲げる事項については、その内容に、指定商品若しくは指定権利の 販売につきそれを販売したローン提携販売業者又は指定役務の提供につきそれを提 供するローン提携販売業者に対して生じている事由をもつて、弁済金の返済の請求 をするローン提供業者に対抗できる旨が定められていること。

四 法第二十九条の三第二項第五号、前条第十号及び第十一号に掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる事項についての定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。

<u> </u>				
事項	内容の基準			
一 所有権の移転に関する事項	イ 商品の所有権の移転の時期が明示さ			
	れていること。			
	ロ 商品の所有権の移転前においては、			
	購入者は、当該商品を担保に供し、譲渡			
	し、又は転売することができない旨が定			
	められていること。			
二 商品が種類又は品質に関して契約の	商品が種類又は品質に関して契約の内容			
内容に適合しない場合の責任に関する事	に適合しない場合にローン提携販売業者			
項	がその不適合(道路運送車両法の規定に			
	よる臨時運行以外の運行の用に供された			
	旨が明示されている自動車に係るもので			
	あつて、当該運行の用に供されたことに			
	より通常生ずるものを除く。)について			
	責任を負わない旨が定められていないこ			
	と。			
三 法第二十九条の三第二項第五号及び	法令に違反する特約が定められていない			
前条第十号に掲げるもの以外の特約	こと。			

五 日本産業規格 Z 八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。

(情報通信の技術を利用する方法)

- 第三十四条 法第二十九条の四第一項において読み替えて準用する法第四条の二の経済 産業省令・内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。
  - 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又は口に掲げるもの
    - イ ローン提携販売業者の使用に係る電子計算機と利用者又は購入者等の使用に係 る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電 子計算機に備えられたファイルに記録する方法
    - ロ ローン提携販売業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて利用者又は購入者等の閲覧に供し、当該利用者又は購入者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法(法第二十九条の四第一項において読み替えて準用する法第四条の二前段に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、ローン提携販売業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
  - 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項 を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべ き事項を記録したものを交付する方法
- 2 前項に掲げる方法は、利用者又は購入者等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものでなければならない。
- 3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、ローン提携販売業者の使用に係る電子 計算機と、利用者又は購入者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した 電子情報処理組織をいう。
- 第三十五条 令第十七条において読み替えて準用する令第二条の規定により示すべき方 法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。
  - 一 前条第一項に規定する方法のうちローン提携販売業者が使用するもの
  - 二 ファイルへの記録の方式

# 第三章 信用購入あつせん 第一節 包括信用購入あつせん 第一款 業務

(包括信用購入あつせんの取引条件に関する情報の提供等)

- 第三十六条 法第三十条第一項の規定により同項各号に掲げる事項に係る情報を提供するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。
  - 一 利用者が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に表示すること。
  - 二 書面の交付又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用 する方法により提供すること。
  - 三 日本産業規格 Z 八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。
  - 四 法第三十条第一項第二号の事項は、第五項に規定する方法により算定した包括信

用購入あつせんの手数料(金利、信用調査費、集金費、事務管理費、貸倒補てん費 その他何らの名義をもつてするを問わず包括信用購入あつせんに係る手数料として 包括信用購入あつせん業者が購入者等に対し支払わせるものの総額(登記等手数料を包括信用購入あつせんの手数料に含めない旨が明示されているときは、登記等手数料を控除した額)。以下同じ。)の料率を年利建てで少なくとも○・ーパーセントの単位まで示し、かつ、当該料率以外の料率を示さないこと。

- 2 前項第二号の情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げる方法とする。
  - 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ、ロ、ハ又はニに掲げるもの
    - イ 包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機と利用者の使用に係る電子 計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算 機に備えられたファイルに記録する方法
    - ロ 包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を提供すべき事項(以下「提供事項」という。)を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供し、当該利用者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該提供事項を記録する方法
    - ハ 包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル(専 ら利用者又は購入者等の用に供するものに限る。次項、第五十条、第五十三条、 第五十五条の四及び第六十八条の七において「顧客ファイル」という。)に記録 された提供事項を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法
    - 二 閲覧ファイル(包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の利用者又は購入者等の閲覧に供するための提供事項を記録させるファイルをいう。以下次項、第五十条、第五十五条の四及び第六十八条の七において同じ。)に記録された提供事項を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法
  - 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項 を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに提供事項を記録 したものを交付する方法
- 3 前項に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
  - 一利用者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。
  - 二 前項第一号ハ又は二に掲げる方法にあつては、カード等に係る取引が結了する日までの間、次に掲げる事項(利用者に適用される包括信用購入あつせんの取引条件に係るものに限る。)を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している提供事項を書面により交付する場合、同号イ若しくは口若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は利用者による当該提供事項に係る消去の指図がある場合は、当該提供事項を消去することができる。
    - イ 前項第一号ハに掲げる方法については、顧客ファイルに記録された提供事項
    - ロ 前項第一号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された提供事項
  - 三 前項第一号ニに掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合すること。
    - イ 利用者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録する こと。

- ロ 前号に規定する期間において、イの規定により利用者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた利用者が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。
- 4 この条から第三十七条の二まで、第五十条、第五十二条から第五十三条の二まで、 第五十五条の二から第五十五条の四まで、第六十八条の六及び第六十八条の七の「電子情報処理組織」とは、包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機と、利用 者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 法第三十条第一項第二号の経済産業省令・内閣府令で定める方法は、別表第一第一号に定める方法とする。ただし、支払分の支払の方法が、支払の間隔については第一号に、額については第二号に該当する場合以外の場合にあつては、同表第二号に定める方法とすることができる。
  - 一 支払分の支払の間隔が次のいずれかに該当する場合
    - イ 支払期間における支払分の支払が月一回であり、かつ、等間隔である場合
    - ロ イに掲げる場合を除き、包括信用購入あつせん関係受領契約の締結された日から第一回の支払分の支払日の前日までの期間が二月未満であつて、第一回の支払 分の支払日から支払期間の終了の日までの支払が月一回であり、かつ、等間隔で ある場合
  - 二 支払分の額が次のいずれかに該当する場合
    - イ 支払分の額が均等である場合
    - ロ 任意の一回の支払分を除く他の支払分の額が均等であり、当該均等な支払分の額と異なる一回の支払分の額が他の均等な支払分の額の一・五倍に相当する額以下の額である場合
    - ハ 支払期間のうちに六月、七月、八月、十二月若しくは一月が含まれている場合 (支払期間が一年未満の場合に限る。)であつて、支払期間において当該六月、 七月、八月、十二月若しくは一月のうちの一の月のみにおける支払分(以下「特 定月の支払分」という。)以外の支払分についてイ若しくは口に該当しており、 かつ、特定月の支払分の額が他の支払分の額を超えている場合又は支払期間のう ちに六月、七月若しくは八月と十二月若しくは一月が含まれている場合であつて、 支払期間において当該六月、七月若しくは八月のうちの一の月と十二月若しくは 一月のうちの一の月の支払分(以下「特定の二月の支払分」という。)以外の支 払分についてイ若しくは口に該当しており、かつ、特定の二月の支払分の額が同 額で他の支払分の額を超えている場合
- 6 法第三十条第一項第三号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。
  - 一 支払総額の具体的算定例
  - 二 極度額について定めがあるときは、その金額
  - 三 前号に定めるもののほか、カード等の利用に関する特約があるときは、その内容

第三十七条 法第三十条第二項の規定により同項各号に掲げる事項に係る情報を提供す

- るときは、次の各号に定めるところによらなければならない。
- 利用者が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に表示すること。
- 二 書面の交付又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用 する方法により提供すること。
- 三 日本産業規格 Z 八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。
- 四 法第三十条第二項第二号の事項は、第四項に規定する方法により算定した包括信用購入あつせんの手数料の料率を年利建てで少なくとも〇・一パーセントの単位まで示し、かつ、当該料率以外の料率を示さないこと。
- 2 前項第二号の情報通信の技術を利用する方法は、前条第二項に掲げる方法とする。
- 3 前項の方法は、前条第三項に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 4 法第三十条第二項第二号の経済産業省令・内閣府令で定める方法は、別表第一第三 号に定める方法とする。
- 5 法第三十条第二項第三号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりと する。
  - 一 弁済金の額の具体的算定例
  - 二 極度額について定めがあるときは、その金額
  - 三 前号に定めるもののほか、カード等の利用に関する特約があるときは、その内容
- 第三十七条の二 法第三十条第三項の規定により同条第一項各号又は同条第二項各号の 事項を記載した書面(利用者に適用される包括信用購入あつせんの取引条件に係るも のに限る。)を交付するときは、第三十六条第一項、第五項及び第六項又は前条第一 項、第四項及び第五項の規定を準用する。
- 2 法第三十条第三項ただし書の経済産業省令・内閣府令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。
  - 一 包括信用購入あつせん業者が利用者又は購入者等に提供する役務が、次のいずれ にも該当する場合
    - イ 包括信用購入あつせん業者が、カードその他の物を交付することなく、当該利 用者にカード等(法第二条第三項第一号の番号、記号その他の符号に限る。以下 この号、第五十三条の二、第五十五条の二、第五十五条の三及び第六十八条の六 において同じ。)を付与すること。
    - ロ 当該利用者が、当該利用者の使用に係る電子計算機を用いて、イのカード等を 通知して、法第三十条の二の三第一項又は第二項に規定する契約及び同条第五項 に規定する契約を締結すること。
    - ハ 包括信用購入あつせん業者が、法第三十条の二の三第三項に規定する弁済金で あつて口に規定する同条第二項に規定する契約に係るものの支払を請求する場合 には、電子情報処理組織を使用する方法のうち第五十三条第二項第一号に掲げる ものによること。
  - 二 包括信用購入あつせん業者が法第三十条第一項各号又は第二項各号の事項を記載 した書面の交付により同条第一項又は第二項の規定による情報の提供を行った場合

- 第三十八条 法第三十条第四項の規定により、包括信用購入あつせんをする場合の取引 条件について広告するときは、同条第一項各号又は第二項各号の事項について次の各 号に定めるところにより表示しなければならない。
  - 一 法第三十条第一項各号又は第二項各号の事項について、利用者が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に表示すること。
  - 二 書面により広告を行う場合にあつては、日本産業規格 Z 八三〇五に規定する八ポ イント以上の大きさの文字及び数字を用いること。
  - 三 法第三十条第一項第二号又は第二項第二号の事項は、それぞれ第三十六条第五項 又は第三十七条第四項に規定する方法により算定した包括信用購入あつせんの手数 料の料率を年利建てで少なくとも〇・一パーセントの単位まで示し、かつ、当該料 率以外の料率を示さないこと。

#### (包括支払可能見込額の調査等)

- 第三十九条 法第三十条の二第一項本文の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次 のとおりとする。
  - 一 年収
  - 二 預貯金(利用者(個人である利用者に限る。次条から第四十八条まで、第五十六条から第五十八条まで、第六十二条の三、第六十二条の四、第六十八条の三、第六十八条の四、第三節及び別表第二において同じ。)の利益の保護を図るため包括支払可能見込額の算定に必要な場合に限る。)
  - 三 信用購入あつせんに係る債務の支払の状況
  - 四 借入れの状況
  - 五 前各号に掲げるもののほか、包括支払可能見込額の算定に必要な事項であつて客 観的に判断することができるもの
- 第四十条 法第三十条の二第一項本文の規定により前条各号に掲げる事項を調査する場合であつて、包括信用購入あつせんをするためカード等を利用者に交付し又は付与しようとするときは、次項から第六項までに定めるところによる。
- 2 前条第一号に掲げる事項の調査については、利用者から受ける年収の申告その他の 適切な方法により行わなければならない。ただし、包括信用購入あつせんをするため カード等を他の者の収入又はその収入及び他の者の収入により生計を維持している利 用者に交付し又は付与しようとする場合(主として配偶者(婚姻の届出をしていない が事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)の収入により生計を維 持している者(以下「特定配偶者」という。)以外の者に交付し又は付与しようとす る場合にあつては事前に書面その他の適切な方法により当該他の者の同意を得たとき に限る。)には、当該他の者から受ける当該他の者の年収の申告その他の適切な方法 により、当該利用者及び当該他の者の年収を合算して算定することができる。
- 3 前条第二号に掲げる事項の調査については、利用者から受ける預貯金の申告その他 の適切な方法により行わなければならない。ただし、包括信用購入あつせんをするた めカード等を他の者の収入又はその収入及び他の者の収入により生計を維持している 利用者に交付し又は付与しようとする場合(特定配偶者以外の者に交付し又は付与し

ようとする場合にあつては事前に書面その他の適切な方法により当該他の者の同意を 得たときに限る。)には、当該他の者から受ける当該他の者の預貯金の申告その他の 適切な方法により、当該利用者及び当該他の者の預貯金を合算して算定することがで きる。

- 4 前条第三号に掲げる事項の調査については、利用者の当該包括信用購入あつせん業者に対する信用購入あつせんに係る債務の支払の状況を確認して行わなければならない。ただし、包括信用購入あつせんをするためカード等を他の者の収入又はその収入及び他の者の収入により生計を維持している利用者に交付し又は付与しようとする場合であつて、前二項の規定により、当該利用者及び当該他の者の年収又は預貯金を合算して算定するときは、当該他の者から受ける当該他の者の支払時期の到来していない又は支払の義務が履行されていない信用購入あつせんに係る債務の申告その他の適切な方法により、当該利用者及び当該他の者の支払時期の到来していない又は支払の義務が履行されていない信用購入あつせんに係る債務を合算して算定しなければならない。
- 5 前条第四号に掲げる事項の調査については、利用者の当該包括信用購入あつせん業者からの借入れの状況その他の当該利用者の借入れの状況を勘案して行わなければならない。
- 6 前条第五号に掲げる事項の調査については、利用者から受ける当該事項の申告その 他の適切な方法により行わなければならない。
- 第四十一条 法第三十条の二第一項本文の規定により第三十九条各号に掲げる事項を調査する場合であつて、包括信用購入あつせんをするため、利用者に交付し又は付与しているカード等についてそれに係る有効期間(包括信用購入あつせんに係る購入又は受領の方法により商品若しくは権利を購入し、又は役務を受領することができる期間であつて、あらかじめ定められたものをいう。以下同じ。)を更新するためにカード等を当該利用者に交付し又は付与しようとするとき(当該利用者に交付し又は付与しているカード等に付随するカード等(以下「付随カード等」という。)についてそれに係る有効期間を更新するために付随カード等を当該利用者に交付し又は付与しようとするときを除く。)は、前条第二項から第四項まで及び第六項の申告を受けた事項等(変更があつたと認めるときは、その変更後のもの)及び当該利用者の当該包括信用購入あつせん業者に対する信用購入あつせんに係る債務の支払の状況を確認して、並びに当該利用者の借入れの状況を勘案して行わなければならない。
- 2 前項の調査は、当該有効期間を更新しようとする日の六月前からその更新の日まで の間に、一回行えば足りるものとする。
- 第四十二条 法第三十条の二第一項本文の規定により第三十九条各号に掲げる事項を調査する場合であつて、利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額を増額しようとするときは、第四十条第二項から第四項まで及び第六項の申告を受けた事項等(変更があつたと認めるときは、その変更後のもの)及び当該利用者の当該包括信用購入あつせん業者に対する信用購入あつせんに係る債務の支払の状況を確認して、並びに当該利用者の借入れの状況を勘案して行わなければならない。

- 第四十三条 法第三十条の二第一項ただし書の経済産業省令・内閣府令で定める場合は、 次に掲げる場合とする。
  - 一 包括信用購入あつせんをするため極度額が三十万円以下のカード等を利用者に交付し若しくは付与しようとする場合又は利用者に交付し若しくは付与したカード等についてそれに係る極度額を三十万円を上限として増額しようとする場合(これらのうち、第四十一条又は第四十二条の場合に該当する場合を含み、次のいずれかに該当する場合を除く。)
    - イ 指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用することにより、当該カード等を当該利用者に交付し若しくは付与しようとする時点又は当該カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする時点において、当該利用者の支払の義務が履行されないと認めるとき。
    - ロ 指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用することにより、当該利用者 の当該包括信用購入あつせん業者に対する包括信用購入あつせんに係る債務の額 が五十万円を、又は支払時期の到来していない若しくは支払の義務が履行されて いない包括信用購入あつせんに係る債務の額が百万円を超えると認めるとき。
  - 二 利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額を当該利用者の求めに応じ一時的に増額しようとする場合であつて、当該利用者が当該カード等を提示し又は通知して、包括信用購入あつせん関係販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者から役務の提供を受ける目的及び当該包括信用購入あつせん関係販売業者若しくは当該包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の名称又はこれに相当するものをあらかじめ確認した場合において、次のいずれかに該当するとき。
    - イ 極度額を一時的に増額しようとする期間が三月以内の場合であつて、当該増額 された後の極度額が法第三十条の二第一項本文の規定による調査により得られた 事項を基礎として算定した包括支払可能見込額に法第三十条の二の二本文の経済 産業大臣が定める割合を乗じて得た額(正当な理由があつて法第三十条の二第一項本文の規定による調査を行つていない場合は、当該カード等に係る極度額(現に当該カード等についてそれに係る極度額を利用者の求めに応じ一時的に増額している場合にあつては、一時的に増額する前の極度額))の二倍に相当する額を超えない場合において、当該増額された後の極度額が当該目的に照らして相当であると認めるとき。
    - ロ 当該利用者が臨時的かつ短期的な収入を得る見込みがあると認められる場合であって、当該増額された後の極度額が当該収入に照らして相当であると認めると き。
    - ハ 当該利用者が当該カード等を提示し又は通知して、包括信用購入あつせん関係 販売業者から当該利用者若しくは当該利用者と生計を一にする者の生命若しくは 身体を保護するため緊急に必要があると認められる商品若しくは権利を購入し、 又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者から当該利用者若しくは当該利用 者と生計を一にする者の生命若しくは身体を保護するため緊急に必要があると認 められる役務の提供を受ける場合であつて、当該増額された後の極度額が当該目

的に照らして相当であると認めるとき。

- 三 第四十一条の場合(同条の場合であつて、第一号の規定により、包括信用購入あつせんをするため極度額が三十万円以下のカード等を利用者に交付し又は付与しようとするときを含む。)であつて、利用者の当該包括信用購入あつせん業者に対する包括信用購入あつせんに係る債務の額が五万円に満たないとき。
- 四 包括信用購入あつせん業者が、法第三十条の二第一項本文の規定による調査により得られた事項を基礎として算定した包括支払可能見込額に法第三十条の二の二本文の経済産業大臣が定める割合を乗じて得た額(正当な理由があつて法第三十条の二第一項本文の規定による調査を行つていない場合は、利用者に交付し又は付与したカード等に係る極度額)の範囲内で、付随カード等を利用者に交付し若しくは付与しようとする場合又は当該付随カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合
- 五 第一号、第三号又は前号に掲げるもののほか、包括信用購入あつせん業者が、カード等を利用者に交付し又は付与した時から当該カード等についてそれに係る有効期間の満了の日までに、当該カード等に代えてカード等を利用者に交付し又は付与しようとする場合(カード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする場合を除く。)
- 2 包括信用購入あつせん業者は、前項各号に掲げる場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、利用者ごとに、当該各号に定める事項の記録を、書面又は電磁的記録をもつて作成し、カード等(付随カード等を含む。)についてそれに係る有効期間(第一号に掲げる場合(カード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする場合を除く。)には更新された後の有効期間を含み、第一号に掲げる場合(カード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする場合に限る。)又は第二号から第五号までのいずれかに掲げる場合には更新された後の有効期間を除く。)の満了の日又は当該有効期間内に締結した全ての包括信用購入あつせん関係受領契約(当該カード等(付随カード等を含む。)に係るものに限る。)に定められた最終の支払期日のうち最後のもの(これらの契約に基づく包括信用購入あつせんに係る債務の全てが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日)のうちいずれか遅い日までの間保存しなければならない。
  - 一 前項第一号に掲げる場合 次に掲げる事項
    - イ 契約年月日 (カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあっては増額した年月日、カード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする場合にあってはその更新しようとする年月日及び指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用して調査を行った年月日)
    - ロ 利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額(カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあつては、増額した後の極度額)
    - ハ 指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用して行つた調査の結果
  - ニ 当該包括信用購入あつせん業者に対する包括信用購入あつせんに係る債務の額 二 前項第二号に掲げる場合 次に掲げる事項
    - イ 利用者の求めがあつた日及びカード等についてそれに係る極度額を増額した年

月日

- ロ 増額した期間
- ハ 増額した後の極度額
- ニ 利用者がカード等を提示し又は通知して、包括信用購入あつせん関係販売業者 から商品若しくは権利を購入し、又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者 から役務の提供を受ける目的
- ホ あらかじめ確認した包括信用購入あつせん関係販売業者若しくは包括信用購入 あつせん関係役務提供事業者の名称又はこれに相当するもの
- へ 増額した期間において、利用者がカード等を提示し又は通知して、商品若しく は権利を購入した包括信用購入あつせん関係販売業者、又は役務の提供を受ける 包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の名称又はこれに相当するもの
- ト 利用者が得る見込みがあると認められる臨時的かつ短期的な収入(前項第二号 口に該当するときに限る。)
- 三 前項第三号に掲げる場合 次に掲げる事項
  - イ 利用者に交付し又は付与しているカード等についてそれに係る有効期間を更新 しようとする年月日及び当該利用者の当該包括信用購入あつせん業者に対する包 括信用購入あつせんに係る債務の額を調査した年月日
  - ロ 利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額
- ハ 当該包括信用購入あつせん業者に対する包括信用購入あつせんに係る債務の額 四 前項第四号に掲げる場合 次に掲げる事項
  - イ 付随カード等についてそれに係る契約年月日 (付随カード等についてそれに係る る極度額を増額しようとする場合にあつては、増額した年月日)
  - ロ 利用者に交付し又は付与した付随カード等についてそれに係る極度額(付随カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあつては、増額した後の極度額)
- 五 前項第五号に掲げる場合 カード等を利用者に交付し又は付与しようとする年月 日
- 第四十四条 法第三十条の二第二項の経済産業省令・内閣府令で定める資産は、利用者 又は購入者等(個人である購入者又は個人である役務の提供を受ける者に限る。以下 この条から第四十七条まで、第五十六条から第五十八条まで、第七十一条、第七十二 条、第七十三条の二、第七十四条第一項第四号及び第二項、第八十九条から第九十一 条まで、第三節並びに別表第二において同じ。)が所有し、自己の居住の用に供する 建物(当該建物が二以上ある場合には、これらの建物のうち、当該利用者又は購入者 等が主として居住の用に供する一の建物に限る。以下この条において「住宅」とい う。)又は住宅の用に供されている土地若しくは当該土地に設定されている地上権と する。
- 第四十五条 法第三十条の二第二項の経済産業省令・内閣府令で定める額(以下この条 及び次条第一項第二号において「生活維持費」という。)は、別表第二の上欄に掲げ る利用者又は購入者等及びその者と生計を一にする者の合計数(ただし、当該利用者

又は購入者等の包括支払可能見込額又は個別支払可能見込額を算定するために法第三十条の二第一項本文又は第三十五条の三の三第一項本文の規定による調査をするに当たり、他の者の収入により生計を維持している者が、第四十条第二項若しくは第七十二条第二項の規定による年収の合算又は第四十条第三項若しくは第七十二条第三項の規定による預貯金の合算のいずれもしない場合にあつては、一人とする。)の区分並びに同表の中欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における生活維持費は、当該各号 に定めるところによることができる。
  - 一 別表第二の上欄に掲げる利用者又は購入者等及びその者と生計を一にする者の合計数及び同表の中欄に掲げる場合の区分の双方について申告を受けることができない場合 二百四十万円
  - 二 別表第二の中欄に掲げる場合の区分について申告を受けることができない場合 (前号に該当する場合を除く。) 同表の上欄に掲げる利用者又は購入者等及びそ の者と生計を一にする者の合計数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額のうち、よ り高いもの
  - 三 別表第二の上欄に掲げる利用者又は購入者等及びその者と生計を一にする者の合計数について申告を受けることができない場合(第一号に該当する場合を除く。) 別表第二の上欄に掲げる利用者又は購入者等及びその者と生計を一にする者の合計数を四人以上とみなした上で、同表の中欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額
  - 四 利用者又は購入者等から当該利用者又は当該購入者等及びその者と生計を一にする者の最低限度の生活を維持するために必要な費用の一年分に相当する実際の額について客観的かつ合理的な方法により把握した場合 当該方法により把握した額(この場合において、別表第二の上欄に掲げる利用者又は購入者等及びその者と生計を一にする者の合計数の区分並びに同表の中欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額を下限の目安として、これに留意するものとする。)
- 3 前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における生活維持費は、当該各 号に定めるところによることができる。
  - 一 包括信用購入あつせん業者が、包括信用購入あつせんをするためカード等を他者の収入により生計を維持している者であつて当該親族と同居している者に交付し若しくは付与しようとする場合又は当該者に交付し若しくは付与したカード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合において、当該者の包括支払可能見込額を算定するために法第三十条の二第一項本文の規定による調査をするに当たり、第四十条第二項の規定による年収の合算を又は同条第三項の規定による預貯金の合算のいずれも行わないとき。 ないものとする。
  - 二 包括信用購入あつせん業者が、包括信用購入あつせんをするためカード等をその収入及び他の者の収入により生計を維持している者に交付し若しくは付与しようとする場合又は当該者に交付し若しくは付与したカード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合において、当該者の包括支払可能見込額を算定するために法第三十条の二第一項本文の規定による調査をするに当たり、第四十条第二項の規定による年収の合算又は同条第三項の規定による預貯金の合算のいずれも行わない

- とき。 前二項の規定による当該者に係る生活維持費を当該者の年収及び当該他の者の申告その他の適切な方法により把握した当該他の者の年収に応じて按分した額(当該他の者からその年収の申告を受けることができない場合であつてその合理的な推定ができないときにあつては、前二項の規定による当該者に係る生活維持費の二分の一に相当する額。第五号において同じ。)とする。
- 三 個別信用購入あつせん業者が、主として配偶者の収入により生計を維持している者であつてその配偶者と同居しているものを相手方とする個別信用購入あつせん関係受領契約を締結しようとする場合であつて、個別信用購入あつせんに係る販売の方法により商品若しくは指定権利(日常生活において必要とされるものを除く。)を販売する契約又は個別信用購入あつせんに係る提供の方法により役務(日常生活において必要とされるものを除く。)を提供する契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結しようとする場合において、当該者の個別支払可能見込額を算定するために法第三十五条の三の三第一項本文の規定による調査をするに当たり、第七十二条第二項の規定による年収の合算を又は同条第三項の規定による預貯金の合算のいずれも行わないとき。ないものとする。
- 四 個別信用購入あつせん業者が、他の者の収入により生計を維持している者(主として配偶者の収入により生計を維持している者を除く。)であつて当該他の者と同居している者を相手方とする個別信用購入あつせん関係受領契約を締結しようとする場合において、当該者の個別支払可能見込額を算定するために法第三十五条の三の三第一項本文の規定による調査をするに当たり、第七十二条第二項の規定による年収の合算又は同条第三項の規定による預貯金の合算のいずれも行わないとき。ないものとする。
- 五 個別信用購入あつせん業者が、その収入及び他の者の収入により生計を維持している者を相手方とする個別信用購入あつせん関係受領契約を締結しようとする場合において、当該者の個別支払可能見込額を算定するために法第三十五条の三の三第一項本文の規定による調査をするに当たり、第七十二条第二項の規定による年収の合算又は同条第三項の規定による預貯金の合算のいずれも行わないとき。 前二項の規定による当該者に係る生活維持費を当該者の年収及び当該他の者の申告その他の適切な方法により把握した当該他の者の年収に応じて按分した額とする。
- 4 前三項(第二項第四号を除く。)の規定にかかわらず、包括信用購入あつせん業者 又は個別信用購入あつせん業者が、利用者又は購入者等の居住地域を確認する場合に おける当該利用者又は購入者等に係る生活維持費は、前三項(第二項第四号を除 く。)の規定による当該利用者又は購入者等に係る生活維持費に、次の各号に掲げる 当該利用者又は購入者等の居住地域の区分(別表第三に定める居住地域の区分をいう。 次条において同じ。)に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とすることがで きる。
  - 一 第一区分 百分の九十
  - 二 第二区分 百分の八十五
- 第四十六条 別表第三に掲げる市町村(特別区を含む。以下この条及び別表第三において同じ。)の廃置分合があつた場合には、次の各号に掲げる区域に居住する利用者又

は購入者等の居住地域の区分は、当該各号に定める市町村により定まる。

- 一 廃置分合により市町村の区域の全部又は一部が他の市町村に編入された場合にお ける当該廃置分合後の当該市町村の区域 当該他の市町村
- 二 廃置分合により市町村を新たに置いた場合における当該廃置分合後の当該市町村 の区域 当該区域が当該廃置分合前に属していた市町村(当該市町村が二以上ある ときは、利用者又は購入者等に係る生活維持費が最も高額なもの)
- 2 別表第三に掲げる市町村の境界変更があつた場合には、当該境界変更に係る区域に 居住する利用者又は購入者等の居住地域の区分は、当該境界変更により当該区域が属 することとなつた市町村により定まる。
- 第四十七条 法第三十条の二第三項の経済産業省令・内閣府令で定めるものは、基礎特定信用情報(信用購入あつせんに係る債務の支払の状況を除き、認定包括信用購入あつせん業者が法第三十条の五の五第二項の規定により特定信用情報を使用する場合及び登録少額包括信用購入あつせん業者が法第三十五条の二の四第二項の規定により特定信用情報を使用する場合には、第百十八条第二項第一号イに規定する事項を除く。) その他利用者又は購入者等の信用購入あつせんに係る支払能力に関する情報をいう。
- 第四十七条の二 法第三十条の二第四項の規定により、包括信用購入あつせん業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、利用者ごとに、次に定める事項の記録を、書面又は電磁的記録をもつて作成し、カード等についてそれに係る有効期間(第一号に掲げる場合には更新された後の有効期間を含み、第二号に掲げる場合には更新された後の有効期間を除く。)の満了の日又は当該有効期間内に締結した全ての包括信用購入あつせん関係受領契約(当該カード等に係るものに限る。)に定められた最終の支払期日のうち最後のもの(これらの契約に基づく包括信用購入あつせんに係る債務の全てが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日)のうちいずれか遅い日までの間保存しなければならない。
  - 一 第四十条又は第四十二条で定めるところにより調査を行う場合又は第四十二条の 場合 次に掲げる事項
    - イ 契約年月日 (カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあっては、増額した年月日)
    - ロ 利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額(カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあつては、増額した後の極度額)
    - ハ 同条第一項本文の規定による調査の結果(法第三十条の二第三項の規定により、 指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用して行つた調査の結果を含 む。)
    - ニ 第四十条第二項又は第三項の同意を得たときは、当該同意に関する事項
    - ホ その他法第三十条の二第一項本文の規定による調査に使用した書面又はその写し
  - 二 第四十一条で定めるところにより調査を行う場合 次に掲げる事項

- イ 利用者に交付し又は付与しているカード等についてそれに係る有効期間を更新 しようとする年月日及び法第三十条の二第一項本文の規定による調査を行つた年 月日
- ロ 利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額
- ハ 法第三十条の二第一項本文の規定による調査の結果(同条第三項の規定により、 指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用して行つた調査の結果を含 む。)
- ニ 第四十条第二項又は第三項の同意を得たときは、当該同意に関する事項
- ホ その他法第三十条の二第一項本文の規定による調査に使用した書面又はその写し

(包括支払可能見込額を超える場合のカード等の交付等の禁止に係る利用者の保護に 支障を生ずることがない場合)

第四十八条 法第三十条の二の二ただし書の経済産業省令・内閣府令で定める場合は、 第四十三条第一項各号に掲げる場合とする。

(包括信用購入あつせん関係受領契約に関する情報の提供等)

- 第四十九条 法第三十条の二の三第一項第三号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、第六号から第九号までに掲げる事項については、法第三十条第一項に基づき、次条第一項第四号に定めるところにより情報を提供した場合には省略することができる。
  - 包括信用購入あつせん業者の名称及び住所又は電話番号並びに包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の名称その他のこれらの者を特定することができる事項
  - 二 契約年月日
  - 三 支払分の支払回数
  - 四 包括信用購入あつせん関係受領契約について購入者等が問合わせ、相談等を行う ことができる機関の名称及び住所又は電話番号
  - 五 法第三十条の四の規定に関する事項
  - 六 包括信用購入あつせん関係受領契約の解除に関する定めがあるときは、その内容
  - 七 支払時期の到来していない支払分の支払を請求することについての定めがあると きは、その内容
  - 八 支払分の支払の義務が履行されない場合(包括信用購入あつせん関係受領契約が 解除された場合を除く。)の損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときは、そ の内容
  - 九 前各号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容
- 第五十条 法第三十条の二の三第一項各号に掲げる事項に係る情報を提供するときは、 次の各号に定めるところによらなければならない。
  - 一 購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に表示すること。
  - 二 書面の交付又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用

する方法により提供すること。

- 三 前条第五号に掲げる事項については、その内容に、商品若しくは指定権利の販売 につきそれを販売した包括信用購入あつせん関係販売業者又は役務の提供につきそ れを提供する包括信用購入あつせん関係役務提供事業者に対して生じている事由を もつて、支払分の支払の請求をする包括信用購入あつせん業者に対抗できる旨が定 められていること。
- 四 前条第六号から第九号までに掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる事項について 定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。

事項	内容の基準
一 包括信用購入あつせん関係受領契約	イ 購入者等か
の解除に関する事項	い旨が定められ
	ロ 購入者等の
	契約を解除する
	括信用購入あつ
	間にわたり義務
	あつて、包括信
	十日(認定包括
	その交付し又は
	極度額が令第二
	額以下である利
	せん関係受領契
	ては同条第二項
	包括信用購入あ
	マけ付与したカ

## 内容の基準

- イ 購入者等からの契約の解除ができない旨が定められていないこと。
- )支払義務の不履行により ことができる場合は、包 ウせん業者が定める一定期 の不履行があつた場合で 言用購入あつせん業者が二 5信用購入あつせん業者が は付与したカード等に係る 十三条第一項で定める金 川用者と包括信用購入あつ 2約を締結した場合にあつ 頁に定める日数、登録少額 っつせん業者がその交付し 又は付与したカード等に係る極度額が令 第二十四条で定める金額以下である利用 者と包括信用購入あつせん関係受領契約 を締結した場合にあつては令第二十五条 に定める日数)以上の相当な期間を定め てその支払を書面 (第五十五条の三第一 項第一号及び第六十八条の六第一項第一 号に定める場合にあつては書面又は電磁 的方法、第五十五条の三第一項第二号及 び第六十八条の六第一項第二号に定める 場合にあつては電磁的方法)で催告し、 その義務が履行されない場合に限る旨が 定められていること。
- ハ 購入者等の責に帰すべき事由により 契約が解除された場合の損害賠償等の額 についての定めが法第三十条の三第一項 の規定に合致していること。

1	
	ニ 包括信用購入あつせん業者の責に帰
	すべき事由により契約が解除された場合
	における包括信用購入あつせん業者の義
	務に関し、民法第五百四十五条に規定す
	るものより購入者等に不利な特約が定め
	られていないこと。
二 支払時期の到来していない支払分の	イ 購入者等の支払義務の不履行により
支払の請求に関する事項	支払時期の到来していない支払分の支払
文仏の調水に関りる事項	
	を請求することができる場合は、包括信
	用購入あつせん業者が定める一定期間に
	わたり義務の不履行があつた場合であつ
	て、包括信用購入あつせん業者が二十日
	(認定包括信用購入あつせん業者がその
	交付し又は付与したカード等に係る極度
	額が令第二十三条第一項で定める金額以
	下である利用者と包括信用購入あつせん
	関係受領契約を締結した場合にあつては
	同条第二項に定める日数、登録少額包括
	信用購入あつせん業者がその交付し又は
	付与したカード等に係る極度額が令第二
	十四条で定める金額以下である利用者と
	包括信用購入あつせん関係受領契約を締
	結した場合にあつては令第二十五条に定
	める日数)以上の相当な期間を定めてそ
	の支払を書面(第五十五条の三第一項第
	一号及び第六十八条の六第一項第一号に
	定める場合にあつては書面又は電磁的方
	法、第五十五条の三第一項第二号及び第
	六十八条の六第一項第二号に定める場合
	にあつては電磁的方法)で催告し、その
	期間内にその義務が履行されない場合に
	限る旨が定められていること。
	ロ 購入者等の支払義務の不履行以外の
	事由により支払時期の到来していない支
	払分の支払を請求することができる場合
	として、購入者等の信用が著しく悪化し
	た場合又は重要な契約条項違反があつた
	場合以外の場合が定められていないこ
	ے کے ۔
三 支払分の支払の義務が履行されない	支払分の支払の義務が履行されない場合
場合(包括信用購入あつせん関係受領契	(包括信用購入あつせん関係受領契約が
約が解除された場合を除く。)の損害賠	解除された場合を除く。) の損害賠償額
慣額又は違約金に関する事項	の予定又は違約金の定めが法第三十条の
関蝦入は壁形並に関りる事項	
m 24月份上日) 2分份 11日 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12	三第二項の規定に合致していること。
四 前条第六号から第八号までに掲げる	法令に違反する特約が定められていない
もの以外の特約	こと。

- 五 日本産業規格 Z 八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。
- 2 前項第二号の情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げる方法とする。
  - 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ、ロ、ハ又はニに掲げるもの
    - イ 包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機と購入者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
    - ロ 包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された提供事項を電気通信回線を通じて購入者等の閲覧に供し、当該購入者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該提供事項を記録する方法
    - ハ 顧客ファイルに記録された提供事項を電気通信回線を通じて購入者等の閲覧に 供する方法
    - ニ 閲覧ファイルに記録された提供事項を電気通信回線を通じて購入者等の閲覧に 供する方法
  - 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項 を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに提供事項を記録 したものを交付する方法
- 3 前項に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
  - 一 購入者等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものである こと。
  - 二 前項第一号ハ又は二に掲げる方法にあつては、包括信用購入あつせん関係受領契約に基づく包括信用購入あつせんに係る債務の全てが弁済その他の事由により消滅した日までの間、次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している提供事項を書面により交付する場合、同号イ若しくは口若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は購入者等による当該提供事項に係る消去の指図がある場合は、当該提供事項を消去することができる。イ 前項第一号ハに掲げる方法については、顧客ファイルに記録された提供事項
  - ロ 前項第一号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された提供事項
  - 三 前項第一号ニに掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合すること。
    - イ 購入者等が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録すること。
    - ロ 前号に規定する期間において、イの規定により購入者等が閲覧ファイルを閲覧 するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信 回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた購 入者等が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、 この限りでない。
- 第五十一条 法第三十条の二の三第二項第三号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、第五号から第八号までに掲げる事項については、法

第三十条第二項に基づき、次条第一項第四号に定めるところにより情報を提供した場合には省略することができる。

- 一 包括信用購入あつせん業者の名称及び住所又は電話番号並びに包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の名称その他のこれらの者を特定することができる事項
- 二 契約年月日
- 三 包括信用購入あつせん関係受領契約について購入者等が問合わせ、相談等を行う ことができる機関の名称及び住所又は電話番号
- 四 法第三十条の五の規定に関する事項
- 五 包括信用購入あつせん関係受領契約の解除に関する定めがあるときは、その内容
- 六 支払時期の到来していない弁済金の支払を請求することについての定めがあると きは、その内容
- 七 弁済金の支払の義務が履行されない場合(包括信用購入あつせん関係受領契約が 解除された場合を除く。)の損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときは、そ の内容
- 八 前各号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容
- 第五十二条 法第三十条の二の三第二項各号に掲げる事項に係る情報を提供するときは、 次の各号に定めるところによらなければならない。
  - 一 購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に表示すること。
  - 二 書面の交付又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用 する方法により提供すること。
  - 三 前条第四号に掲げる事項については、その内容に、商品若しくは指定権利の販売 につきそれを販売した包括信用購入あつせん関係販売業者又は役務の提供につきそ れを提供する包括信用購入あつせん関係役務提供事業者に対して生じている事由を もつて、弁済金の支払の請求をする包括信用購入あつせん業者に対抗できる旨が定 められていること。

四 前条第五号、第六号及び第八号に掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる事項について定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。

事項	内容の基準
一 包括信用購入あつせん関係受領契約	イ 購入者等からの契約の解除ができな
の解除に関する事項	い旨が定められていないこと。

購入者等の支払義務の不履行により 契約を解除することができる場合は、包 括信用購入あつせん業者が定める一定期 間にわたり義務の不履行があつた場合で あつて、包括信用購入あつせん業者が二 十日(認定包括信用購入あつせん業者が その交付し又は付与したカード等に係る 極度額が令第二十三条第一項で定める金 額以下である利用者と包括信用購入あつ せん関係受領契約を締結した場合にあつ ては同条第二項に定める日数、登録少額 包括信用購入あつせん業者がその交付し 又は付与したカード等に係る極度額が令 第二十四条で定める金額以下である利用 者と包括信用購入あつせん関係受領契約 を締結した場合にあつては令第二十五条 に定める日数)以上の相当な期間を定め てその支払を書面(第五十五条の三第一 項第一号及び第六十八条の六第一項第一 号に定める場合にあつては書面又は電磁 的方法、第五十五条の三第一項第二号及 び第六十八条の六第一項第二号に定める 場合にあつては電磁的方法)で催告し、 その義務が履行されない場合に限る旨が 定められていること。

ハ 包括信用購入あつせん業者の責に帰すべき事由により契約が解除された場合における包括信用購入あつせん業者の義務に関し、民法第五百四十五条に規定するものより購入者等に不利な特約が定められていないこと。

二 支払時期の到来していない弁済金の 支払の請求に関する事項

購入者等の支払義務の不履行により 支払時期の到来していない弁済金の支払 を請求することができる場合は、包括信 用購入あつせん業者が定める一定期間に わたり義務の不履行があつた場合であつ て、包括信用購入あつせん業者が二十日 (認定包括信用購入あつせん業者がその 交付し又は付与したカード等に係る極度 額が令第二十三条第一項で定める金額以 下である利用者と包括信用購入あつせん 関係受領契約を締結した場合にあつては 同条第二項に定める日数、登録少額包括 信用購入あつせん業者がその交付し又は 付与したカード等に係る極度額が令第二 十四条で定める金額以下である利用者と 包括信用購入あつせん関係受領契約を締 結した場合にあつては令第二十五条に定 める日数)以上の相当な期間を定めてそ の支払を書面(第五十五条の三第一項第 一号及び第六十八条の六第一項第一号に 定める場合にあつては書面又は電磁的方 法、第五十五条の三第一項第二号及び第 六十八条の六第一項第二号に定める場合 にあつては電磁的方法)で催告し、その 期間内にその義務が履行されない場合に 限る旨が定められていること。

ロ 購入者等の支払義務の不履行以外の 事由により支払時期の到来していない弁 済金の支払を請求することができる場合 として、購入者等の信用が著しく悪化し た場合又は重要な契約条項違反があつた 場合以外の場合が定められていないこ と

三 前条第五号から第七号までに掲げるもの以外の特約

法令に違反する特約が定められていない こと。

- 五 日本産業規格 Z 八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。
- 2 前項第二号の情報通信の技術を利用する方法は、第五十条第二項に掲げる方法とする。
- 3 前項の方法は、第五十条第三項に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 第五十三条 法第三十条の二の三第三項各号に掲げる事項に係る情報を提供するときは、 次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に表示すること。
- 二 書面の交付又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用 する方法により提供すること。
- 三 弁済金の算定根拠については、遅延損害金及び包括信用購入あつせんの手数料以外の債務のうち未払として残つている額、弁済金の内訳その他弁済金の額の算出に必要な事項を表示すること。
- 四 日本産業規格 Z 八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。
- 2 前項第二号の情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げる方法とする。
- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ、ロ又はハに掲げるもの
  - イ 包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機と購入者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
  - ロ 包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された提供事項を電気通信回線を通じて購入者等の閲覧に供し、当該購入者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該提供事項を記録する方法
  - ハ 顧客ファイルに記録された提供事項を電気通信回線を通じて購入者等の閲覧に 供する方法
- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項 を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに提供事項を記録 したものを交付する方法
- 3 前項に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
  - 一 購入者等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものである こと。
  - 二 前項第一号ハに掲げる方法にあつては、弁済金に係る債務の全てが弁済その他の 事由により消滅した日(新たに法第三十条の二の三第三項の規定により当該弁済金 に係る情報を提供する場合(当該弁済金について一部の弁済を受けた場合及び当該 弁済金に当該弁済金以外の弁済金を合算する場合を含む。)には、当該情報を提供 する日)までの間、顧客ファイルに記録された提供事項を消去し又は改変すること ができないものであること。ただし、閲覧に供している提供事項を書面により交付 する場合、前項第一号イ若しくは口若しくは第二号に掲げる方法により提供する場 合又は購入者等による当該提供事項に係る消去の指図がある場合は、当該提供事項 を消去することができる。
- 第五十三条の二 法第三十条の二の三第四項本文の規定により同条第一項各号若しくは 第二項各号又は第三項各号の事項を記載した書面(包括信用購入あつせんに係る債務 が残存する包括信用購入あつせん関係受領契約に係るものに限る。)を交付するとき は、第四十九条及び第五十条第一項若しくは第五十一条及び第五十二条第一項又は前 条第一項の規定を準用する。
- 2 法第三十条の二の三第四項ただし書の経済産業省令・内閣府令で定める場合は、次 のいずれかに該当する場合とする。

- 包括信用購入あつせん業者が利用者又は購入者等に提供する役務が、次のいずれ にも該当する場合
  - イ 包括信用購入あつせん業者が、カードその他の物を交付することなく、当該利 用者にカード等を付与すること。
  - ロ 当該利用者が、当該利用者の使用に係る電子計算機を用いて、イのカード等を 通知して、法第三十条の二の三第一項又は第二項に規定する契約及び同条第五項 に規定する契約を締結すること。
  - ハ 包括信用購入あつせん業者が、法第三十条の二の三第三項に規定する弁済金で あつて口に規定する同条第二項に規定する契約に係るものの支払を請求する場合 には、電子情報処理組織を使用する方法のうち前条第二項第一号に掲げるものに よること。
- 二 包括信用購入あつせん業者が法第三十条の二の三第一項各号若しくは第二項各号 又は第三項各号の事項を記載した書面の交付により同条第一項若しくは第二項又は 第三項の規定による情報の提供を行つた場合
- 第五十四条 法第三十条の二の三第五項第四号の経済産業省令・内閣府令で定める事項 は、次のとおりとする。ただし、包括信用購入あつせん関係役務提供契約であつて当 該契約に係る役務(法第二条第五項に規定する指定役務を除く。)の現金提供価格が 一万円に満たないもの又は包括信用購入あつせん関係役務提供契約であつて役務の提 供を受ける者がカード等を提示し若しくは通知して、若しくはそれと引換えに、役務 の提供を受けるときは、直ちに当該役務の全部の履行が行われることが通例である役 務(法第二条第五項に規定する指定役務を除く。次項において同じ。)を提供するも のを締結した場合においては第四号、第七号、第八号及び第十号に掲げる事項(当該 役務の提供を受ける者から当該各号に掲げる事項に係る情報の提供を求められた場合 における当該事項を除く。) に係る情報を、包括信用購入あつせん関係販売契約であ つて当該契約に係る商品(法第二条第五項に規定する指定商品を除く。)の現金販売 価格が一万円に満たないものを締結した場合においては、第四号、第六号、第八号及 び第十号に掲げる事項(当該商品の購入者から当該各号に掲げる事項に係る情報の提 供を求められた場合における当該事項を除く。)に係る情報を、包括信用購入あつせ ん関係販売契約であつて当該契約に係る商品の種類が二以上あるものを締結した場合 においては第三号及び第四号に掲げる事項(現金販売価格が三千円に満たない商品 (当該契約に係る商品のうち現金販売価格が最も高額であるものを除く。) に係るも のに限る。)に係る情報をそれぞれ提供しないことができる。
  - 包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の名称及び住所又は電話番号
  - 二 契約年月日
  - 三 商品若しくは権利又は役務の種類
  - 四 商品の数量(権利又は役務の場合にあつては、契約上権利を行使し得る回数若しくは期間又は役務の提供を受けることができる回数若しくは期間)
  - 五 包括信用購入あつせんに係る販売の方法により商品若しくは指定権利を販売する 契約又は包括信用購入あつせんに係る提供の方法により役務を提供する契約(以下

「包括信用購入あつせん関係販売等契約」という。) について購入者等が問合わせ、 相談等を行うことができる機関の名称及び住所又は電話番号

- 六 役務の提供が商品又は指定権利の販売の条件となつているときは、当該役務の内容、提供時期(当該役務を提供する契約の締結時において当該役務の提供をするときを除く。)その他当該役務に関する事項
- 七 商品の販売が指定権利の販売又は役務の提供の条件となつているときは、当該商品の内容、引渡し時期(当該商品を販売する契約の締結時において当該商品の引渡しをするときを除く。)その他当該商品に関する事項
- 八 権利の販売が商品の販売又は役務の提供の条件となつているときは、当該権利の 内容、移転時期(当該権利を販売する契約の締結時において当該権利の移転をする ときを除く。)その他当該権利に関する事項
- 九 商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合の責任についての定め があるときは、その内容
- 十 前各号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容
- 十一 包括信用購入あつせん関係販売等契約が連鎖販売個人契約又は業務提供誘引販売個人契約であるときは、その旨
- 2 購入者等が、包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者と対面することなく、かつ、勧誘を受けることなく機器にカード等を提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに、商品若しくは指定権利を購入し、又は役務の提供を受ける場合であつて、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する契約を締結した場合においては、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項に係る情報を提供しないことができる。
  - 一 包括信用購入あつせん関係販売契約であつて購入者がカード等を提示し若しくは 通知して、又はそれと引換えに、商品若しくは指定権利を購入するときは、直ちに 当該商品の引渡し若しくは当該指定権利の移転がされる商品又は指定権利を販売す るもの
  - 二 包括信用購入あつせん関係役務提供契約であつて役務の提供を受ける者がカード等を提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに、役務の提供を受けるときは、 直ちに当該役務の全部の履行が行われることが通例である役務を提供するもの
- 第五十五条 法第三十条の二の三第五項の規定により同項各号に掲げる事項に係る情報 を提供するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。
  - 一購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に表示すること。
  - 二 書面の交付又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用 する方法により提供すること。
  - 三 法第三十条の二の三第五項第三号に掲げる事項については、その内容が次の基準 に合致していること。
    - イ 購入者等からの包括信用購入あつせん関係販売等契約の解除ができない旨が定 められていないこと。
    - ロ 包括信用購入あつせん関係販売等契約の締結の前に包括信用購入あつせん関係 販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者が見本、カタログ等によ

- り購入者等に対し提示した当該契約の内容と当該購入者等が受領した商品若しく は権利又は提供を受ける役務が相違している場合には、購入者等は、当該契約の 解除をすることができる旨が定められていること。
- ハ 包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の責に帰すべき事由により包括信用購入あつせん関係販売等契約が解除された場合における包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の義務に関し、民法第五百四十五条に規定するものより購入者等に不利な特約が定められていないこと。
- 四 前条第一項第九号及び第十号に掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる事項についての定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。

事項	内容の基準
一 商品が種類又は品質に関して契約の 内容に適合しない場合の責任に関する事 項	商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合に包括信用購入あつせん関係販売業者がその不適合(道路運送車両法の規定による臨時運行以外の運行の用に供された旨が明示されている自動車に係るものであつて、当該運行の用に供されたことにより通常生ずるものを除
	く。) について責任を負わない旨が定め られていないこと。
二 前条第九号に掲げるもの以外の特約	法令に違反する特約が定められていない こと。

- 五 日本産業規格 Z 八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。
- 2 前項第二号の情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げる方法とする。
  - 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ、ロ、ハ又は二に掲げるもの
    - イ 包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の使用に係る電子計算機と購入者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
    - ロ 包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された提供事項を電気通信回線を通じて購入者等の閲覧に供し、当該購入者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該提供事項を記録する方法
    - ハ 包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル(専ら利用者又は購入者等の用に供するものに限る。次項において「顧客ファイル」という。)に記録された提供事項を電気通信回線を通じて購入者等の閲覧に供する方法
    - ニ 閲覧ファイル(包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん 関係役務提供事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同

時に複数の購入者等の閲覧に供するための提供事項を記録させるファイルをいう。 次項において同じ。)に記録された提供事項を電気通信回線を通じて購入者等の 閲覧に供する方法

- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項 を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに提供事項を記録 したものを交付する方法
- 3 前項に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
  - 購入者等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。
  - 二 前項第一号ハ又は二に掲げる方法にあつては、商品の引渡し若しくは権利の移転若しくは役務の提供を完了する日又は法第三十条の二の三第五項に規定する契約を締結した時から一年を経過する日のうちいずれか遅い日までの間、次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している提供事項を書面により交付する場合、前項第一号イ若しくは口若しくは第二号に掲げる方法により提供する場合又は購入者等による当該提供事項に係る消去の指図がある場合は、当該提供事項を消去することができる。
    - イ 前項第一号ハに掲げる方法については、顧客ファイルに記録された提供事項
    - ロ 前項第一号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された提供事項
  - 三 前項第一号ニに掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合すること。
    - イ 購入者等が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録すること。
    - ロ 前号に規定する期間において、イの規定により購入者等が閲覧ファイルを閲覧 するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信 回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた購 入者等が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、 この限りでない。
- 4 第一項第二号及び第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、包括信用購入あつせ ん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の使用に係る電子計算 機と、購入者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組 織をいう。
- 第五十五条の二 法第三十条の二の三第六項本文の規定により同条第五項各号に掲げる 事項を記載した書面を交付するときは、第五十四条及び前条第一項の規定を準用する。
- 2 法第三十条の二の三第六項ただし書の経済産業省令・内閣府令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。
  - 一 包括信用購入あつせん業者が利用者又は購入者等に提供する役務が、次のいずれ にも該当する場合
    - イ 包括信用購入あつせん業者が、カードその他の物を交付することなく、当該利 用者にカード等を付与すること。
    - ロ 当該利用者が、当該利用者の使用に係る電子計算機を用いて、イのカード等を 通知して、法第三十条の二の三第一項又は第二項に規定する契約及び同条第五項

に規定する契約を締結すること。

- ハ 包括信用購入あつせん業者が、法第三十条の二の三第三項に規定する弁済金で あつて口に規定する同条第二項に規定する契約に係るものの支払を請求する場合 には、電子情報処理組織を使用する方法のうち第五十三条第二項第一号に掲げる ものによること。
- 二 包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者が法第三十条の二の三第五項各号の事項を記載した書面の交付により同項の規定による情報の提供を行つた場合

# (契約の解除等の制限)

- 第五十五条の三 法第三十条の二の四第一項の経済産業省令・内閣府令で定める場合は、 次のいずれかに該当する場合とする。
  - 一 包括信用購入あつせん業者が利用者又は購入者等に提供する役務が、次のいずれ にも該当する場合
    - イ 包括信用購入あつせん業者が、カードその他の物を交付することなく、当該利 用者にカード等を付与すること。
    - ロ 当該利用者が、当該利用者の使用に係る電子計算機を用いて、イのカード等を 通知して、法第三十条の二の三第一項又は第二項に規定する契約及び同条第五項 に規定する契約を締結すること。
    - ハ 包括信用購入あつせん業者が、法第三十条の二の三第三項に規定する弁済金であつてロに規定する同条第二項に規定する契約に係るものの支払を請求する場合には、電子情報処理組織を使用する方法のうち第五十三条第二項第一号に掲げるものによること。
  - 二 包括信用購入あつせん業者が電磁的方法による催告について利用者又は購入者等 の承諾を得た場合
- 2 前項第一号に規定する場合には、包括信用購入あつせん業者は、書面により、法第 三十条の二の四第一項に規定する催告を行うことができる。
- 3 第一項第二号に規定する場合には、包括信用購入あつせん業者は、法第三十条の二の四第一項に規定する催告を行うときは、あらかじめ、当該利用者又は購入者等に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- 4 前項の規定による承諾を得た包括信用購入あつせん業者は、当該利用者又は購入者 等から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつた ときは、当該利用者又は購入者等に対し、法第三十条の二の四第一項に規定する催告 を同項の電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用者又は購入者等が再 び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 5 第三項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。
  - 一 次条第一項に規定する方法のうち包括信用購入あつせん業者が使用するもの
  - 二 ファイルへの記録の方式

## (情報通信の技術を利用する方法)

- 第五十五条の四 法第三十条の二の四第一項の電磁的方法は、次に掲げる方法とする。
  - 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又は口に掲げるもの
    - イ 包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機と購入者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
    - ロ 包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された催告に係る事項を電気通信回線を通じて購入者等の閲覧に供し、当該購入者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法
  - 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項 を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに催告に係る事項 を記録したものを交付する方法
- 2 前項に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
  - 一 購入者等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものである こと。
  - 二 前項第一号ロに掲げる方法にあつては、催告に係る事項を顧客ファイル又は閲覧 ファイルに記録した旨を購入者等に対し通知すること。ただし、購入者等が当該催 告に係る事項を閲覧したことを確認したときは、この限りでない。

# (業務の運営に関する措置)

- 第五十六条 包括信用購入あつせん業者は、法第三十条の五の二の規定によりその取り 扱う利用者又は購入者等に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱 いを委託する場合には、その委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀 損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 第五十七条 包括信用購入あつせん業者は、法第三十条の五の二の規定により特定信用情報提供等業務を行う者から提供を受けた情報であつて利用者又は購入者等の支払能力に関するものを、支払能力調査以外の目的に使用しないことを確保するための措置を講じなければならない。
- 第五十八条 包括信用購入あつせん業者は、法第三十条の五の二の規定によりその取り 扱う利用者又は購入者等に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴 についての情報その他の特別の非公開情報(その業務上知り得た公表されていない情 報をいう。第九十一条において同じ。)を、適切な業務の運営の確保その他必要と認 められる目的以外に使用しないことを確保するための措置を講じなければならない。
- 第五十九条 包括信用購入あつせん業者は、法第三十条の五の二の規定により包括信用 購入あつせんの業務を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、次に掲げ る措置を講じなければならない。
  - 一 当該業務を適確に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置
  - 二 当該業務の委託を受けた者(以下この条及び第九十二条において「受託者」という。)における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等

- により、受託者が当該業務を適確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、受託者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置
- 三 受託者が行う当該業務に係る利用者又は購入者等からの苦情の適切かつ迅速な処 理のために必要な措置
- 四 受託者が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合に他の適切な第 三者に当該業務を速やかに委託する等、当該業務に係る利用者又は購入者等の利益 の保護に支障が生じること等を防止するための措置
- 五 受託者が当該業務を適確に遂行していない場合であつて当該業務に係る利用者又は購入者等の利益の保護を図るため必要がある場合には、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置
- 第六十条 包括信用購入あつせん業者は、法第三十条の五の二の規定により利用者又は 購入者等からの苦情(法第三十条の四第一項の規定による対抗を含む。以下この条に おいて同じ。)の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じるときは、次の各号 に定めるところによらなければならない。
  - 一利用者又は購入者等からの苦情を受け付けたときは、遅滞なく、当該苦情の内容が包括信用購入あつせん業者又は包括信用購入あつせん関係販売業者若しくは包括信用購入あつせん関係役務提供事業者による包括信用購入あつせんに係る業務に関する利用者又は購入者等の利益の保護に欠ける行為に起因するものであるかを判別すること。
  - 二 前号の規定により判別した結果その他の事項からみて、次のいずれかに該当するときは、当該苦情の内容を当該包括信用購入あつせん関係販売業者又は当該包括信用購入あつせん関係役務提供事業者とクレジットカード番号等取扱契約を締結したクレジットカード番号等取扱契約締結事業者に通知すること。
    - イ 包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者が包括信用購入あつせん関係販売等契約に関し、法第三十五条の三の七各号のいずれかに該当する行為をしたと認められるとき。
    - ロ 包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者による包括信用購入あつせんに係る業務に関する利用者又は購入者等の利益の保護に欠ける行為に係る苦情(苦情の内容がイの行為に起因するものである苦情を除く。)の発生状況からみて、当該包括信用購入あつせん関係販売業者又は当該包括信用購入あつせん関係役務提供事業者が包括信用購入あつせんに係る業務に関し利用者又は購入者等の利益の保護に欠けると認められるとき。
  - 三 第一号の規定により判別した結果その他の事情からみて、包括信用購入あつせん 業者が包括信用購入あつせんに係る業務に関し利用者又は購入者等の利益の保護に 欠ける行為をしたと認めるときは、当該苦情の処理のために必要な事項を調査する こと。

# 第二款 包括支払可能見込額の調査等の特例

(認定包括信用購入あつせん業者の認定の申請)

- 第六十一条 法第三十条の五の四第一項の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を 記載した申請書を経済産業大臣に提出してしなければならない。
  - 一 法第三十条の五の四第一項第一号の方法
  - 二 延滞率 (一定の時点における包括信用購入あつせんに係る債務が残存するカード 等の件数に対する当該件数のうち延滞している包括信用購入あつせんに係る債務を 含むものの割合をいう。以下同じ。) に関する事項
  - 三 法第三十条の五の四第一項第二号の体制
- 2 前項の申請書は、様式第十三の二によるものとする。
- 3 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - 一 法第三十条の五の四第一項第一号の方法及び同項第二号の体制に関する社内規則 等(認定包括信用購入あつせん業者又はその役員(業務を執行する社員、取締役若 しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう。第六十三条第二項第七号、第六十四条 第一項第四号、第六十五条第三号、第六十八条の十一第三号、第九十九条第二項第 七号、第百条第三号及び第百三十三条の二第二項第三号において同じ。)、使用人 その他の従業者が遵守すべき規則その他これに準ずるものであつて認定包括信用購 入あつせん業者が作成するものをいう。第六十二条の二第二項において同じ。)
  - 二 法第三十条の五の四第一項第二号の体制に関する組織図

# (認定の基準)

- 第六十二条 法第三十条の五の四第一項第一号の経済産業省令で定める基準は、次のと おりとする。
  - 一 法第三十条の五の四第一項第一号の方法を定めるに当たり、不適正又は不十分な 技術及び情報を利用していないこと。
  - 二 利用者の支払能力に関する情報を当該利用者に対する不当な差別、偏見その他の 著しい不利益が生じるおそれがあると認められる方法により利用していないこと。
  - 三 この命令に基づいて指定信用情報機関が算定する延滞率を超えないよう延滞率を管理すること。
- 2 法第三十条の五の四第一項第二号の経済産業省令で定める基準は、法第三十条の五 の五第一項本文に規定する算定の円滑な実施を確保するために必要な体制が定められ ていることとする。

### (変更の認定)

- 第六十二条の二 法第三十条の五の四第三項の規定による認定の申請は、様式第十三の三による申請書を提出してしなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - 一 法第三十条の五の四第一項の認定に係る同項第一号の方法を変更しようとすると きは、変更後の当該方法に関する社内規則等
  - 二 法第三十条の五の四第一項の認定に係る同項第二号の体制を変更しようとすると きは、変更後の当該体制に関する社内規則等及び組織図

(利用者支払可能見込額の算定義務の例外)

- 第六十二条の三 法第三十条の五の五第一項ただし書の経済産業省令・内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
  - 一 包括信用購入あつせんをするため極度額が三十万円以下のカード等を利用者に交付し若しくは付与しようとする場合(包括信用購入あつせんをするため利用者に交付し又は付与しているカード等についてそれに係る有効期間を更新するためにカード等を当該利用者に交付し又は付与しようとする場合を含む。)又は利用者に交付し若しくは付与したカード等についてそれに係る極度額を三十万円を上限として増額しようとする場合(これらのうち、次のいずれかに該当する場合を除く。)
    - イ 指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用することにより、当該カード等を当該利用者に交付し若しくは付与しようとする時点又は当該カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする時点において、当該利用者の支払の義務が履行されないと認めるとき。
    - ロ 指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用することにより、当該利用者 の当該認定包括信用購入あつせん業者に対する包括信用購入あつせんに係る債務 の額が五十万円を、又は支払時期の到来していない若しくは支払の義務が履行さ れていない包括信用購入あつせんに係る債務の額が百万円を超えると認めるとき。
  - 二 利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額を当該利用者の求めに応じ一時的に増額しようとする場合であつて、当該利用者が当該カード等を提示し又は通知して、包括信用購入あつせん関係販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者から役務の提供を受ける目的及び当該包括信用購入あつせん関係販売業者若しくは当該包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の名称又はこれに相当するものをあらかじめ確認した場合において、次のいずれかに該当するとき。
    - イ 極度額を一時的に増額しようとする期間が三月以内の場合であつて、当該増額 された後の極度額が法第三十条の五の五第一項本文の規定により算定した利用者 支払可能見込額(正当な理由があつて同項本文の規定による算定を行つていない 場合は、当該カード等に係る極度額(現に当該カード等についてそれに係る極度額を利用者の求めに応じ一時的に増額している場合にあつては、一時的に増額する前の極度額))の二倍に相当する額を超えない場合において、当該増額された後の極度額が当該目的に照らして相当であると認めるとき。
    - ロ 当該利用者が臨時的かつ短期的な収入を得る見込みがあると認められる場合であって、当該増額された後の極度額が当該収入に照らして相当であると認めると き。
    - ハ 当該利用者が当該カード等を提示し又は通知して、包括信用購入あつせん関係 販売業者から当該利用者若しくは当該利用者と生計を一にする者の生命若しくは 身体を保護するため緊急に必要があると認められる商品若しくは権利を購入し、 又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者から当該利用者若しくは当該利用 者と生計を一にする者の生命若しくは身体を保護するため緊急に必要があると認 められる役務の提供を受ける場合であつて、当該増額された後の極度額が当該目 的に照らして相当であると認めるとき。
  - 三 包括信用購入あつせんをするため、利用者に交付し又は付与しているカード等に

ついてそれに係る有効期間を更新するためにカード等を当該利用者に交付し又は付与しようとする場合(付随カード等についてそれに係る有効期間を更新するために付随カード等を当該利用者に交付し又は付与しようとする場合を除く。)において、当該利用者の当該認定包括信用購入あつせん業者に対する包括信用購入あつせんに係る債務の額が五万円に満たないとき。

- 四 認定包括信用購入あつせん業者が、法第三十条の五の五第一項本文の規定により 算定した利用者支払可能見込額(正当な理由があつて同項本文の規定による算定を 行つていない場合は、利用者に交付し又は付与したカード等に係る極度額)の範囲 内で、付随カード等を利用者に交付し若しくは付与しようとする場合又は当該付随 カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合
- 五 第一号、第三号又は前号に掲げるもののほか、認定包括信用購入あつせん業者が、カード等を利用者に交付し又は付与した時から当該カード等についてそれに係る有効期間の満了の日までに、当該カード等に代えてカード等を利用者に交付し又は付与しようとする場合(カード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする場合を除く。)
- 2 認定包括信用購入あつせん業者は、前項各号に掲げる場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、利用者ごとに、当該各号に定める事項の記録を、書面又は電磁的記録をもつて作成し、カード等(付随カード等を含む。)についてそれに係る有効期間(更新された後の有効期間を除く。)の満了の日又は当該有効期間内に締結した全ての包括信用購入あつせん関係受領契約(当該カード等(付随カード等を含む。)に係るものに限る。)に定められた最終の支払期日のうち最後のもの(これらの契約に基づく包括信用購入あつせんに係る債務の全てが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日)のうちいずれか遅い日までの間保存しなければならない。
  - 一 前項第一号に掲げる場合 次に掲げる事項
    - イ 契約年月日 (カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあっては増額した年月日、カード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする場合にあってはその更新しようとする年月日及び指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用して調査を行った年月日)
    - ロ 利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額(カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあつては、増額した後の極度額)
    - ハ 指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用して行つた調査の結果
    - ニ 当該認定包括信用購入あつせん業者に対する包括信用購入あつせんに係る債務 の額
  - 二 前項第二号に掲げる場合 次に掲げる事項
    - イ 利用者の求めがあつた日及びカード等についてそれに係る極度額を増額した年 月日
    - ロ 増額した期間
    - ハ 増額した後の極度額
    - ニ 利用者がカード等を提示し又は通知して、包括信用購入あつせん関係販売業者

から商品若しくは権利を購入し、又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者から役務の提供を受ける目的

- ホ あらかじめ確認した包括信用購入あつせん関係販売業者若しくは包括信用購入 あつせん関係役務提供事業者の名称又はこれに相当するもの
- へ 増額した期間において、利用者がカード等を提示し又は通知して、商品若しく は権利を購入した包括信用購入あつせん関係販売業者、又は役務の提供を受ける 包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の名称又はこれに相当するもの
- ト 利用者が得る見込みがあると認められる臨時的かつ短期的な収入(前項第二号 口に該当するときに限る。)
- 三 前項第三号に掲げる場合 次に掲げる事項
  - イ 利用者に交付し又は付与しているカード等についてそれに係る有効期間を更新 しようとする年月日及び当該利用者の当該認定包括信用購入あつせん業者に対す る包括信用購入あつせんに係る債務の額を調査した年月日
  - ロ 利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額
  - ハ 当該認定包括信用購入あつせん業者に対する包括信用購入あつせんに係る債務 の額
- 四 前項第四号に掲げる場合 次に掲げる事項
  - イ 付随カード等についてそれに係る契約年月日(付随カード等についてそれに係るを る極度額を増額しようとする場合にあつては、増額した年月日)
  - ロ 利用者に交付し又は付与した付随カード等についてそれに係る極度額(付随カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあつては、増額した後の極度額)
- 五 前項第五号に掲げる場合 カード等を利用者に交付し又は付与しようとする年月 日

(利用者支払可能見込額の算定に関する記録)

- 第六十二条の四 法第三十条の五の五第三項の規定により、認定包括信用購入あつせん業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、利用者ごとに、次に定める事項の記録を、書面又は電磁的記録をもつて作成し、カード等についてそれに係る有効期間(第一号に掲げる場合には更新された後の有効期間を含み、第二号に掲げる場合には更新された後の有効期間を除く。)の満了の日又は当該有効期間内に締結した全ての包括信用購入あつせん関係受領契約(当該カード等に係るものに限る。)に定められた最終の支払期日のうち最後のもの(これらの契約に基づく包括信用購入あつせんに係る債務の全てが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日)のうちいずれか遅い日までの間保存しなければならない。
  - 一 法第三十条の五の五第一項本文の規定により利用者支払可能見込額を算定した場合であつて、包括信用購入あつせんをするためカード等を利用者に交付し若しくは付与したとき又は利用者に交付し若しくは付与したカード等についてそれに係る極度額を増額したとき 次に掲げる事項
    - イ 契約年月日 (カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあっては、増額した年月日)

- ロ 利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額(カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあつては、増額した後の極度額)
- ハ 法第三十条の五の五第一項本文の規定により算定した利用者支払可能見込額 (ロの極度額と異なる場合に限る。)
- ニ 法第三十条の五の五第二項の規定により、指定信用情報機関が保有する特定信 用情報を使用して行つた調査の結果
- 二 法第三十条の五の五第一項本文の規定により利用者支払可能見込額を算定した場合であつて、包括信用購入あつせんをするため、利用者に交付し又は付与しているカード等についてそれに係る有効期間を更新するためにカード等を当該利用者に交付し又は付与したとき 次に掲げる事項
  - イ 利用者に交付し又は付与しているカード等についてそれに係る有効期間を更新 しようとする年月日及び法第三十条の五の五第一項本文の規定による算定を行つ た年月日
  - ロ 利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額
  - ハ 法第三十条の五の五第一項本文の規定により算定した利用者支払可能見込額 (ロの極度額と異なる場合に限る。)
  - ニ 法第三十条の五の五第二項の規定により、指定信用情報機関が保有する特定信 用情報を使用して行つた調査の結果

## (経済産業大臣への定期報告)

- 第六十二条の五 法第三十条の五の五第四項の報告は、様式第十三の四による報告書を 提出してしなければならない。
- 2 法第三十条の五の五第四項の経済産業省令で定める事項は、報告の対象となる事業年度の延滞率の実績その他利用者支払可能見込額の算定に関する事項とする。

(利用者支払可能見込額を超える場合のカード等の交付等の禁止に係る利用者の保護 に支障を生ずることがない場合)

第六十二条の六 法第三十条の五の六ただし書の経済産業省令・内閣府令で定める場合 は、第六十二条の三第一項各号に掲げる場合とする。

## 第三款 包括信用購入あつせん業者の登録等

(登録の申請)

- 第六十三条 法第三十二条第一項の申請書は、様式第十四によるものとする。
- 2 法第三十二条第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。
  - 一 登録申請書提出日前一月以内の一定の日の現在において様式第二により作成した 財産に関する調書並びに登録申請書提出日の直前事業年度の貸借対照表(関連する 注記を含む。第六十八条の九第二項第一号本文及び第九十九条第二項第一号本文に おいて同じ。)、損益計算書(関連する注記を含む。第六十八条の九第二項第一号 本文及び第九十九条第二項第一号本文において同じ。)及び株主資本等変動計算書

(関連する注記を含む。第六十八条の九第二項第一号本文及び第九十九条第二項第一号本文において同じ。)又はこれらに代わる書面。ただし、登録の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、会社法第四百三十五条第一項又は第六百十七条第一項の規定により成立のときに作成する貸借対照表(関連する注記を含む。第六十八条の九第二項第一号ただし書及び第九十九条第二項第一号ただし書において同じ。)又はこれに代わる書面

- 二 兼営事業がある場合には、その種類及び概要を記載した書面
- 三 役員(法第三十二条第一項第四号に規定する役員をいう。第六十七条第二項第二号、第六十八条の九第二項第三号、第六十八条の十五第二項第二号、第九十九条第二項第三号、第百二条第二項第二号、第百三十三条の二第二項第一号及び第百三十三条の四第二項第二号において同じ。)の履歴書(役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面。第六十七条第二項第二号、第六十八条の九第二項第三号、第六十八条の十五第二項第二号、第九十九条第二項第三号、第百二条第二項第二号、第百三十三条の二第二項第一号及び第百三十三条の四第二項第二号において同じ。)
- 四 株主若しくは社員の名簿及び親会社(会社法第二条第四号に規定する親会社をい う。以下同じ。)の株主若しくは社員の名簿又はこれらに代わる書面
- 五 加入指定信用情報機関の商号又は名称を記載した書面
- 六 特定信用情報提供契約を締結している特定信用情報提供等業務を行う者(加入指定信用情報機関を除く。第六十八条の九第二項第六号及び第九十九条第二項第六号において同じ。)の商号又は名称を記載した書面
- 七 包括信用購入あつせんに係る業務に関する社内規則等(包括信用購入あつせん業者又はその役員、使用人その他の従業者が遵守すべき規則その他これに準ずるものであつて包括信用購入あつせん業者が作成するものをいう。第六十六条、第六十八条の九第二項第七号、第六十八条の十二及び第六十八条の十四第二項において同じ。)
- 八 包括信用購入あつせんに係る業務に関する組織図
- 九 法第三十三条の二第一項第五号から第十一号までの規定に該当しないことを誓約 する書面
- 3 第十二条第三項の規定は、法第三十二条第三項の経済産業省令で定める電磁的記録 に準用する。

(取締役等と同等以上の支配力を有する者)

- 第六十四条 法第三十二条第一項第四号に規定する経済産業省令で定めるものは、次の 各号のいずれかに該当するものとする。
  - 一 当該法人の総株主等の議決権(総株主、総社員又は総出資者の議決権(株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。)をいう。以下この条において同じ。)の百分の二十五を超える議決権に係る株式又は出資(以下この条において「株式等」という。)を自己又は他人(仮設人を含む。)

次号において同じ。) の名義をもつて所有している個人

- 二 当該法人の親会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式等 を自己又は他人の名義をもつて所有している個人
- 三 当該法人の業務を執行する社員又はこれに準ずる者が法人である場合におけるその職務を行うべき者
- 四 当該法人の役員又は前三号に掲げる者が未成年者である場合におけるその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)
- 2 前項第一号又は第二号の場合において、これらの規定に掲げる者が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項(これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条(同条第二号に係る部分に限る。)において準用する場合を含む。)の規定により発行者に対抗することができない株式等に係る議決権を含むものとする。

(不正な行為等をするおそれがあると認められる法人)

- 第六十五条 法第三十三条の二第一項第十号に規定する経済産業省令で定めるものは、 次の各号のいずれかに該当する法人とする。
  - 一 法第三十四条の二第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当するとして登録の 取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による 通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの 期間内に法第三十五条の規定による届出をした法人(包括信用購入あつせんの営業 の廃止について相当の理由のある法人を除く。以下この条において同じ。)で、当 該届出の日から五年を経過しない法人
  - 二 前号の期間内に法第三十五条の規定による届出をした法人の業務を執行する社員 又はこれに準ずる者であつた者であつて、同号に規定する通知があつた日前三十日 に当たる日から当該法人の廃止の日までの間にその地位にあつたもの(法人に限 る。)で、当該届出の日から五年を経過しない法人
  - 三 役員のうちに、第一号の期間内に法第三十五条の規定による届出をした法人の役員であつた者であつて同号に規定する通知があつた日前三十日に当たる日から当該法人の廃止の日までの間にその地位にあつたもので当該届出の日から五年を経過しない者のある法人

(包括信用購入あつせんの公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制)

- 第六十六条 法第三十三条の二第一項第十一号に規定する経済産業省令で定める体制は、 次のとおりとする。
  - 一 法第三十条の二第一項本文に規定する調査、法第三十五条の十六第一項及び第三項に規定する措置その他法に定める措置の円滑な実施を確保するために必要な体制
  - 二 利用者又は購入者等の苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制
  - 三 包括信用購入あつせんの公正かつ適確な実施を確保するため十分な社内規則等を 定めていること。
  - 四 法若しくは法の規定に基づく命令又は社内規則等を遵守するために必要な体制

2 前項第三号の社内規則等は包括信用購入あつせんに係る業務に関する責任体制を明確化する規定を含むものでなければならない。

(変更の届出)

- 第六十七条 法第三十三条の三第一項の届出は、様式第十五による届出書を提出してし なければならない。
- 2 法第三十三条の三第三項において準用する法第三十二条第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。
  - 一 その変更に係る事項を証する書類
  - 二 その変更が新たに就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書及び 第六十三条第二項第九号に掲げる書面(法第三十三条の二第一項第七号に係るもの に限る。)
- 3 第十二条第三項の規定は、法第三十三条の三第三項において準用する法第三十二条 第三項の経済産業省令で定める電磁的記録に準用する。

(処分の公示)

第六十八条 法第三十四条の四の規定による公示は、官報に掲載してするものとする。

(廃止の届出)

第六十八条の二 法第三十五条の規定による届出は、様式第十三による届出書を提出してしなければならない。

## 第四款 登録少額包括信用購入あつせん業者

(利用者支払可能見込額の算定義務の例外)

- 第六十八条の三 法第三十五条の二の四第一項ただし書の経済産業省令・内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
  - 一 利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額を当該利用者の求めに応じ一時的に増額しようとする場合であつて、当該利用者が当該カード等を提示し又は通知して、包括信用購入あつせん関係販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者から役務の提供を受ける目的及び当該包括信用購入あつせん関係販売業者若しくは当該包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の名称又はこれに相当するものをあらかじめ確認した場合において、次のいずれかに該当するとき。
    - イ 極度額を一時的に増額しようとする期間が三月以内の場合であつて、当該増額 された後の極度額が法第三十五条の二の四第一項本文の規定により算定した利用 者支払可能見込額(正当な理由があつて同項本文の規定による算定を行つていな い場合は、当該カード等に係る極度額(現に当該カード等についてそれに係る極 度額を利用者の求めに応じ一時的に増額している場合にあつては、一時的に増額 する前の極度額))の二倍に相当する額を超えない場合において、当該増額され た後の極度額が当該目的に照らして相当であると認めるとき。

- ロ 当該利用者が臨時的かつ短期的な収入を得る見込みがあると認められる場合であって、当該増額された後の極度額が当該収入に照らして相当であると認めると き。
- ハ 当該利用者が当該カード等を提示し又は通知して、包括信用購入あつせん関係 販売業者から当該利用者若しくは当該利用者と生計を一にする者の生命若しくは 身体を保護するため緊急に必要があると認められる商品若しくは権利を購入し、 又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者から当該利用者若しくは当該利用 者と生計を一にする者の生命若しくは身体を保護するため緊急に必要があると認 められる役務の提供を受ける場合であつて、当該増額された後の極度額が当該目 的に照らして相当であると認めるとき。
- 二 包括信用購入あつせんをするため、利用者に交付し又は付与しているカード等についてそれに係る有効期間を更新するためにカード等を当該利用者に交付し又は付与しようとするとき(付随カード等についてそれに係る有効期間を更新するために付随カード等を当該利用者に交付し又は付与しようとするときを除く。)において、当該利用者の当該登録少額包括信用購入あつせん業者に対する包括信用購入あつせんに係る債務の額が五万円に満たないとき。
- 三 登録少額包括信用購入あつせん業者が、法第三十五条の二の四第一項本文の規定により算定した利用者支払可能見込額(正当な理由があつて同項本文の規定による算定を行つていない場合は、利用者に交付し又は付与したカード等に係る極度額)の範囲内で、付随カード等を利用者に交付し若しくは付与しようとする場合又は当該付随カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合
- 四 前二号に掲げるもののほか、登録少額包括信用購入あつせん業者が、カード等を利用者に交付し又は付与した時から当該カード等についてそれに係る有効期間の満了の日までに、当該カード等に代えてカード等を利用者に交付し又は付与しようとする場合(カード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする場合を除く。)
- 2 登録少額包括信用購入あつせん業者は、前項各号に掲げる場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、利用者ごとに、当該各号に定める事項の記録を、書面又は電磁的記録をもつて作成し、カード等(付随カード等を含む。)についてそれに係る有効期間(更新された後の有効期間を除く。)の満了の日又は当該有効期間内に締結した全ての包括信用購入あつせん関係受領契約(当該カード等(付随カード等を含む。)に係るものに限る。)に定められた最終の支払期日のうち最後のもの(これらの契約に基づく包括信用購入あつせんに係る債務の全てが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日)のうちいずれか遅い日までの間保存しなければならない。
  - 一 前項第一号に掲げる場合 次に掲げる事項
    - イ 利用者の求めがあつた日及びカード等についてそれに係る極度額を増額した年 月日
    - ロ 増額した期間
    - ハ 増額した後の極度額
    - ニ 利用者がカード等を提示し又は通知して、包括信用購入あつせん関係販売業者

から商品若しくは権利を購入し、又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者から役務の提供を受ける目的

- ホ あらかじめ確認した包括信用購入あつせん関係販売業者若しくは包括信用購入 あつせん関係役務提供事業者の名称又はこれに相当するもの
- へ 増額した期間において、利用者がカード等を提示し又は通知して、商品若しく は権利を購入した包括信用購入あつせん関係販売業者、又は役務の提供を受ける 包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の名称又はこれに相当するもの
- ト 利用者が得る見込みがあると認められる臨時的かつ短期的な収入(前項第一号 口に該当するときに限る。)
- 二 前項第二号に掲げる場合 次に掲げる事項
  - イ 利用者に交付し又は付与しているカード等についてそれに係る有効期間を更新 しようとする年月日及び当該利用者の当該登録少額包括信用購入あつせん業者に 対する包括信用購入あつせんに係る債務の額を調査した年月日
  - ロ 利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額
  - ハ 当該認定包括信用購入あつせん業者に対する包括信用購入あつせんに係る債務 の額
- 三 前項第三号に掲げる場合 次に掲げる事項
  - イ 付随カード等についてそれに係る契約年月日(付随カード等についてそれに係るを る極度額を増額しようとする場合にあつては、増額した年月日)
  - ロ 利用者に交付し又は付与した付随カード等についてそれに係る極度額(付随カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあつては、増額した後の極度額)
- 四 前項第四号に掲げる場合 カード等を利用者に交付し又は付与しようとする年月 日

(利用者支払可能見込額の算定に関する記録)

- 第六十八条の四 法第三十五条の二の四第三項の規定により、登録少額包括信用購入あつせん業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、利用者ごとに、次に定める事項の記録を、書面又は電磁的記録をもつて作成し、カード等についてそれに係る有効期間(第一号に掲げる場合には更新された後の有効期間を含み、第二号に掲げる場合には更新された後の有効期間を除く。)の満了の日又は当該有効期間内に締結した全ての包括信用購入あつせん関係受領契約(当該カード等に係るものに限る。)に定められた最終の支払期日のうち最後のもの(これらの契約に基づく包括信用購入あつせんに係る債務の全てが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日)のうちいずれか遅い日までの間保存しなければならない。
  - 一 法第三十五条の二の四第一項本文の規定により利用者支払可能見込額を算定した場合であつて、包括信用購入あつせんをするためカード等を利用者に交付し若しくは付与したとき又は利用者に交付し若しくは付与したカード等についてそれに係る極度額を増額したとき 次に掲げる事項
    - イ 契約年月日 (カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあっては、増額した年月日)

- ロ 利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額(カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあつては、増額した後の極度額)
- ハ 法第三十五条の二の四第一項本文の規定により算定した利用者支払可能見込額 (ロの極度額と異なる場合に限る。)
- ニ 法第三十五条の二の四第二項の規定により、指定信用情報機関が保有する特定 信用情報を使用して行つた調査の結果
- 二 法第三十五条の二の四第一項本文の規定により利用者支払可能見込額を算定した場合であつて、包括信用購入あつせんをするため、利用者に交付し又は付与しているカード等についてそれに係る有効期間を更新するためにカード等を当該利用者に交付し又は付与したとき 次に掲げる事項
  - イ 利用者に交付し又は付与しているカード等についてそれに係る有効期間を更新 しようとする年月日及び法第三十五条の二の四第一項本文の規定による算定を行 った年月日
  - ロ 利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額
  - ハ 法第三十五条の二の四第一項本文の規定により算定した利用者支払可能見込額 (ロの極度額と異なる場合に限る。)
  - ニ 法第三十五条の二の四第二項の規定により、指定信用情報機関が保有する特定 信用情報を使用して行つた調査の結果

(利用者支払可能見込額を超える場合のカード等の交付等の禁止に係る利用者の保護 に支障を生ずることがない場合)

第六十八条の五 法第三十五条の二の五ただし書の経済産業省令・内閣府令で定める場合は、第六十八条の三第一項各号に掲げる場合とする。

#### (契約の解除等の制限)

- 第六十八条の六 法第三十五条の二の六第一項の経済産業省令・内閣府令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。
  - 一 登録少額包括信用購入あつせん業者が利用者又は購入者等に提供する役務が、次 のいずれにも該当する場合
    - イ 登録少額包括信用購入あつせん業者が、カードその他の物を交付することなく、 当該利用者にカード等を付与すること。
    - ロ 当該利用者が、当該利用者の使用に係る電子計算機を用いて、イのカード等を 通知して、法第三十条の二の三第一項又は第二項に規定する契約及び同条第五項 に規定する契約を締結すること。
    - ハ 登録少額包括信用購入あつせん業者が、法第三十条の二の三第三項に規定する 弁済金であつてロに規定する同条第二項に規定する契約に係るものの支払を請求 する場合には、電子情報処理組織を使用する方法のうち第五十三条第二項第一号 に掲げるものによること。
  - 二 登録少額包括信用購入あつせん業者が電磁的方法による催告について利用者又は 購入者等の承諾を得た場合

- 2 前項第一号に規定する場合には、登録少額包括信用購入あつせん業者は、書面により、法第三十五条の二の六第一項に規定する催告を行うことができる。
- 3 第一項第二号に規定する場合には、登録少額包括信用購入あつせん業者は、法第三十五条の二の六第一項に規定する催告を行うときは、あらかじめ、当該利用者又は購入者等に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- 4 前項の規定による承諾を得た登録少額包括信用購入あつせん業者は、当該利用者又は購入者等から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用者又は購入者等に対し、法第三十五条の二の六第一項に規定する催告を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用者又は購入者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 5 第三項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。
  - 一 次条第一項に規定する方法のうち登録少額包括信用購入あつせん業者が使用する もの
  - 二 ファイルへの記録の方式

# (情報通信の技術を利用する方法)

- 第六十八条の七 法第三十五条の二の六第一項の電磁的方法は、次に掲げる方法とする。
  - 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又は口に掲げるもの
    - イ 登録少額包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機と購入者等の使用 に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係 る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
    - ロ 登録少額包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された催告に係る事項を電気通信回線を通じて購入者等の閲覧に供し、 当該購入者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法
  - 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項 を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに催告に係る事項 を記録したものを交付する方法
- 2 前項に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
  - 購入者等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。
  - 二 前項第一号ロに掲げる方法にあつては、催告に係る事項を顧客ファイル又は閲覧 ファイルに記録した旨を購入者等に対し通知すること。ただし、購入者等が当該催 告に係る事項を閲覧したことを確認したときは、この限りでない。

# (経済産業大臣への定期報告)

- 第六十八条の八 法第三十五条の二の七の報告は、様式第十五の二による報告書を提出 してしなければならない。
- 2 法第三十五条の二の七の経済産業省令で定める事項は、報告の対象となる事業年度 の延滞率の実績その他利用者支払可能見込額の算定に関する事項とする。

(登録の申請)

- 第六十八条の九 法第三十五条の二の九第一項の申請書は、様式第十五の三によるものとする。
- 2 法第三十五条の二の九第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。
  - 一 登録申請書提出日前一月以内の一定の日の現在において様式第二により作成した 財産に関する調書並びに登録申請書提出日の直前事業年度の貸借対照表、損益計算 書及び株主資本等変動計算書又はこれらに代わる書面(次条第一号に規定する要件 を満たすものとして法第三十五条の二の三第一項の登録を受ける場合にあつては、 当該登録を受けようとする者及びその親会社に係るもの)。ただし、登録の申請の 日を含む事業年度に設立された法人にあつては、会社法第四百三十五条第一項又は 第六百十七条第一項の規定により成立のときに作成する貸借対照表又はこれに代わ る書面
  - 二 兼営事業がある場合には、その種類及び概要を記載した書面
  - 三 役員の履歴書
  - 四 株主若しくは社員の名簿及び親会社の株主若しくは社員の名簿又はこれらに代わる書面
  - 五 加入指定信用情報機関の商号又は名称を記載した書面
  - 六 特定信用情報提供契約を締結している特定信用情報提供等業務を行う者の商号又 は名称を記載した書面
  - 七 包括信用購入あつせんに係る業務に関する社内規則等(法第三十五条の二の九第 一項第四号の方法及び同項第五号の体制に関する社内規則等を含む。)
  - 八 包括信用購入あつせんに係る業務に関する組織図(法第三十五条の二の九第一項 第五号の体制に関する組織図を含む。)
  - 九 次条第二号又は第三号に規定する要件を満たすものとして法第三十五条の二の三 第一項の登録を受ける場合は、これらの号のうちいずれかを満たすことを明らかに する事業計画書
  - 十 法第三十五条の二の十一第四号から第十一号までの規定に該当しないことを誓約 する書面
- 3 第十二条第三項の規定は、法第三十五条の二の九第三項の経済産業省令で定める電 磁的記録に準用する。

(資産の合計額から負債の合計額を控除した額)

- 第六十八条の十 法第三十五条の二の十一第一項第三号に規定する経済産業省令で定める要件は、資産の合計額から負債の合計額を控除した額(以下この条において「純資産額」という。)が負の値でないことであつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。
  - 一 法第三十五条の二の三第一項の登録を受けようとする者及びその親会社の純資産額の合計額が、これらの者の資本金又は出資の額の合計額の百分の九十に相当する額以上であるもの
  - 二 事業開始の日から五年以内に純資産額が資本金又は出資の額の百分の九十に相当

する額以上であることが見込まれるもの

三 事業開始の日から五年以内に純資産額が千万円以上であることが見込まれるもの

(不正な行為等をするおそれがあると認められる法人)

- 第六十八条の十一 法第三十五条の二の十一第一項第九号に規定する経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人とする。
  - 一 法第三十五条の二の十四第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当するとして 登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当 該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの期間内に法第三十五条 の三において準用する法第三十五条の規定による届出をした法人(包括信用購入あ つせんの営業の廃止について相当の理由のある法人を除く。以下この条において同 じ。)で、当該届出の日から五年を経過しない法人
  - 二 前号の期間内に法第三十五条の三において準用する法第三十五条の規定による届出をした法人の業務を執行する社員又はこれに準ずる者であつた者であつて、同号に規定する通知があつた日前三十日に当たる日から当該法人の廃止の日までの間にその地位にあつたもの(法人に限る。)で、当該届出の日から五年を経過しない法人
  - 三 役員のうちに、第一号の期間内に法第三十五条の三において準用する法第三十五 条の規定による届出をした法人の役員であつた者であつて同号に規定する通知があ った日前三十日に当たる日から当該法人の廃止の日までの間にその地位にあつたも ので当該届出の日から五年を経過しない者のある法人

(少額の包括信用購入あつせんの公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制) 第六十八条の十二 法第三十五条の二の十一第一項第十号に規定する経済産業省令で定 める体制は、次のとおりとする。

- 一 法第三十五条の十六第一項及び第三項に規定する措置その他法に定める措置の円 滑な実施を確保するために必要な体制
- 二 利用者又は購入者等の苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制
- 三 法第三十五条の二の三第一項に規定する包括信用購入あつせんの公正かつ適確な 実施を確保するため十分な社内規則等を定めていること。
- 四 法若しくは法の規定に基づく命令又は社内規則等を遵守するために必要な体制
- 2 前項第三号の社内規則等は包括信用購入あつせんに係る業務に関する責任体制を明確化する規定を含むものでなければならない。

(利用者支払可能見込額の算定の方法等の基準)

- 第六十八条の十三 法第三十五条の二の十一第一項第十一号イの経済産業省令で定める 基準は、次のとおりとする。
  - 一 法第三十五条の二の十一第一項第十一号イの方法を定めるに当たり、不適正又は 不十分な技術及び情報を利用していないこと。
  - 二 利用者の支払能力に関する情報を当該利用者に対する不当な差別、偏見その他の 著しい不利益が生じるおそれがあると認められる方法により利用していないこと。

- 三 この命令に基づいて指定信用情報機関が算定する延滞率に照らし、延滞率を適切に管理すること。
- 2 法第三十五条の二の十一第一項第十一号ロの経済産業省令で定める基準は、法第三十五条の二の四第一項本文に規定する算定の円滑な実施を確保するために必要な体制が定められていることとする。

## (変更の登録)

- 第六十八条の十四 法第三十五条の二の十二第一項の規定による変更の登録の申請は、 様式第十五の四による申請書を提出してしなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - 一 法第三十五条の二の九第一項第四号の方法を変更しようとするときは、変更後の 当該方法に関する社内規則等
  - 二 法第三十五条の二の九第一項第五号の体制を変更しようとするときは、変更後の 当該体制に関する社内規則等及び組織図
- 3 前条第一項の規定は法第三十五条の二の十二第二項において準用する法第三十五条 の二の十一第一項第十一号イの経済産業省令で定める基準に、前条第二項の規定は法 第三十五条の二の十二第二項において準用する法第三十五条の二の十一第一項第十一 号ロの経済産業省令で定める基準に準用する。

#### (変更の届出)

- 第六十八条の十五 法第三十五条の二の十三第一項の届出は、様式第十五の五による届 出書を提出してしなければならない。
- 2 法第三十五条の二の十三第三項において準用する法第三十五条の二の九第二項本文の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。
  - 一 その変更に係る事項を証する書類
  - 二 その変更が新たに就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書及び 第六十八条の九第二項第十号に掲げる書面(法第三十五条の二の十一第一項第六号 に係るものに限る。)
- 3 第十二条第三項の規定は、法第三十五条の二の十三第三項において準用する法第三 十五条の二の九第三項の経済産業省令で定める電磁的記録に準用する。

## (処分の公示)

第六十八条の十六 第六十八条の規定は、法第三十五条の三において準用する法第三十四条の四の規定による公示に準用する。

#### (廃止の届出)

第六十八条の十七 第六十八条の二の規定は、法第三十五条の三において準用する法第 三十五条の規定による届出に準用する。

# 第二節 個別信用購入あつせん 第一款 業務

(個別信用購入あつせんの取引条件の表示)

- 第六十九条 法第三十五条の三の二第一項各号の事項を示すときは、次の各号に定めるところによらなければならない。ただし、同項第四号の事項にあつては、支払分の支払の方法が購入者等の要求により支払の間隔については第三十六条第五項第一号に、額については同項第二号に該当する場合以外の場合になつたとき又は個別信用購入あつせんの手数料(金利、信用調査費、集金費、事務管理費、貸倒補てん費その他何らの名義をもつてするを問わず個別信用購入あつせんに係る手数料として個別信用購入あつせん業者が購入者等に対し支払わせるものの総額(登記等手数料を個別信用購入あつせんの手数料に含めない旨が明示されているときは、登記等手数料を控除した額)。以下同じ。)が二千五百円未満のときは、示さないことができる。この場合において、同項中「包括信用購入あつせん関係受領契約」とあるのは、「個別信用購入あつせん関係受領契約」と読み替えるものとする。
  - 一 営業所等において見やすい方法により掲示し、又は書面により提示すること。
  - 二 購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に示すこと。
  - 三 日本産業規格 Z 八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。
  - 四 法第三十五条の三の二第一項第四号の事項は、次項に規定する方法により算定した個別信用購入あつせんの手数料の料率を年利建てで少なくとも〇・一パーセントの単位まで示し、かつ、当該料率以外の料率を示さないこと。
- 2 法第三十五条の三の二第一項第四号の経済産業省令・内閣府令で定める方法は、別表第一第一号に定める方法とする。ただし、支払分の支払の方法が、支払の間隔については第三十六条第五項第一号に、額については同項第二号に該当する場合以外の場合にあつては、同表第二号に定める方法とすることができる。この場合において、同項中「包括信用購入あつせん関係受領契約」とあるのは、「個別信用購入あつせん関係受領契約」と読み替えるものとする。
- 第七十条 法第三十五条の三の二第二項の規定により、個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法により商品若しくは指定権利を販売する場合の販売条件又は役務を提供する場合の提供条件について広告するときは、同条第一項各号の事項について次の各号に定めるところにより表示しなければならない。ただし、同条第一項第四号の事項にあつては、個別信用購入あつせんの手数科が二千五百円未満のときは、表示しないことができる。
  - 購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に表示すること。
  - 二 書面により広告を行う場合にあつては、日本産業規格 Z 八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。
  - 三 法第三十五条の三の二第一項第四号の事項は、前条第二項に規定する方法により 算定した個別信用購入あつせんの手数料の料率を年利建てで少なくとも○・ーパー セントの単位まで示し、かつ、当該料率以外の料率を示さないこと。

(個別支払可能見込額の調査等)

- 第七十一条 法第三十五条の三の三第一項本文の経済産業省令・内閣府令で定める事項 は、次のとおりとする。
  - 一 年収
  - 二 預貯金 (購入者等の利益の保護を図るため個別支払可能見込額の算定に必要な場合に限る。)
  - 三 信用購入あつせんに係る債務の支払の状況
  - 四 借入れの状況
  - 五 個別信用購入あつせんに係る購入の方法により購入される商品の価額
  - 六 前各号に掲げるもののほか、個別支払可能見込額の算定に必要な事項であつて客 観的に判断することができるもの
- 第七十二条 法第三十五条の三の三第一項本文の規定により前条各号に掲げる事項を調査するときは、次項から第七項までに定めるところによる。
- 2 前条第一号に掲げる事項の調査については、購入者等から受ける年収の申告その他の適切な方法により行わなければならない。ただし、他の者の収入又はその収入及び他の者の収入により生計を維持している購入者等を相手方とする個別信用購入あつせん関係受領契約を締結しようとする場合であつて個別信用購入あつせんに係る販売の方法により日常生活において必要とされる商品若しくは指定権利を販売する契約又は個別信用購入あつせんに係る提供の方法により日常生活において必要とされる役務を提供する契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結しようとする場合以外の場合にあつては事前に書面その他の適切な方法により当該他の者の同意を得たときに限る。)には、当該他の者から受ける当該他の者の年収の申告その他の適切な方法により、当該購入者等及び当該他の者の年収を合算して算定することができる。
- 3 前条第二号に掲げる事項の調査については、当該購入者等から受ける預貯金の申告その他の適切な方法により行わなければならない。ただし、他の者の収入又はその収入及び他の者の収入により生計を維持している購入者等を相手方とする個別信用購入あつせん関係受領契約を締結しようとする場合であつて個別信用購入あつせんに係る販売の方法により日常生活において必要とされる商品若しくは指定権利を販売する契約又は個別信用購入あつせんに係る提供の方法により日常生活において必要とされる役務を提供する契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結しようとする場合以外の場合にあつては事前に書面その他の適切な方法により当該他の者の同意を得たときに限る。)には、当該他の者から受ける当該他の者の預貯金の申告その他の適切な方法により、当該購入者等及び当該他の者の預貯金を合算して算定することができる。
- 4 前条第三号に掲げる事項の調査については、購入者等の当該個別信用購入あつせん 業者に対する信用購入あつせんに係る債務の支払の状況を確認して行わなければなら ない。ただし、他の者の収入又はその収入及び他の者の収入により生計を維持してい る購入者等を相手方とする個別信用購入あつせん関係受領契約を締結しようとする場

合であつて、第二項ただし書又は第三項ただし書の規定により、当該購入者等及び当該他の者の年収又は預貯金を合算して算定するときは、当該他の者から受ける当該他の者の支払時期の到来していない又は支払の義務が履行されていない信用購入あつせんに係る債務の申告その他の適切な方法により、当該購入者等及び当該他の者の支払時期の到来していない又は支払の義務が履行されていない信用購入あつせんに係る債務を合算して算定しなければならない。

- 5 前条第四号に掲げる事項の調査については、購入者等の当該個別信用購入あつせん 業者からの借入れの状況その他の当該購入者等の借入れの状況を勘案して行わなけれ ばならない。
- 6 前条第五号に掲げる事項の調査については、当該商品と同種の商品を換価して得る ことが見込まれる額等を勘案して合理的に算定(算定を適切に行うことができないと 認める場合を除く。)しなければならない。
- 7 前条第六号に掲げる事項の調査については、購入者等から受ける当該事項の申告その他の適切な方法により行わなければならない。
- 第七十三条 法第三十五条の三の三第一項ただし書の経済産業省令・内閣府令で定める場合は、特定契約以外の契約であつて、個別信用購入あつせんに係る販売の方法により耐久性を有し、かつ、定型的な条件で販売するのに適する商品で生活に必要とされるもの(購入者(個人である購入者に限る。以下この項及び第七十四条第一項第二号において同じ。)の支払総額が十万円以下である商品に限る。)を販売する契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結しようとする場合(指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用することにより、当該契約を締結しようとする時点において当該購入者の支払の義務が履行されないと認めるとき又は個別信用購入あつせんに係る販売の方法により生活に必要とされない分量の商品を販売する契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結しようとするときを除く。)とする。
- 2 個別信用購入あつせん業者は、前項に定める場合には、購入者ごとに、次の各号に 掲げる事項の記録を、書面又は電磁的記録をもつて作成し、個別信用購入あつせん関 係受領契約に定められた最終の支払期日(当該契約に基づく個別信用購入あつせんに 係る債務が弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日)まで の間保存しなければならない。
  - 一 契約年月日
  - 二 当該契約が特定契約以外の契約であること。
  - 三 個別信用購入あつせんに係る販売の方法により販売する商品名及びその数量
  - 四 購入者の支払総額
  - 五 指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用して行つた調査の結果
- 3 第四十四条の規定は、法第三十五条の三の三第二項の経済産業省令・内閣府令で定める資産に準用する。
- 第七十三条の二 法第三十五条の三の三第四項の規定により、個別信用購入あつせん業者は、購入者等ごとに、次に掲げる事項の記録を、書面又は電磁的記録をもつて作成

し、個別信用購入あつせん関係受領契約に定められた最終の支払期日(当該契約に基づく個別信用購入あつせんに係る債務が弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日)までの間保存しなければならない。

- 一 契約年月日
- 二 購入者等の支払総額
- 三 法第三十五条の三の三第一項本文の規定による調査の結果(法第三十五条の三の 三第三項の規定により、指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用して行っ た調査の結果を含む。)
- 四 第七十二条第二項又は第三項の同意を得たときは、当該同意に関する事項
- 五 その他法第三十五条の三の三第一項本文の規定による調査に使用した書面又はそ の写し

(個別支払可能見込額を超える場合の個別信用購入あつせん関係受領契約の締結の禁止に係る購入者等の保護に支障を生ずることがない場合)

- 第七十四条 法第三十五条の三の四ただし書の経済産業省令・内閣府令で定める場合は、 次に掲げる場合とする。
  - 一 第七十三条第一項に定める場合
  - 二 個別信用購入あつせんに係る販売の方法により耐久性を有し、かつ、定型的な条件で販売するのに適する商品で生活に必要とされるものを販売する契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結しようとする場合であつて、当該商品の用途、過去の同種の商品の利用の状況その他の購入者が当該商品を生活において必要とする事情及び当該購入者の生活の状況に関し当該購入者から調査した事項並びに法第三十五条の三の三第一項本文の規定による調査により得られた事項に基づき、当該商品が当該購入者の生活に必要であること及び当該購入者が当該商品を購入する意思を有すること並びに当該購入者の支払総額及び当該商品の数量が当該購入者の生活水準に照らして相当であることを確認した場合
  - 三 個別信用購入あつせんに係る提供の方法により役務の提供を受ける者(個人である役務の提供を受ける者に限る。以下この項において同じ。)又は当該役務の提供を受ける者と生計を一にする者を対象とする学力の教授を提供する契約(法第三十五条の三の五第一項第四号に規定する特定継続的役務提供等契約(以下「特定継続的役務提供等契約」という。)を除く。)又は道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十八条第二項に基づく届出をした自動車教習所若しくは同法第九十九条第一項に規定する指定自動車教習所において同法第二条第一項第九号の自動車の運転に関する教習を行う契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結しようとする場合であつて、当該役務の提供を受ける者が当該役務を必要とする事情及び当該役務の提供を受ける者の生活の状況に関し当該役務の提供を受ける者から調査した事項並びに法第三十五条の三の三第一項本文の規定による調査により得られた事項に基づき、当該役務の提供を受ける者が当該役務を必要とすること及び当該役務の提供を受ける意思を有すること並びに当該役務の提供を受ける者の支払総額及び当該役務の回数又は期間が当該役務の提供を受ける者の生活水準に照らして相当であることを確認した場合

- 四 個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法により購入者等若しくは当該購入者等と生計を一にする者の生命若しくは身体を保護するため緊急に必要があると認める商品を販売する契約又は役務を提供する契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結しようとする場合であつて、当該購入者等が当該商品又は当該役務を緊急に必要とする事情及び当該購入者等の生活の状況に関し当該購入者等から調査した事項並びに法第三十五条の三の三第一項本文の規定による調査により得られた事項に基づき、当該購入者等が当該商品又は当該役務を緊急に必要とすること及び当該商品を購入し又は当該役務の提供を受ける意思を有すること並びに当該購入者等の支払総額及び当該商品の数量又は当該役務の回数若しくは期間が当該購入者等の緊急に必要とする事情に照らして相当であることを確認した場合
- 五 個別信用購入あつせんに係る提供の方法により役務の提供を受ける者の生活に必要とされる自動車の道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第四十八条に規定する点検又は同法第六十二条第一項に規定する継続検査を行う契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結しようとする場合であつて、当該役務の提供を受ける者が当該役務を必要とする事情及び当該役務の提供を受ける者の生活の状況に関し当該役務の提供を受ける者から調査した事項並びに法第三十五条の三の三第一項本文の規定による調査により得られた事項に基づき、当該役務の提供を受ける者が当該役務を必要とすること及び当該役務の提供を受ける意思を有すること並びに当該役務の提供を受ける者の支払総額が当該役務の提供を受ける者の生活水準に照らして相当であることを確認した場合
- 2 個別信用購入あつせん業者は、前項第二号から第五号までに掲げる場合には、購入 者等ごとに、前項第二号から第五号までの規定に基づく確認に関する記録を、書面又 は電磁的記録をもつて作成し、個別信用購入あつせん関係受領契約に定められた最終 の支払期日(当該契約に基づく個別信用購入あつせんに係る債務が弁済その他の事由 により消滅したときにあつては、その消滅した日)までの間保存しなければならない。

(個別信用購入あつせん関係販売契約等の勧誘に係る調査等)

- 第七十五条 法第三十五条の三の五第一項の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
  - 一 個別信用購入あつせん業者が個別信用購入あつせんに係る契約を販売業者又は役務提供事業者(訪問販売を行う者、電話勧誘販売を行う者、特定商取引に関する法律第三十三条第一項に規定する連鎖販売業(以下「連鎖販売業」という。)を行う者、同法第四十一条第一項に規定する特定継続的役務提供(以下「特定継続的役務提供」という。)を行う者又は同法第五十一条第一項に規定する業務提供誘引販売業(以下「業務提供誘引販売業」という。)を行う者に限る。以下この条及び次条において同じ。)と締結しようとする場合 次に掲げる事項
    - イ 当該販売業者又は当該役務提供事業者による特定契約に係る個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約(以下「個別信用購入あつせん関係販売等契約」という。)の申込み又は締結の勧誘に関する基本的な事項

- ロ 当該販売業者が個別信用購入あつせんに係る販売の方法により販売しようとする商品若しくは指定権利又は当該役務提供事業者が個別信用購入あつせんに係る提供の方法により提供しようとする役務に関する事項(当該役務又は当該指定権利が特定継続的役務提供等契約に係るものであつて、当該役務の提供又は当該権利の行使による役務の提供に際し当該役務の提供を受ける者又は当該権利の購入者が購入する必要のある商品がある場合には、当該商品に関する事項を含む。)
- ハ 当該販売業者又は当該役務提供事業者が連鎖販売業を行う者又は業務提供誘引販売業を行う者である場合にあつては、特定利益(特定商取引に関する法律第三十三条第一項に規定する特定利益をいう。以下同じ。)又はその業務提供誘引販売業に係る業務提供利益(同法第五十一条第一項に規定する業務提供利益をいう。以下同じ。)に関する事項
- ニ 当該販売業者又は当該役務提供事業者の取引の状況及び財産の状況
- ホ 当該販売業者又は当該役務提供事業者が連鎖販売業を行う者、特定継続的役務 提供を行う者又は業務提供誘引販売業を行う者である場合にあつては、特定商取 引に関する法律第三十三条第一項に規定する連鎖販売取引(以下「連鎖販売取 引」という。)、特定継続的役務提供に係る取引又は同法第五十一条第一項に規 定する業務提供誘引販売取引(以下「業務提供誘引販売取引」という。)に係る 業務を継続して行うに足りる体制に関する事項
- へ 当該販売業者又は当該役務提供事業者が行う特定取引(訪問販売若しくは電話 勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引又は業務提 供誘引販売取引をいう。以下この条及び次条において同じ。)に関する業務の停 止の処分等に関する事項
- ト 当該販売業者又は当該役務提供事業者が特定契約に係る個別信用購入あつせん 関係販売等契約の申込み又は締結の勧誘をするに際し、法第三十五条の三の七各 号に掲げる行為をすることを防止するために必要な体制及び当該販売業者又は当 該役務提供事業者が行う特定取引に関する苦情を適切かつ迅速に処理するために 必要な体制の整備の状況に関する事項
- チ 当該販売業者又は当該役務提供事業者が行う特定取引に関する苦情の発生状況 及びその内容に関する事項
- 二 個別信用購入あつせん業者が特定契約であつて個別信用購入あつせん関係販売等 契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約に係る申込みを受け た場合 次に掲げる事項
  - イ 当該個別信用購入あつせん関係販売等契約又は当該個別信用購入あつせん関係 受領契約に関する事項につき告げられた内容が事実であるとの誤認若しくは当該 事項に係る事実が存在しないとの誤認の有無又は当該事項につき提供された断定 的判断の内容が確実であるとの誤認の有無に関する事項
  - ロ 当該個別信用購入あつせん関係販売等契約に係る個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者による特定商取引に関する法律第六条第三項、第二十一条第三項、第三十四条第三項、第四十四条第三項若しくは第五十二条第二項の規定に違反する行為又は消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)第四条第三項に規定する行為に関する事項

- 第七十六条 法第三十五条の三の五第一項の規定により前条第一号及び第二号に定める 事項の調査については、次項から第十二項までに定めるところによる。
- 2 前条第一号に定める事項の調査は、個別信用購入あつせんに係る契約(販売業者又は役務提供事業者と締結しようとするものに限る。以下この条及び第七十八条において同じ。)の締結に先立つて行わなければならない。
- 3 前条第一号イに掲げる事項は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。
  - 一 個別信用購入あつせんに係る契約を締結しようとする販売業者又は役務提供事業 者が行う特定取引の種類
  - 二 個別信用購入あつせんに係る契約を締結しようとする販売業者又は役務提供事業者の氏名、生年月日、住所及び電話番号(法人にあつては、名称、住所、電話番号、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)並びに代表者の氏名及び生年月日)
  - 三 個別信用購入あつせんに係る契約を締結しようとする販売業者又は役務提供事業 者の店舗その他の事業所の住所及び電話番号
  - 四 個別信用購入あつせんに係る契約を締結しようとする販売業者又は役務提供事業者が特定契約に係る個別信用購入あつせん関係販売等契約の申込み又は締結の勧誘を行う地域
- 4 前条第一号ロに掲げる事項については、次に掲げるものを調査しなければならない。
- 一 個別信用購入あつせんに係る契約を締結しようとする販売業者が個別信用購入あつせんに係る販売の方法により販売しようとする商品若しくは指定権利又は個別信用購入あつせんに係る契約を締結しようとする役務提供事業者が個別信用購入あつせんに係る提供の方法により提供しようとする役務の種類を示すもの
- 二 見本、カタログその他の個別信用購入あつせんに係る契約を締結しようとする販売業者又は役務提供事業者が特定契約に係る個別信用購入あつせん関係販売等契約の申込み又は締結の勧誘をするに際し当該勧誘の相手方に対し提示するもの
- 三 個別信用購入あつせんに係る契約を締結しようとする販売業者又は役務提供事業者が特定契約に係る個別信用購入あつせん関係販売等契約の申込み又は締結の勧誘をするに際して告げた事項(前条第一号チに掲げる事項の調査により知つた苦情の内容が、特定商取引に関する法律第六条第一項、第二十一条第一項、第三十四条第一項、第四十四条第一項若しくは第二項若しくは第五十二条第一項の規定に違反する行為又は消費者契約法第四条第一項第一号に規定する行為に起因すると認められる場合における当該告げた事項に限る。)であつて、商品の性能、品質、効能若しくは必要数量又は役務若しくは権利に係る役務の効果に係るものの裏付けとなる根拠を示す資料
- 5 前条第一号ハに掲げる事項については、個別信用購入あつせんに係る契約を締結しようとする販売業者又は役務提供事業者が特定契約に係る個別信用購入あつせん関係販売等契約の申込み又は締結の勧誘をするに際して告げた事項又は断定的判断を提供した事項(同号チに掲げる事項の調査により知つた苦情の内容が、特定商取引に関する法律第三十四条第一項若しくは第五十二条第一項の規定に違反する行為又は消費者

契約法第四条第一項に規定する行為に起因すると認められる場合における当該告げた 事項又は当該断定的判断を提供した事項に限る。)であつて、特定商取引に関する法 律第三十四条第一項第四号又は第五十二条第一項第四号に掲げるものの裏付けとなる 根拠を示す資料を調査しなければならない。

- 6 前条第一号ニに掲げる事項については、調査の日の直前事業年度の貸借対照表及び 損益計算書又はこれらに代わる書面による確認その他の方法により調査しなければな らない。
- 7 前条第一号ホに掲げる事項については、事業計画書その他の連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引又は業務提供誘引販売取引に係る業務を継続して行うに足りる体制であることを示すものを調査しなければならない。
- 8 前条第一号へに掲げる事項は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。
  - 一 調査の日前五年間に特定商取引に関する法律の規定による処分(同法第七条、第二十二条、第三十八条、第四十六条若しくは第五十六条の規定による指示又は同法第八条第一項、第二十三条第一項、第三十九条第一項から第三項まで、第四十七条第一項若しくは第五十七条第一項の規定による命令に限る。以下この項において同じ。)を受けたことの有無
  - 二 個別信用購入あつせんに係る契約を締結しようとする販売業者又は役務提供事業者が調査の日前五年間に特定商取引に関する法律の規定による処分を受けたことのある法人の役員であつたことの有無
  - 三 個別信用購入あつせんに係る契約を締結しようとする販売業者又は役務提供事業者が法人である場合にあつては、当該法人の役員のうち次のいずれかに該当する者の有無
    - イ 第一号の期間内に特定商取引に関する法律の規定による処分を受けたことのある者
    - ロ 第一号の期間内に特定商取引に関する法律の規定による処分を受けたことのある法人の役員であった者
- 9 前条第一号チに掲げる事項については、認定割賦販売協会その他の特定取引に関する苦情の処理の業務を行う者の保有する情報を調査しなければならない。
- 10 前条第二号に掲げる事項に係る調査は、特定契約であつて個別信用購入あつせん 関係販売等契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みを 受けた後、相当な期間をおいて、電話その他の方法により当該申込みをした者に対し て行わなければならない。
- 11 前条第二号イに掲げる事項は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。
- 一 法第三十五条の三の八又は第三十五条の三の九第一項に規定する書面に記載すべき事項につき告げられた内容が事実であるとの誤認若しくは当該事項に係る事実が存在しないとの誤認又は当該事項につき提供された断定的判断(将来における変動が不確実な事項につき提供された断定的判断に限る。)の内容が確実であるとの誤認の有無
- 二 特定契約であつて個別信用購入あつせん関係販売等契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約に係る商品の性能、品質、効能若しくは必要数量 又は役務若しくは権利に係る役務の効果に係る事項その他当該契約に係る商品若し

- くは指定権利又は役務に関し将来における変動が不確実な事項(法第三十五条の三の八又は第三十五条の三の九第一項に規定する書面に記載すべき事項を除く。)につき提供された断定的判断の有無
- 三 特定契約であつて個別信用購入あつせん関係販売等契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約に係る商品若しくは指定権利又は役務に付随する商品若しくは権利又は役務その他法第三十五条の三の八又は第三十五条の三の九第一項の書面に記載されていない事項であつて当該申込みをした者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの(次号において「重要事項」という。)の有無
- 四 前号の重要事項があるときは、重要事項につき告げられた内容が事実であるとの 誤認又は重要事項に係る事実が存在しないとの誤認の有無
- 五 第一号から前号までに掲げるもののほか、当該個別信用購入あつせん関係販売等契約若しくは当該個別信用購入あつせん関係受領契約に関する事項であつて当該申込みをした者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき告げられた内容が事実であるとの誤認若しくは当該事項に係る事実が存在しないとの誤認の有無又は当該事項につき提供された断定的判断(将来における変動が不確実な事項につき提供された断定的判断に限る。)の内容が確実であるとの誤認の有無
- 12 前条第二号ロに掲げる事項については、同号ロに規定する行為の有無を調査しなければならない。
- 第七十七条 個別信用購入あつせん業者は、次の各号に掲げる場合には、第七十五条各 号に定める事項のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項 を調査しなければならない。
  - 一 第七十五条第二号イに掲げる事項の調査により前条第十一項第二号に規定する断定的判断(商品の性能、品質、効能若しくは必要数量又は役務若しくは権利に係る役務の効果に係る事項についての断定的判断に限る。)が提供されたことを知つた場合 当該断定的判断の提供を行つた個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者の有する当該断定的判断の提供に係る事項の裏付けとなる根拠を示す資料(ただし、既に当該資料を第七十五条第一号口に掲げる事項の調査(前条第四項第三号に係るものに限る。)により調査した場合にあつては、当該資料を補完する資料)
  - 二 第九十四条第一号の規定により判別した結果その他の事情からみて、個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が特定契約に係る個別信用購入あつせん関係販売等契約の申込み又は締結の勧誘をするに際し、法第三十五条の三の七各号のいずれかに該当する行為をしたと認める場合 次に掲げる事項
    - イ 当該行為の内容
    - ロ 当該個別信用購入あつせん関係販売業者又は当該個別信用購入あつせん関係役 務提供事業者に関する第七十五条第一号トに掲げる事項
    - ハ その他当該苦情の内容に応じ、当該苦情に係る法第三十五条の三の七各号に掲 げる行為の防止のために必要な事項
  - 三 第九十四条第一号の規定により判別した結果又は認定割賦販売協会の保有する情

報の確認その他の方法により知つた事項に基づき、購入者等からの苦情(法第三十 五条の三の十二第一項に規定する申込みの撤回等若しくは法第三十五条の三の十三 第一項、第三十五条の三の十四第一項、第三十五条の三の十五第一項若しくは第三 十五条の三の十六第一項の規定による個別信用購入あつせん関係受領契約の申込み 若しくはその承諾の意思表示の取消しの申出又は法第三十五条の三の十九第一項の 規定による対抗を含む。以下この条及び第九十四条において同じ。)であつて当該 苦情の内容が個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役 務提供事業者による特定契約に係る個別信用購入あつせん関係販売等契約の申込み 又は締結の勧誘に係る行為に起因するもの(苦情の内容が前号の行為に起因するも のである苦情を除く。以下この号において「特定契約関係苦情」という。)の発生 状況及び当該個別信用購入あつせん業者と個別信用購入あつせんに係る契約を締結 した販売業者又は役務提供事業者(当該個別信用購入あつせん関係販売業者又は当 該個別信用購入あつせん関係役務提供事業者を除く。以下この号及び第九十四条第 三号において「他の個別信用購入あつせん関係販売業者等」という。)による特定 契約関係苦情の発生状況からみて、当該個別信用購入あつせん関係販売業者又は当 該個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が当該他の個別信用購入あつせん販売 業者等に比し、購入者等の利益の保護に欠けると認められる場合 前号に定める事 項

2 第九十四条第一号の規定により判別した結果、同号の苦情の内容が、個別信用購入 あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者による特定契約 に係る個別信用購入あつせん関係販売等契約の申込み又は締結の勧誘に係る行為に起 因するものと認められる場合であつて、当該個別信用購入あつせん関係販売業者又は 当該個別信用購入あつせん関係役務提供事業者に対して第七十五条第一号に定める事 項の調査をしていなかつたときは、前項の規定にかかわらず、遅滞なく、当該調査を しなければならない。

(個別信用購入あつせん関係販売契約等の勧誘に係る調査に関する記録の作成等)

- 第七十八条 法第三十五条の三の五第二項の規定により、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める事項の記録を、書面又は電磁的方法をもつて作成し、作成後五年間保存しなければならない。ただし、第一号に定める事項の記録については、個別信用購入あつせんに係る契約を締結した場合に限る。
  - 一 第七十五条第一号に定める事項の調査 次に掲げる事項
    - イ 調査年月日
    - ロ 当該調査の結果 (当該調査に関して取得した書面その他の資料がある場合にあっては、当該資料を含む。)
    - ハ 当該調査に係る個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん 関係役務提供事業者と個別信用購入あつせんに係る契約を締結した場合には、当 該契約の締結の年月日
  - 二 第七十五条第二号に定める事項の調査 次に掲げる事項
    - イ 前号イ及び口に掲げる事項
    - ロ 当該調査に係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結した場合には、当該

契約の締結の年月日

三 前条の規定による調査 第一号イ及びロに掲げる事項

(個別信用購入あつせん関係販売業者等による書面の交付)

- 第七十九条 法第三十五条の三の八第九号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、 次のとおりとする。
  - 一 個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業 者及び個別信用購入あつせん業者の名称、住所及び電話番号
  - 二 個別信用購入あつせん関係販売等契約及び個別信用購入あつせん関係販売等契約 に係る個別信用購入あつせん関係受領契約の締結の年月日
  - 三 商品若しくは権利又は役務の種類
  - 四 商品の数量(権利又は役務の場合にあつては、契約上権利を行使し得る回数若しくは期間又は役務の提供を受けることができる回数若しくは期間)
  - 五 頭金の額
  - 六 個別信用購入あつせん関係販売等契約が連鎖販売個人契約であるときは、当該連 鎖販売取引に伴う特定負担(特定商取引に関する法律第三十三条第一項に規定する 特定負担をいう。次条第五号の表第一号上欄、第八十一条第六号、第八十二条第四 号の表第一号上欄、第八十三条第六号及び第八十四条第四号の表第一号上欄におい て同じ。)及び特定利益に関する事項
  - 七 個別信用購入あつせん関係販売等契約が業務提供誘引販売個人契約であるときは、 当該業務提供誘引取引に伴う特定負担(特定商取引に関する法律第五十一条第一項 に規定する特定負担をいう。次条第五号の表第三号上欄、第八十一条第七号、第八 十二条第四号の表第三号上欄、第八十三条第七号及び第八十四条第四号の表第三号 上欄において同じ。)に関する事項
  - 八 支払分の支払回数
  - 九 個別信用購入あつせん関係販売等契約及び個別信用購入あつせん関係販売等契約 に係る個別信用購入あつせん関係受領契約について購入者等が問合わせ、相談等を 行うことができる機関の名称及び住所又は電話番号
  - 十 法第三十五条の三の十九の規定に関する事項
  - 十一 支払時期の到来していない支払分の支払を請求することについての定めがある ときは、その内容
  - 十二 支払分の支払の義務が履行されない場合(個別信用購入あつせん関係受領契約が解除された場合を除く。)の損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときは、 その内容
  - 十三 役務の提供が商品又は指定権利の販売の条件となつているときは、当該役務の 内容、提供時期その他当該役務に関する事項
  - 十四 商品の販売が指定権利の販売又は役務の提供の条件となつているときは、当該 商品の内容、引渡し時期その他当該商品に関する事項
  - 十五 権利の販売が商品の販売又は役務の提供の条件となつているときは、当該権利 の内容、移転時期その他当該権利に関する事項
  - 十六 商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合の責任についての定

めがあるときは、その内容

- 十七 前各号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容
- 十八 個別信用購入あつせん関係販売等契約が連鎖販売個人契約又は業務提供誘引販売個人契約であるときは、その旨
- 第八十条 法第三十五条の三の八各号又は法第三十五条の三の九第二項第一号若しくは 第四項第一号の規定により法第三十五条の三の八第五号若しくは第七号に掲げる事項 を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。
  - 一 購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。
  - 二 法第三十五条の三の八第五号に規定する基本的な事項の内容は、次のとおりとする。
    - イ 商品又は権利の再販売については、購入する商品又は権利の引渡し又は移転の 方法その他商品又は権利の再販売についての条件のあるときは、その内容
    - ロ 商品又は権利の受託販売については、委託を受けて販売する商品又は権利の引渡し又は移転の方法、受け取つた代金の引渡しの時期及び方法その他商品又は権利の受託販売についての条件のあるときは、その内容
    - ハ 同種役務の提供について、条件のあるときは、その内容
  - 三 法第三十五条の三の八第七号に規定する基本的な事項の内容は、次のとおりとする。
    - イ 提供し、又はあつせんする業務の内容
    - ロ 一週間、一月間その他の一定の期間内に提供し、又はあつせんする業務の回数 又は時間その他の提供し、又はあつせんする業務の量
    - ハ 一回当たり又は一時間当たりの業務に対する報酬の単価その他の報酬の単価が 定められている場合には、その単価
    - ニ ロ及びハにより定められるものその他の業務提供利益の計算の方法
    - ホ ニに掲げるもののほか、業務提供利益の全部又は一部が支払われないこととなる場合があるときは、その条件
    - へ 二及びホに掲げるもののほか、業務提供利益の支払の時期及び方法その他の業 務提供利益の支払の条件
  - 四 法第三十五条の三の八第八号に掲げる事項については、その内容が次の基準に合 致していること。
    - イ 個別信用購入あつせん関係販売等契約について、購入者等からの契約の解除が できない旨が定められていないこと。
    - ロ 個別信用購入あつせん関係販売等契約の締結の前に個別信用購入あつせん関係 販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が見本、カタログ等によ り購入者等に対し提示した当該契約の内容と当該購入者等が受領した商品若しく は権利又は提供を受ける役務が相違している場合には、購入者等は、当該契約の 解除をすることができる旨が定められていること。
    - ハ 購入者等が法第三十五条の三の十第一項第四号から第六号までに定める契約の 相手方である場合には同条第五項本文の規定により個別信用購入あつせん関係販 売等契約が解除されたものとみなされることを赤枠の中に赤字で記載すること。

- 二 購入者等が法第三十五条の三の十一第一項に規定する契約の相手方である場合 には同条第七項本文の規定により個別信用購入あつせん関係販売等契約が解除さ れたものとみなされることを赤枠の中に赤字で記載すること。
- ホ 個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又は個別信用購入あつせん業者の責に帰すべき事由により個別信用購入 あつせん関係販売等契約が解除された場合における個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又は個別信用購入あつせん業者の義務に関し、民法第五百四十五条に規定するものより購入者等に不利な特約が定められていないこと。

五 前条第六号及び第七号に掲げる事項については、次の表の上欄に掲げる事項に応じ、 それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

て41で41回衣の下懶に拘ける内谷を記載しる	内容
一 当該連鎖販売取引に伴う特定負担に	イ 商品の購入については、その購入先
関する事項	及び当該商品の引渡しの方法
N/ OF K	ロ 権利の購入については、その購入先
	及び当該権利の移転の方法
	ハー役務の提供の方法
	ニ 取引料の提供については、その提供
	先、金額、性格並びに提供の時期及び方
	法
	ホ 取引料のうち返還されるものがある
	ときは、その返還の条件
	イ 商品若しくは権利の再販売、受託販
特定利益に関りる事項 	元若しくは販売のあつせんをする他の者
	に対する商品若しくは権利の現金販売価
	格又は同種役務の提供若しくは役務の提
	供のあつせんをする他の者に対する役務
	の現金提供価格の支払の金額に対して収
	受し得る特定利益の金額の割合その他の
	特定利益の計算の方法
	ローイに掲げるもののほか、特定利益の
	全部又は一部が支払われないこととなる
	場合があるときは、その条件
	ハーイ及び口に掲げるもののほか、特定
	利益の支払の時期及び方法その他の特定
	利益の支払の条件
三 当該業務提供誘引販売取引に伴う特	イ 商品の購入については、その購入先
定負担に関する事項	及び当該商品の引渡しの方法
	ロ 権利の購入については、その購入先
	及び当該権利の移転の方法
	ハ 役務の提供の方法
	ニ 取引料の提供については、その提供
	先、金額、性格並びに提供の時期及び方
	法
1	· ·

六 前条第十号に掲げる事項については、その内容に、商品若しくは指定権利の販売 につきそれを販売した個別信用購入あつせん関係販売業者又は役務の提供につきそ れを提供する個別信用購入あつせん関係役務提供事業者に対して生じている事由を もつて、支払分の支払の請求をする個別信用購入あつせん業者に対抗できる旨が定 められていること。

七 前条第十一号、第十二号、第十六号及び第十七号に掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる事項についての定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。

<u> </u>	
事項	内容の基準
一 支払時期の到来していない支払分の	イ 購入者等の支払義務の不履行により
支払の請求に関する事項	支払時期の到来していない支払分の支払
	を請求することができる場合は、個別信
	用購入あつせん業者が定める一定期間に
	わたり義務の不履行があつた場合であつ
	て、個別信用購入あつせん業者が二十日
	以上の相当な期間を定めてその支払を書
	面で催告し、その期間内にその義務が履
	行されない場合に限る旨が定められてい
	ること。
	ロ 購入者等の支払義務の不履行以外の
	事由により支払時期の到来していない支
	払分の支払を請求することができる場合
	として、購入者等の信用が著しく悪化し
	た場合又は重要な契約条項違反があつた
	場合以外の場合が定められていないこ
	と。
二 支払分の支払の義務が履行されない	支払分の支払の義務が履行されない場合
場合(個別信用購入あつせん関係受領契	(個別信用購入あつせん関係受領契約が
約が解除された場合を除く。) の損害賠	解除された場合を除く。) の損害賠償額
償額又は違約金に関する事項	の予定又は違約金の定めが法第三十五条
	の三の十八第二項の規定に合致している
	こと。
三 商品が種類又は品質に関して契約の	商品が種類又は品質に関して契約の内容
内容に適合しない場合の責任に関する事	に適合しない場合に個別信用購入あつせ
項	ん関係販売業者がその不適合(道路運送
	車両法の規定による臨時運行以外の運行
	の用に供された旨が明示されている自動
	車に係るものであつて、当該運行の用に
	供されたことにより通常生ずるものを除
	く。)について責任を負わない旨が定め
	られていないこと。

八 日本産業規格Z八三○五に規定するハポイント以上の大きさの文字及び数字を用 いること。

(個別信用購入あつせん業者による書面の交付)

- 第八十一条 法第三十五条の三の九第二項第四号の経済産業省令・内閣府令で定める事 項は、次のとおりとする。
  - 一 個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業 者及び個別信用購入あつせん業者の名称、住所及び電話番号
  - 二 個別信用購入あつせん関係販売等契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約 の申込みの年月日
  - 三 商品若しくは権利又は役務の種類
  - 四 商品の数量(権利又は役務の場合にあつては、契約上権利を行使し得る回数若し くは期間又は役務の提供を受けることができる回数若しくは期間)
  - 五頭金の額
  - 六 個別信用購入あつせん関係販売等契約が特定連鎖販売個人契約であるときは、当 該連鎖販売取引に伴う特定負担及び特定利益に関する事項
  - 七 個別信用購入あつせん関係販売等契約が業務提供誘引販売個人契約であるときは、 当該業務提供誘引取引に伴う特定負担に関する事項
  - 八 支払分の支払回数
  - 九 個別信用購入あつせん関係販売等契約及び個別信用購入あつせん関係販売等契約 に係る個別信用購入あつせん関係受領契約について購入者等が問合わせ、相談等を 行うことができる機関の名称及び住所又は電話番号
  - 十 法第三十五条の三の十九の規定に関する事項
  - 十一 支払時期の到来していない支払分の支払を請求することについての定めがある ときは、その内容
  - 十二 支払分の支払の義務が履行されない場合(個別信用購入あつせん関係受領契約 が解除された場合を除く。)の損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときは、
    - 十三前各号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容
- 第八十二条 法第三十五条の三の九第二項各号に掲げる事項を記載した書面を交付する ときは、次の各号に定めるところによらなければならない。
  - 購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。
  - 二 法第三十五条の三の九第二項第二号に掲げる事項については、その内容が次の基 準に合致していること。
    - イ 個別信用購入あつせん関係販売等契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契 約について、購入者等からの契約の解除ができない旨が定められていないこと。

- ロ 購入者等が法第三十五条の三の十第一項第一号から第三号までに定める契約の 申込みをした者である場合には同条第五項本文の規定により個別信用購入あつせ ん関係販売等契約の申込みが撤回されたものとみなされることを赤枠の中に赤字 で記載すること。
- ハ 購入者等が法第三十五条の三の十一第一項に規定する契約の申込みをした者である場合には同条第七項本文の規定により個別信用購入あつせん関係販売等契約の申込みが撤回されたものとみなされることを赤枠の中に赤字で記載すること。
- 二 購入者等の支払義務の不履行により個別信用購入あつせん関係受領契約を解除することができる場合は、個別信用購入あつせん業者が定める一定期間にわたり義務の不履行があつた場合であつて、個別信用購入あつせん業者が二十日以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その期間内にその義務が履行されない場合に限る旨が定められていること。
- ホ 購入者等の責に帰すべき事由により個別信用購入あつせん関係受領契約が解除 された場合の損害賠償等の額についての定めが法第三十五条の三の十八第一項の 規定に合致していること。
- へ 個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又は個別信用購入あつせん業者の責に帰すべき事由により個別信用購入 あつせん関係販売等契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約が解除された 場合における個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん 関係役務提供事業者又は個別信用購入あつせん業者の義務に関し、民法第五百四 十五条に規定するものより購入者等に不利な特約が定められていないこと。
- 三 法第三十五条の三の九第二項第三号に掲げる事項については、第七十五条第二号に定める事項のみを交付することをもつて足りる。
- 四 前条第六号及び第七号に掲げる事項については、次の表の上欄に掲げる事項に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

事項	内容
<ul><li>一 当該連鎖販売取引に伴う特定負担に 関する事項</li></ul>	イ 商品の購入については、その購入先及び当該商品の引渡しの方法 ロ 権利の購入については、その購入先及び当該権利の移転の方法 ハ 役務の提供の方法 ニ 取引料の提供については、その提供先、金額、性格並びに提供の時期及び方法 ホ 取引料のうち返還されるものがあるときは、その返還の条件

二特定利益に関する事項	イ 商品若しくは権利の再販売、受託販売若しくは販売のあつせんをする他の現金販売価格又は同種役務の提供若しくは役務の提供のあつせんをする他の者に対する役別の現金提供価格の支払の金額に対しての現金提供価格の支払の金額の割合その他の特定利益の計算の方法ロイに掲げるもののほか、特定ととおるときは、その条件ハイ及び口に掲げるもののほか、特定利益の支払の時期及び方法その他の特定利益の支払の時期及び方法その他の特定利益の支払の条件
三 当該業務提供誘引販売取引に伴う特 定負担に関する事項	イ 商品の購入については、その購入先 及び当該商品の引渡しの方法 ロ 権利の購入については、その購入先 及び当該権利の移転の方法 ハ 役務の提供の方法 ニ 取引料の提供については、その提供 先、金額、性格並びに提供の時期及び方 法 ホ 取引料のうち返還されるものがある ときは、その返還の条件

五 前条第十号に掲げる事項については、その内容に、商品若しくは指定権利の販売 につきそれを販売した個別信用購入あつせん関係販売業者又は役務の提供につきそ れを提供する個別信用購入あつせん関係役務提供事業者に対して生じている事由を もつて、支払分の支払の請求をする個別信用購入あつせん業者に対抗できる旨が定 められていること。

六 前条第十一号から第十三号までに掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる事項についての定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。

事項	内容の基準
一 支払時期の到来していない支払分の	イ 購入者等の支払義務の不履行により
支払の請求に関する事項	支払時期の到来していない支払分の支払
	を請求することができる場合は、個別信
	用購入あつせん業者が定める一定期間に
	わたり義務の不履行があつた場合であつ
	て、個別信用購入あつせん業者が二十日
	以上の相当な期間を定めてその支払を書
	面で催告し、その期間内にその義務が履
	行されない場合に限る旨が定められてい
	ること。

二 支払分の支払の義務が履行されない 場合(個別信用購入あつせん関係受領契	ロ 購入者等の支払義務の不履行以外の 事由により支払時期の到来していない支 払分の支払を請求することができる場合 として、購入者等の信用が著しく悪化し た場合又は重要な契約条項違反があつた 場合以外の場合が定められていないこ と。 支払分の支払の義務が履行されない場合 (個別信用購入あつせん関係受領契約が
約が解除された場合を除く。)の損害賠 償額又は違約金に関する事項	解除された場合を除く。)の損害賠償額 の予定又は違約金の定めが法第三十五条 の三の十八第二項の規定に合致している
	٥ ا
三 前条第十一号及び第十二号に掲げる	法令に違反する特約が定められていない
もの以外の特約	こと。

- 七 日本産業規格 Z 八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。
- 第八十三条 法第三十五条の三の九第四項第四号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。
  - 一 個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者及び個別信用購入あつせん業者の名称、住所及び電話番号
  - 二 個別信用購入あつせん関係販売等契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約 の締結の年月日
  - 三 商品若しくは権利又は役務の種類
  - 四 商品の数量(権利又は役務の場合にあつては、契約上権利を行使し得る回数若しくは期間又は役務の提供を受けることができる回数若しくは期間)
  - 五 頭金の額
  - 六 個別信用購入あつせん関係販売等契約が特定連鎖販売個人契約であるときは、当 該連鎖販売取引に伴う特定負担及び特定利益に関する事項
  - 七 個別信用購入あつせん関係販売等契約が業務提供誘引販売個人契約であるときは、 当該業務提供誘引取引に伴う特定負担に関する事項
  - 八 支払分の支払回数
  - 九 個別信用購入あつせん関係販売等契約及び個別信用購入あつせん関係販売等契約 に係る個別信用購入あつせん関係受領契約について購入者等が問合わせ、相談等を 行うことができる機関の名称及び住所又は電話番号
  - 十 法第三十五条の三の十九の規定に関する事項
  - 十一 支払時期の到来していない支払分の支払を請求することについての定めがある ときは、その内容
  - 十二 支払分の支払の義務が履行されない場合(個別信用購入あつせん関係受領契約

が解除された場合を除く。)の損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときは、 その内容

十三 前各号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容

- 第八十四条 法第三十五条の三の九第四項各号に掲げる事項を記載した書面を交付する ときは、次の各号に定めるところによらなければならない。
  - 一 購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。
  - 二 法第三十五条の三の九第四項第二号に掲げる事項については、その内容が次の基 準に合致していること。
    - イ 個別信用購入あつせん関係販売等契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契 約について、購入者等からの契約の解除ができない旨が定められていないこと。
    - ロ 購入者等が法第三十五条の三の十第一項第四号から第六号までに定める契約の 相手方である場合には同条第五項本文の規定により個別信用購入あつせん関係販 売等契約が解除されたものとみなされることを赤枠の中に赤字で記載すること。
    - ハ 購入者等が法第三十五条の三の十一第一項に規定する契約の相手方である場合 には同条第七項本文の規定により個別信用購入あつせん関係販売等契約が解除さ れたものとみなされることを赤枠の中に赤字で記載すること。
    - 二 購入者等の支払義務の不履行により個別信用購入あつせん関係受領契約を解除することができる場合は、個別信用購入あつせん業者が定める一定期間にわたり義務の不履行があつた場合であつて、個別信用購入あつせん業者が二十日以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その期間内にその義務が履行されない場合に限る旨が定められていること。
    - ホ 購入者等の責に帰すべき事由により個別信用購入あつせん関係受領契約が解除 された場合の損害賠償等の額についての定めが法第三十五条の三の十八第一項の 規定に合致していること。
    - へ 個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又は個別信用購入あつせん業者の責に帰すべき事由により個別信用購入 あつせん関係販売等契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約が解除された 場合における個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん 関係役務提供事業者又は個別信用購入あつせん業者の義務に関し、民法第五百四 十五条に規定するものより購入者等に不利な特約が定められていないこと。
  - 三 法第三十五条の三の九第四項第三号に掲げる事項については、法第三十五条の三 の五第一項の規定による調査の結果であつて第七十五条第二号に係るもののみを交 付することをもつて足りる。
- 四 前条第六号及び第七号に掲げる事項については、次の表の上欄に掲げる事項に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

事項	内容
一 当該連鎖販売取引に伴う特定負担に	イ 商品の購入については、その購入先
関する事項	及び当該商品の引渡しの方法
	ロ 権利の購入については、その購入先
	及び当該権利の移転の方法

	ハ 役務の提供の方法 ニ 取引料の提供については、その提供 先、金額、性格並びに提供の時期及び方 法 ホ 取引料のうち返還されるものがある ときは、その返還の条件
二特定利益に関する事項	イ 商品若しくは権利の再販売、受託販売 さしくは販売のあつせんをする他の者に対する商品若しくは権利の現金販売価格又は同種役務の提供若しくは役務の提供のあつせんをする他の者に対する役務の現金提供価格の支払の金額に対しての現金提供価格の支払の金額に対しての場合の計算の方法 ロ イに掲げるもののほか、特定利益の表は、その条件 ハ イ及び口に掲げるもののほか、特定利益の支払の時期及び方法その他の特定利益の支払の条件
三 当該業務提供誘引販売取引に伴う特 定負担に関する事項	イ 商品の購入については、その購入先 及び当該商品の引渡しの方法 ロ 権利の購入については、その購入先 及び当該権利の移転の方法 ハ 役務の提供の方法 ニ 取引料の提供については、その提供 先、金額、性格並びに提供の時期及び方 法 ホ 取引料のうち返還されるものがある ときは、その返還の条件

五 前条第十号に掲げる事項については、その内容に、商品若しくは指定権利の販売 につきそれを販売した個別信用購入あつせん関係販売業者又は役務の提供につきそ れを提供する個別信用購入あつせん関係役務提供事業者に対して生じている事由を もつて、支払分の支払の請求をする個別信用購入あつせん業者に対抗できる旨が定 められていること。

六 前条第十一号から第十三号までに掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる事項についての定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。

事項 内容の基準

一 支払時期の到来していない支払分の支払の請求に関する事項	イ 購入者等の支払義務の不履行により 支払時期の到来してい支払分の固別信 用購入あつせん業者がある一定期間に わたり義務の不履行がある一定期間に わたり義務の不履行があった場合である の下履行があった場合であるに場合に 個別信用購入あっせんである。 の相当ながあるに限る旨が定められて と。 の支払表務の不履行以外の を記し、者等の支払義務の不履行以外の を記し、者等の支払表の不履行以からる の支払を請求すること。 の支払を請求することがある として、 は重要な契約られていないこ 場合以外の場合が定められていないこ と。
二 支払分の支払の義務が履行されない場合(個別信用購入あつせん関係受領契約が解除された場合を除く。)の損害賠償額又は違約金に関する事項	支払分の支払の義務が履行されない場合 (個別信用購入あつせん関係受領契約が 解除された場合を除く。)の損害賠償額 の予定又は違約金の定めが法第三十五条 の三の十八第二項の規定に合致している こと。
三 前条第十一号及び第十二号に掲げる もの以外の特約	法令に違反する特約が定められていない こと。

七 日本産業規格 Z 八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。

(個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みの撤回等の妨害後の書面の交付) 第八十五条 法第三十五条の三の十第一項の規定により交付する書面には、次に掲げる 事項を記載しなければならない。

- 一 法第三十五条の三の十第一項の規定に基づき、当該書面を受領した日から起算して八日を経過するまでは、書面により訪問販売等契約(法第三十五条の三の九第一項第一号から第三号までのいずれか又は第三項第一号から第三号までのいずれかに掲げる個別信用購入あつせん関係販売等契約をいう。以下この号、第五号及び第六号において同じ。)に係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みの撤回又は訪問販売等契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約の解除を行うことができること。
- 二 法第三十五条の三の十第二項、第三項、第五項から第七項まで、第九項から第十 一項まで、第十三項及び第十四項の規定に関する事項(法第三十五条の三の九第一 項第一号若しくは第二号又は第三項第一号若しくは第二号に掲げる個別信用購入あ つせん関係販売等契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約に係るものに限

る。)

- 三 法第三十五条の三の十第二項、第三項、第五項から第七項まで、第九項、第十項 及び第十二項から第十四項までの規定に関する事項(法第三十五条の三の九第一項 第三号又は第三項第三号に掲げる個別信用購入あつせん関係販売等契約に係る個別 信用購入あつせん関係受領契約に係るものに限る。)
- 四 個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者及び個別信用購入あつせん業者の名称、住所及び電話番号
- 五 訪問販売等契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込み又は締結の年 月日
- 六 訪問販売等契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約の内容
- 2 書面には日本産業規格 Z 八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。
- 3 書面に記載するに際し、第一項第一号及び第二号又は第三号に掲げる事項の内容に ついては赤枠の中に赤字で記載しなければならない。
- 4 個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又は個別信用購入あつせん業者は、法第三十五条の三の十第一項の規定により交付する書面を申込者等(同項に規定する申込者等をいう。以下この項において同じ。)に交付した際には、直ちに申込者等が当該書面を見ていることを確認した上で、第一項第一号及び第二号又は第三号に掲げる事項の内容について申込者等に告げなければならない。
- 第八十六条 法第三十五条の三の十一第一項第一号の規定により交付する書面には、次 に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 一 法第三十五条の三の十一第一項第一号の規定に基づき、当該書面を受領した日から起算して二十日を経過するまでは、書面により特定連鎖販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販売等契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みの撤回又は特定連鎖販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販売等契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の解除を行うことができること。
  - 二 法第三十五条の三の十一第二項、第四項、第五項、第七項から第九項まで、第十 一項及び第十二項の規定に関する事項
  - 三 個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業 者及び個別信用購入あつせん業者の名称、住所及び電話番号
  - 四 特定連鎖販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販売等契約に該当する ものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込み又は締結の年月日
  - 五 特定連鎖販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販売等契約に該当する ものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の内容
- 2 書面には日本産業規格 Z 八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。
- 3 書面に記載するに際し、第一項第一号及び第二号に掲げる事項の内容については赤 枠の中に赤字で記載しなければならない。

- 4 個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者、個別信用購入あつせん業者又は統括者、勧誘者若しくは一般連鎖販売業者は、法第三十五条の三の十一第一項第一号の規定により交付する書面を特定連鎖販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販売等契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込者等(同項各号列記以外の部分に規定する申込者等をいう。以下この条から第八十八条までにおいて同じ。)に交付した際には、直ちに当該申込者等が当該書面を見ていることを確認した上で、第一項第一号及び第二号に掲げる事項の内容について当該申込者等に告げなければならない。
- 第八十七条 法第三十五条の三の十一第一項第二号の規定により交付する書面には、次 に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 一 法第三十五条の三の十一第一項第二号の規定に基づき、当該書面を受領した日から起算して八日を経過するまでは、書面により特定継続的役務提供等契約であつて個別信用購入あつせん関係販売等契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みの撤回又は特定継続的役務提供等契約であつて個別信用購入あつせん関係販売等契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の解除を行うことができること。
  - 二 法第三十五条の三の十一第三項から第五項まで、第七項から第九項まで及び第十 一項から第十四項までの規定に関する事項
  - 三 個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業 者及び個別信用購入あつせん業者の名称、住所及び電話番号
  - 四 特定継続的役務提供等契約であつて個別信用購入あつせん関係販売等契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込み又は締結の年月日
  - 五 特定継続的役務提供等契約であつて個別信用購入あつせん関係販売等契約に該当 するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の内容
- 2 書面には日本産業規格 Z 八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。
- 3 書面に記載するに際し、第一項第一号及び第二号に掲げる事項の内容については赤 枠の中に赤字で記載しなければならない。
- 4 個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又は個別信用購入あつせん業者は、法第三十五条の三の十一第一項第二号の規定により交付する書面を特定継続的役務提供等契約であつて個別信用購入あつせん関係販売等契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込者等に交付した際には、直ちに当該申込者等が当該書面を見ていることを確認した上で、第一項第一号及び第二号に掲げる事項の内容について当該申込者等に告げなければならない。
- 第八十八条 法第三十五条の三の十一第一項第三号の規定により交付する書面には、次 に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 一 法第三十五条の三の十一第一項第三号の規定に基づき、当該書面を受領した日から起算して二十日を経過するまでは、書面により業務提供誘引販売個人契約であつ

て個別信用購入あつせん関係販売等契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みの撤回又は業務提供誘引販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販売等契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の解除を行うことができること。

- 二 法第三十五条の三の十一第四項、第五項、第七項から第九項まで、第十一項及び 第十二項の規定に関する事項
- 三 個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者及び個別信用購入あつせん業者の名称、住所及び電話番号
- 四 業務提供誘引販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販売等契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込み又は締結の年月日
- 五 業務提供誘引販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販売等契約に該当 するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の内容
- 2 書面には日本産業規格 Z 八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。
- 3 書面に記載するに際し、第一項第一号及び第二号に掲げる事項の内容については赤 枠の中に赤字で記載しなければならない。
- 4 個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又は個別信用購入あつせん業者は、法第三十五条の三の十一第一項第三号の規定により交付する書面を業務提供誘引販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販売等契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込者等に交付した際には、直ちに当該申込者等が当該書面を見ていることを確認した上で、第一項第一号及び第二号に掲げる事項の内容について当該申込者等に告げなければならない。

# (業務の運営に関する措置)

- 第八十九条 個別信用購入あつせん業者は、法第三十五条の三の二十の規定によりその 取り扱う購入者等に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委 託する場合には、その委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防 止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 第九十条 個別信用購入あつせん業者は、法第三十五条の三の二十の規定により特定信用情報提供等業務を行う者から提供を受けた情報であつて購入者等の支払能力に関するものを、支払能力調査以外の目的に使用しないことを確保するための措置を講じなければならない。
- 第九十一条 個別信用購入あつせん業者は、法第三十五条の三の二十の規定によりその 取り扱う購入者等に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴につい ての情報その他の特別の非公開情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認めら れる目的以外に使用しないことを確保するための措置を講じなければならない。
- 第九十二条 個別信用購入あつせん業者は、法第三十五条の三の二十の規定により個別

信用購入あつせんの業務を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、次に 掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該業務を適確に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置
- 二 受託者における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること 等により、受託者が当該業務を適確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善さ せる等、受託者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置
- 三 受託者が行う当該業務に係る購入者等からの苦情の適切かつ迅速な処理のために 必要な措置
- 四 受託者が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合に他の適切な第 三者に当該業務を速やかに委託する等、当該業務に係る購入者等の利益の保護に支 障が生じること等を防止するための措置
- 五 受託者が当該業務を適確に遂行していない場合であつて当該業務に係る購入者等 の利益の保護を図るため必要がある場合には、当該業務の委託に係る契約の変更又 は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置
- 第九十三条 個別信用購入あつせん業者は、法第三十五条の三の二十の規定により法第三十五条の三の九第一項第一号、第二号若しくは第三号に掲げる個別信用購入あつせん関係販売等契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結しようとする場合において、法第三十五条の三の五第一項の規定による調査その他の方法により知つた事項からみて、当該個別信用購入あつせん関係販売等契約が特定商取引に関する法律第九条の二第一項各号又は第二十四条の二第一項各号に掲げる契約に該当するおそれがあると認めるときは、当該個別信用購入あつせん関係販売等契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結してはならない。ただし、当該購入者等が当該個別信用購入あつせん関係販売等契約の締結を必要とする特別の事情があることを確認したときは、この限りでない。
- 第九十四条 個別信用購入あつせん業者は、法第三十五条の三の二十の規定により購入 者等からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じるときは、次の各号 に定めるところによらなければならない。
  - 一 購入者等からの苦情を受け付けたときは、遅滞なく、当該苦情の内容が個別信用 購入あつせん業者又は個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あ つせん関係役務提供事業者による個別信用購入あつせんに係る業務に関する購入者 等の利益の保護に欠ける行為に起因するものであるかを判別すること。
  - 二 前号の規定により判別した結果又は認定割賦販売協会の保有する情報の確認その 他の方法により知つた事項からみて、次のいずれかに該当するときは、当該苦情の 内容に応じ、当該苦情の処理のために必要な事項を調査すること。
    - イ 個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が個別信用購入あつせん関係販売等契約に関し、法第三十五条の三の七各号のいずれかに該当する行為(第七十七条第一項第二号に掲げる行為を除く。)をしたと認められるとき。
    - ロ 個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事

業者による個別信用購入あつせんに係る業務に関する購入者等の利益の保護に欠ける行為に係る苦情(苦情の内容が第七十七条第一項第二号及びイの行為に起因するものである苦情並びに第七十七条第一項第三号の苦情を除く。以下この号において同じ。)の発生状況及び他の個別信用購入あつせん関係販売業者等による個別信用購入あつせんに係る業務に関する購入者等の利益の保護に欠ける行為に係る苦情の発生状況からみて、当該個別信用購入あつせん関係販売業者又は当該個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が当該他の個別信用購入あつせん関係販売業者等に比し、購入者等の利益の保護に欠けると認められるとき。

- 三 第一号の規定により判別した結果その他の事情からみて、個別信用購入あつせん 業者が個別信用購入あつせんに係る業務に関し購入者等の利益の保護に欠ける行為 をしたと認めるときは、当該苦情の処理のために必要な事項を調査すること。
- 四 購入者等から申出を受けた苦情の内容又は前二号の規定による調査その他の方法により知つた事項からみて、必要があると認めるときは、個別信用購入あつせんに係る業務の改善その他の所要の措置を講じること。

(情報通信の技術を利用する方法)

- 第九十五条 法第三十五条の三の二十二第一項の電磁的方法は、次に掲げる方法とする。
  - 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又は口に掲げるもの
    - イ 個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又は個別信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機と購入者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
    - ロ 個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又は個別信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて購入者等の閲覧に供し、当該購入者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法(法第三十五条の三の二十二第一項の電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又は個別信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
  - 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項 を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべ き事項を記録したものを交付する方法
- 2 前項に掲げる方法は、購入者等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものでなければならない。
- 3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、個別信用購入あつせん関係販売業者若 しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又は個別信用購入あつせん業者の使 用に係る電子計算機と、購入者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続し た電子情報処理組織をいう。

- 第九十六条 令第二十七条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲 げる事項とする。
  - 一 前条第一項に規定する方法のうち個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又は個別信用購入あつせん業者が使用する もの
  - 二 ファイルへの記録の方式
- 第九十七条 令第二十七条第三項の規定による確認は、文書、口頭、電信又は電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法で購入者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたことを確認することにより行うものとする。
- 第九十八条 法第三十五条の三の二十二第二項の経済産業省令・内閣府令で定める方法 は、第九十五条第一項第二号に掲げる方法とする。

### 第二款 個別信用購入あつせん業者の登録等

(登録の申請)

- 第九十九条 法第三十五条の三の二十四第一項の申請書は、様式第十六によるものとす る。
- 2 法第三十五条の三の二十四第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。
  - 一 登録申請書提出日前一月以内の一定の日の現在において様式第二により作成した 財産に関する調書並びに登録申請書提出日の直前事業年度の貸借対照表、損益計算 書及び株主資本等変動計算書又はこれらに代わる書面。ただし、登録の申請の日を 含む事業年度に設立された法人にあつては、会社法第四百三十五条第一項若しくは 第六百十七条第一項の規定により成立のときに作成する貸借対照表又はこれに代わ る書面
  - 二 兼営事業がある場合には、その種類及び概要を記載した書面
  - 三 役員の履歴書
  - 四 株主若しくは社員の名簿及び親会社の株主若しくは社員の名簿又はこれらに代わる書面
  - 五 加入指定信用情報機関の商号又は名称を記載した書面
  - 六 特定信用情報提供契約を締結している特定信用情報提供等業務を行う者の商号又 は名称を記載した書面
  - 七 個別信用購入あつせんに係る業務に関する社内規則等(個別信用購入あつせん業者又はその役員、使用人その他の従業者が遵守すべき規則その他これに準ずるものであつて個別信用購入あつせん業者が作成するものをいう。第百一条において同じ。)
  - 八 個別信用購入あつせんに係る業務に関する組織図
  - 九 法第三十五条の三の二十六第一項第三号から第九号までの規定に該当しないこと を誓約する書面

3 第十二条第三項の規定は、法第三十五条の三の二十四第三項の経済産業省令で定め る電磁的記録に準用する。

(不正な行為等をするおそれがあると認められる法人)

- 第百条 法第三十五条の三の二十六第一項第八号に規定する経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人とする。
  - 一 法第三十五条の三の三十二第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当するとして登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの期間内に法第三十五条の三の三十五において準用する法第二十六条第一項の規定による届出をした法人(個別信用購入あつせんの営業の廃止について相当の理由のある法人を除く。以下この条において同じ。)で、当該届出の日から五年を経過しない法人
  - 二 前号の期間内に法第三十五条の三の三十五において準用する法第二十六条第一項 の規定による届出をした法人の業務を執行する社員又はこれに準ずる者であつた者 であつて、前号に規定する通知があつた日前三十日に当たる日から当該法人の廃止 の日までの間にその地位にあつたもの(法人に限る。)で、当該届出の日から五年 を経過しない法人
  - 三 役員のうちに、第一号の期間内に法第三十五条の三の三十五において準用する法 第二十六条第一項の規定による届出をした法人の役員であつた者であつて第一号に 規定する通知があつた日前三十日に当たる日から当該法人の廃止の日までの間にそ の地位にあつたもので当該届出の日から五年を経過しない者のある法人

(個別信用購入あつせんの公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制)

- 第百一条 法第三十五条の三の二十六第一項第九号に規定する経済産業省令で定める体制は、次のとおりとする。
  - 一 法第三十五条の三の三第一項本文に規定する調査、法第三十五条の三の五第一項 に規定する調査その他法に定める措置の円滑な実施を確保するために必要な体制
  - 二 購入者等の苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制
  - 三 個別信用購入あつせんの公正かつ適確な実施を確保するため十分な社内規則等を 定めていること。
  - 四 法の規定若しくは法の規定に基づく命令又は社内規則等を遵守するために必要な 体制
- 2 前項第三号の社内規則等は個別信用購入あつせんに係る業務に関する責任体制を明確化する規定を含むものでなければならない。

(変更の届出)

- 第百二条 法第三十五条の三の二十八第一項の届出は、様式第十七による届出書を提出 してしなければならない。
- 2 法第三十五条の三の二十八第三項において準用する法第三十五条の三の二十四第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。
  - 一 その変更に係る事項を証する書類

- 二 その変更が新たに就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書及び 第九十九条第二項第九号に掲げる書面(法第三十五条の三の二十六第一項第五号に 係るものに限る。)
- 3 第十二条第三項の規定は、法第三十五条の三の二十八第三項において準用する法第 三十五条の三の二十四第三項の経済産業省令で定める電磁的記録に準用する。

### (準用規定)

第百三条 第二十五条及び第二十六条の規定は、個別信用購入あつせんを業として営む場合に準用する。この場合において、第二十五条中「法第二十四条(法第二十六条において準用する場合を含む。)」とあるのは「法第三十五条の三の三十五において準用する法第二十六条第一項」とあるのは「法第三十五条の三の三十五において準用する法第二十六条第一項」と読み替えるものとする。

(法第三十五条の三の三十六第一項第四号イの経済産業省令で定める者)

第百三条の二 法第三十五条の三の三十六第一項第四号イの経済産業省令で定める者は、 精神の機能の障害により特定信用情報提供業務を適正に行うに当たつて必要な認知、 判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

# 第三節 指定信用情報機関 第一款 通則

(特定信用情報の規模)

第百四条 法第三十五条の三の三十六第一項第五号の経済産業省令で定めるものは、加 入登録包括信用購入あつせん業者(特定信用情報提供等業務を行う者が特定信用情報 提供契約を締結した相手方である登録包括信用購入あつせん業者をいう。次項第一号 及び第百六条第二項第四号において同じ。)の数、加入登録個別信用購入あつせん業 者(特定信用情報提供等業務を行う者が特定信用情報提供契約を締結した相手方であ る登録個別信用購入あつせん業者をいう。次項第二号及び第百六条第二項第四号にお いて同じ。)の数、保有する基礎特定信用情報に係る支払時期の到来していない又は 支払の義務が履行されていない包括信用購入あつせん及び二月払購入あつせんに係る 債務の合計額(加入包括信用購入あつせん業者が当該包括信用購入あつせんの手数料 の額を提供するときは、当該手数料(第百十八条第三項において「特定包括手数料」 という。)の額を含む。次項第三号において同じ。)、保有する基礎特定信用情報に 係る支払時期の到来していない又は支払の義務が履行されていない個別信用購入あつ せん及び二月払個別購入あつせんに係る債務の合計額(加入個別信用購入あつせん業 者が当該個別信用購入あつせんの手数料の額を提供するときは、当該手数料(第百十 八条第三項において「特定個別手数料」という。) の額を含む。次項第四号において 同じ。)並びに保有する基礎特定信用情報に係る個別信用購入あつせん又は二月払個 別購入あつせんに係る販売の方法により販売した商品名又は当該商品を特定するに足 りる番号、記号その他の符号(保有する基礎特定信用情報に係る個別信用購入あつせ んに係る販売又は提供の方法により販売した指定権利又は提供する役務の場合にあつ

ては、当該権利若しくは当該役務の種類又は当該権利若しくは当該役務を特定するに 足りる番号、記号その他の符号)の件数の合計数とする。

- 2 法第三十五条の三の三十六第一項第五号の経済産業省令で定める基準は、次のとお りとする。
  - 一 加入登録包括信用購入あつせん業者の数が五十以上であること。
  - 二 加入登録個別信用購入あつせん業者の数が三十以上であること。
  - 三 保有する基礎特定信用情報に係る支払時期の到来していない又は支払の義務が履行されていない包括信用購入あつせん及び二月払購入あつせんに係る債務の合計額が一兆五千億円以上であること。
  - 四 保有する基礎特定信用情報に係る支払時期の到来していない又は支払の義務が履行されていない個別信用購入あつせん及び二月払個別購入あつせんに係る債務の合計額が三兆円以上であること。
  - 五 保有する基礎特定信用情報に係る個別信用購入あつせん又は二月払個別購入あつせんに係る商品名又は当該商品を特定するに足りる番号、記号その他の符号(指定権利又は役務の場合にあつては、当該権利若しくは当該役務の種類又は当該権利若しくは当該役務を特定するに足りる番号、記号その他の符号)の件数の合計数が四百万件以上であること。
- 3 この節において「二月払個別購入あつせん」とは、カード等を利用することなく、 特定の販売業者が行う購入者への商品若しくは指定権利の販売又は特定の役務提供事 業者が行う役務の提供を受ける者への役務の提供を条件として、当該商品若しくは当 該指定権利の代金又は当該役務の対価の全部又は一部に相当する金額の当該販売業者 又は当該役務提供事業者への交付(当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を 通じた当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。)をするとともに、当 該購入者等から、当該購入者等が当該販売業者から商品若しくは指定権利を購入する 契約を締結し、又は当該役務提供事業者から役務の提供を受ける契約を締結した時か ら二月を超えない範囲内においてあらかじめ定められた時期までに、当該金額を受領 することをいう。

#### (財産的基礎)

第百五条 法第三十五条の三の三十六第一項第六号の経済産業省令で定めるものは、法 第三十五条の三の三十七第二項第四号の貸借対照表に計上された資産の合計額から負 債の合計額を控除した額が五億円以上であることとする。

#### (指定申請の添付書類)

- 第百六条 法第三十五条の三の三十七第一項の申請書は、様式第十八によるものとする。 2 法第三十五条の三の三十七第二項第五号の経済産業省令で定める書類は、次のとお りとする。
  - 一 法第三十五条の三の三十六第一項第二号に掲げる要件に該当することを誓約する 書面
  - 二 役員(法第三十五条の三の三十六第一項第四号の役員をいう。以下この号、次号、次条、第百八条、第百十一条第二項第八号及び第九号、第百十三条第十号及び第十

- 一号並びに第百十五条第二項において同じ。)が法第三十五条の三の三十六第一項 第四号ロに該当しない旨の官公署の証明書(当該役員が外国人である場合を除 く。)
- 三 役員の履歴書(役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面。第百十一条第二項第九号及び第百十五条第二項第二号において同じ。)
- 四 加入登録包括信用購入あつせん業者及び加入登録個別信用購入あつせん業者の名 称を記載した書面
- 五 法第三十五条の三の三十六第一項第五号に掲げる規定に適合することを説明した 書類
- 六 特定信用情報提供等業務に関する知識及び経験を有する使用人の確保の状況並び に当該使用人の配置の状況を記載した書面
- 七 申請者の事務の機構及び分掌を記載した書面
- 八 その他参考となるべき事項を記載した書類
- 3 第十二条第三項の規定は、法第三十五条の三の三十七第三項の経済産業省令で定める電磁的記録に準用する。

(役員の兼職の制限)

- 第百七条 法第三十五条の三の三十八の経済産業省令で定める法人は、次の各号のいず れかに該当する法人とする。
  - 一 包括信用購入あつせん業者又は二月払購入あつせんを業とする法人
  - 二 個別信用購入あつせん業者又は二月払個別購入あつせんを業とする法人
  - 三 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第一項に規定する貸金業を営む 法人
  - 四 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第百二十六号)第二条第三項 に規定する債権回収会社
  - 五 債務の保証を業として営む法人
  - 六 役務の提供を受ける者に対し、その指定する機械類その他の商品を購入してその 賃貸をする業務(次項第四号において「リース業」という。)を営む法人
- 2 法第三十五条の三の三十八の経済産業省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。
  - 一 貸金業法第二条第一項に規定する貸金業
  - 二 債権管理回収業に関する特別措置法第二条第二項に規定する債権管理回収業
  - 三 債務の保証
  - 四 リース業

(指定信用情報機関の役員の兼職の認可の申請等)

- 第百八条 指定信用情報機関の代表者及び常務に従事する役員は、法第三十五条の三の 三十八の規定による認可を受けようとするときは、当該認可を受けるべき事項を記載 した認可申請書に次に掲げる書面を添付して、当該指定信用情報機関を経由して経済 産業大臣に提出しなければならない。
  - 一 理由書
  - 二 履歴書

- 三 指定信用情報機関における常務の処理方法又は勤務状況を記載した書面
- 四 前条第一項各号に掲げる法人(以下この条において「他の法人」という。)の常務に従事しようとする場合には、当該他の法人における常務の処理方法及び指定信用情報機関と当該他の法人との取引その他の関係を記載した書面並びに当該他の法人の定款、最終の業務報告又は事業報告の内容を記載した書面、貸借対照表(関連する注記を含む。第百十一条第二項第七号において同じ。)、損益計算書(関連する注記を含む。同号において同じ。)、剰余金処分計算書若しくは損失金処理計算書又は株主資本等変動計算書(関連する注記を含む。)その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
- 五 現在営んでいる前条第二項各号に掲げる事業を継続して営もうとする場合には、 その事業の種類及び方法、その事業の最近における業務、財産及び損益の状況並び に申請の日から起算して一年間における取引及び収支の予想を記載した書面
- 六 新たに前条第二項各号に掲げる事業を営もうとする場合には、その事業の種類及び方法並びにその事業開始後一年間における取引及び収支の予想を記載した書面
- 七 その他経済産業大臣が必要と認める事項を記載した書面
- 2 経済産業大臣は、前項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請に係る他の法人を代表し、若しくは常務に従事し、又は前条第二項各号に掲げる事業を営むことが、当該申請に係る指定信用情報機関の代表者又は常務に従事する役員が指定信用情報機関を代表すること又は指定信用情報機関の常務に従事することに対し、何らの支障を及ぼすおそれのないものであるかどうかを審査するものとする。

### 第二款 業務

(兼業の承認申請)

- 第百九条 指定信用情報機関は、法第三十五条の三の四十一第一項ただし書の規定により承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。
  - 一 兼業の承認を受けようとする業務(以下この条において「兼業業務」という。)
  - 二 兼業業務の開始予定年月日
- 2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - 一 兼業業務の内容及び方法を記載した書類
  - 二 兼業業務を所掌する組織及び人員配置を記載した書面
  - 三 兼業業務の運営に関する規則
  - 四 兼業業務の開始後三年間における当該兼業業務の収支の見込みを記載した書類

#### (兼業業務の廃止の届出)

- 第百十条 指定信用情報機関は、法第三十五条の三の四十一第二項の規定により同条第 一項ただし書の承認を受けた業務を廃止した旨の届出をしようとするときは、次に掲 げる事項を記載した書面を経済産業大臣に届け出るものとする。
  - 一 廃止したその業務の内容
  - 二 廃止した年月日

### 三 廃止の理由

(業務の一部委託の承認申請)

- 第百十一条 指定信用情報機関は、法第三十五条の三の四十二第一項の規定により承認 を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を経済産業大臣に提 出しなければならない。
  - 一業務を委託する相手方(以下この条及び次条において「受託者」という。)の氏名又は商号若しくは名称及び住所又は委託する業務を行う営業所若しくは事務所の所在地
  - 二 委託する業務の内容及び範囲
  - 三 委託の期間
- 2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - 一 理由書
  - 二 業務の委託契約の内容を記載した書面
  - 三 受託者が法第三十五条の三の三十六第一項第二号から第四号までに掲げる要件に 該当することを誓約する書面
  - 四 受託者の沿革を記載した書面
  - 五 受託者の定款又は寄附行為
  - 六 委託する業務の実施方法を記載した書面
  - 七 受託者の最近三年の各年度における事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面
  - 八 受託者の役員の氏名又は商号若しくは名称を記載した書面
  - 九 受託者の役員の履歴書
  - 十 受託者の取締役(業務を執行する社員、理事その他これに準ずる者を含むものと し、委員会設置会社にあつては、執行役とする。)の担当業務を記載した書面
  - 十一 その他参考となるべき事項を記載した書類

#### (業務の一部委託の承認基準)

- 第百十二条 経済産業大臣は、前条第一項の承認申請書を受理した場合において、その申請が次に掲げる基準に適合していると認められるときは、これを承認するものとする。
  - 一 業務の委託が当該業務の効率化に資すること。
  - 二 受託者が社会的信用のある法人であり、かつ、その受託する業務について、適正 な計画を有し、確実にその業務を行うことができるものであること。
  - 三 受託者が法第三十五条の三の三十六第一項第二号から第四号までに掲げる要件に 該当すること。

# (業務規程の記載事項)

- 第百十三条 法第三十五条の三の四十三第一項第十号の経済産業省令で定める事項は、 次のとおりとする。
  - 一 特定信用情報提供等業務を行う時間及び休日に関する事項

- 二 従業者の監督体制に関する事項
- 三 特定信用情報提供等業務に関する記録の作成に関する事項
- 四 特定信用情報提供契約に関する契約約款に関する事項
- 五 特定信用情報提供等業務において取り扱う特定信用情報についての利用者又は購入者等の同意に関する事項
- 六 特定信用情報提供等業務の用に供する設備が、停電及び地震、火災、水害その他 の災害の被害を容易に受けないために必要な措置に関する事項
- 七 個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第三十七条第一項に 規定する開示等の求めに係る措置に関する事項
- 八 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合における当該変更の届出に関する事項 九 電子情報処理組織の故障その他の偶発的な事情により、特定信用情報提供等業務 の全部又は一部を停止する事故が発生した場合における当該事故の概要及び改善策 の届出に関する事項
- 十 指定信用情報機関又はその業務の一部の委託先の役員又は従業員(以下この号及び次号において「役員等」という。)が特定信用情報提供等業務(業務の一部の委託先にあつては、当該指定信用情報機関が委託する業務に係るものに限る。)を遂行するに際して法令又は当該指定信用情報機関の業務規程に反する行為が発生したことを知つた場合における当該行為が発生した営業所又は事務所の名称、当該行為をした役員等の氏名又は商号若しくは名称及び役職名、当該行為の概要並びに改善策の届出に関する事項
- 十一 加入包括信用購入あつせん業者若しくは加入個別信用購入あつせん業者又はその役員等が法第三十五条の三の五十六、第三十五条の三の五十七若しくは第三十五条の三の五十九又は指定信用情報機関の業務規程に反する行為を行つたことを知った場合における当該行為が発生した営業所又は事務所の名称、当該行為をした役員等の氏名又は商号若しくは名称及び役職名、当該行為の概要並びに改善策の届出に関する事項
- 十二 その他特定信用情報提供等業務に関し必要な事項

(特定信用情報提供等業務に関する記録の記録事項等)

- 第百十四条 法第三十五条の三の四十五の規定により、指定信用情報機関は特定信用情報提供等業務に関し、次に掲げる事項の記録を、書面又は電磁的記録をもつて作成し、 作成後三年間保存しなければならない。
  - 一 基礎特定信用情報の提供を依頼した加入包括信用購入あつせん業者若しくは加入 個別信用購入あつせん業者の名称又は当該加入包括信用購入あつせん業者若しくは 当該加入個別信用購入あつせん業者を特定するに足りる番号、記号その他の符号 (他の指定信用情報機関の加入包括信用購入あつせん業者又は加入個別信用購入あ つせん業者の依頼に基づき当該他の指定信用情報機関から基礎特定信用情報の提供 の依頼を受けたときは、当該他の指定信用情報機関の商号又は名称及び提供の依頼 のあつた当該他の指定信用情報機関の加入包括信用購入あつせん業者若しくは加入 個別信用購入あつせん業者の名称又は当該加入包括信用購入あつせん業者若しくは 加入個別信用購入あつせん業者を特定するに足りる番号、記号その他の符号)

- 二 基礎特定信用情報の提供を依頼された個人の氏名
- 三 基礎特定信用情報の提供の依頼のあつた日時
- 四 提供した基礎特定信用情報の内容

# 第三款 監督

(変更の届出)

- 第百十五条 法第三十五条の三の五十第一項の規定による届出は、様式第十九による届 出書を提出してしなければならない。
- 2 前項の規定による届出書には、次の書面を添付しなければならない。
  - 一 変更の届出が商号若しくは名称、主たる営業所若しくは事務所その他特定信用情報提供等業務を行う営業所若しくは事務所の名称若しくは所在地又は役員の氏名若しくは商号若しくは名称に係るものであるときは、その変更を証する書面
  - 二 変更の届出が新たに就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書及 び法第三十五条の三の三十七第二項第一号に掲げる書面(法第三十五条の三の三十 六第一項第四号に係るものに限る。)

(業務及び財産に関する報告書の提出)

- 第百十六条 法第三十五条の三の五十一第一項の規定による指定信用情報機関が作成すべき業務及び財産に関する報告書は、様式第二十により作成し、事業年度経過後三月 以内に経済産業大臣に提出しなければならない。
- 2 前項の報告書には、最終事業年度に係る会社法第四百三十五条第二項に規定する計算書類(会社でない場合にあつては、これに代わる書面)を添付しなければならない。
- 3 指定信用情報機関は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間内に同項の報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ経済産業大臣の承認を受けて、 当該提出を延期することができる。
- 4 指定信用情報機関は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して経済産業大臣に提出しなければならない。
- 5 経済産業大臣は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした指 定信用情報機関が第三項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと 認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

(休廃止の申請)

第百十七条 法第三十五条の三の五十三第一項の規定による認可の申請は、様式第二十一による申請書を提出してしなければならない。

# 第四款 加入包括信用購入あつせん業者及び加入個別信用購入あつせん業者

(基礎特定信用情報に含まれる事項)

第百十八条 法第三十五条の三の五十六第一項第一号の経済産業省令で定めるものは、 購入者等に係る次に掲げる事項とする。

- 一 氏名(ふりがなを付す。)
- 二 住所
- 三 生年月日
- 四 電話番号(勤務先の電話番号を除く。)
- 五 介護保険の被保険者証(当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。)に記載されている本人を特定するに足りる番号、記号その他の符号(加入包括信用購入あつせん業者が、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成二十年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号)第六条第一項第一号ロ、ハ、ニ、ト、チ若しくはリに掲げる方法により犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)第四条第一項の規定による確認(同項第一号に掲げる事項に係るものに限る。以下「本人確認」という。)を行つた場合又は加入個別信用購入あつせん業者が当該介護保険の被保険者証の提示若しくは当該介護保険の被保険者証に記載されている本人を特定するに足りる番号、記号その他の符号の通知を受けた場合(個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者を通じた加入個別信用購入あつせん業者への提示又は通知を含む。)に限る。)
- 六 本人確認書類(犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第六条第一項第二号に規定する旅券等若しくは船舶観光上陸許可書又は同規則第七条第一号イに規定する運転免許証等、在留カード若しくは特別永住者証明書をいう。以下この号において同じ。)に記載されている本人を特定するに足りる番号、記号その他の符号(加入包括信用購入あつせん業者が、本人確認書類の提示を受ける方法その他の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第六条第一項第一号イ、ホ、へ、ト、チ、リ若しくはルに掲げる方法により本人確認を行つた場合又は加入個別信用購入あつせん業者が本人確認書類の提示若しくは本人確認書類に記載されている本人を特定するに足りる番号、記号その他の符号の通知を受けた場合(個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者を通じた加入個別信用購入あつせん業者への提示又は通知を含む。)に限る。)
- 2 法第三十五条の三の五十六第一項第四号の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
  - 一 加入包括信用購入あつせん業者 次に掲げる事項
    - イ 法第三十五条の三の五十六第一項第三号に規定する包括信用購入あつせんに係る債務の額(当該包括信用購入あつせんの手数料の額を含む。)のうち、購入者等が一年間に支払うことが見込まれる額
    - ロ 包括信用購入あつせん(加入包括信用購入あつせん業者が二月払購入あつせんを業とする者である場合であつて、支払時期の到来していない又は支払の義務が履行されていない二月払購入あつせんに係る債務の額を提供するとき(当該債務の額を法第三十五条の三の五十六第一項第三号に規定する包括信用購入あつせんに係る債務の額と区分して提供するときを除く。)は当該二月払購入あつせん(第三項において「特定二月払購入あつせん」という。)を含む。ハ及び次条第一項において同じ。)に係る債務又は包括信用購入あつせんの手数料の支払の遅延の有無

- ハ 包括信用購入あつせんを特定するに足りる番号、記号その他の符号
- 二 加入個別信用購入あつせん業者 次に掲げる事項
  - イ 法第三十五条の三の五十六第一項第三号に規定する個別信用購入あつせんに係る債務の額(当該個別信用購入あつせんの手数料の額を含む。)のうち、購入者等が一年間に支払うことが見込まれる額
  - ロ 個別信用購入あつせんに係る債務又は個別信用購入あつせんの手数料の支払の 遅延の有無
  - ハ 個別信用購入あつせんを特定するに足りる番号、記号その他の符号
  - ニ 次に掲げるいずれかの事項
    - (1) 個別信用購入あつせんに係る販売の方法により販売した商品名又は当該 商品を特定するに足りる番号、記号その他の符号
    - (2) 個別信用購入あつせんに係る販売の方法により販売した権利の種類又は 当該権利を特定するに足りる番号、記号その他の符号
    - (3) 個別信用購入あつせんに係る提供の方法により提供する役務の種類又は 当該役務を特定するに足りる番号、記号その他の符号
  - ホ 次に掲げるいずれかの事項
    - (1) 個別信用購入あつせんに係る販売の方法により販売した商品の数量又は 個別信用購入あつせん関係受領契約の単位
    - (2) 個別信用購入あつせんに係る販売の方法により販売した権利を行使し得る回数若しくは期間又は個別信用購入あつせん関係受領契約の単位
    - (3) 個別信用購入あつせんに係る提供の方法により提供する役務の提供を受けることができる回数若しくは期間又は個別信用購入あつせん関係受領契約の単位
- 3 法第三十五条の三の五十六第一項第三号に掲げる債務の額には、特定包括手数料の額、特定個別手数料の額及び特定二月払購入あつせんに係る債務の額を含むものとする。

(特定信用情報の提供等に係る同意を不要とする場合)

- 第百十九条 法第三十五条の三の五十七第一項の経済産業省令で定める場合は、次に掲げる時前に提供した包括信用購入あつせん若しくは個別信用購入あつせんに係る債務 又は包括信用購入あつせん若しくは個別信用購入あつせんの手数料の管理に必要な場合とする。
  - 一 包括信用購入あつせん業者又は個別信用購入あつせん業者と特定信用情報提供契約を締結している特定信用情報提供等業務を行う者が、法第三十五条の三の三十六第一項の指定を受けた時
  - 二 包括信用購入あつせん業者又は個別信用購入あつせん業者が指定信用情報機関と 特定信用情報提供契約を締結した時
- 2 加入包括信用購入あつせん業者は、あらかじめ、法第三十五条の三の五十七第二項 各号に掲げる同意を購入者等から書面又は電磁的方法により包括的に得ることができ る。

(情報通信の技術を利用する方法)

- 第百二十条 法第三十五条の三の五十七第一項及び第二項の電磁的方法は、次に掲げる 方法とする。
  - 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又は口に掲げるもの
    - イ 加入包括信用購入あつせん業者又は加入個別信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機と利用者又は購入者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該加入包括信用購入あつせん業者又は当該加入個別信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
    - ロ 加入包括信用購入あつせん業者又は加入個別信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された利用者又は購入者等による同意に関する事項を電気通信回線を通じて利用者又は購入者等の閲覧に供し、当該加入包括信用購入あつせん業者又は当該加入個別信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該利用者又は購入者等の同意に関する事項を記録する方法
  - 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項 を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに利用者又は購入 者等の同意に関する事項を記録したものを得る方法

(特定信用情報の提供等に係る同意に関する記録の作成等)

第百二十一条 加入包括信用購入あつせん業者又は加入個別信用購入あつせん業者は、 法第三十五条の三の五十七第三項に規定する同意に関する記録を、書面又は電磁的記録をもつて作成し、当該同意に基づき指定信用情報機関が特定信用情報を保有している間保存しなければならない。

### 第四章 前払式特定取引

(許可の申請)

- 第百二十二条 法第三十五条の三の六十二において準用する法第十二条第一項の申請書 は、様式第二十二によるものとする。
- 2 法第三十五条の三の六十二において準用する法第十二条第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。
  - 一 許可申請書提出日前一月以内の一定の日の現在において様式第二により作成した 財産に関する調書及び様式第三により作成した許可申請書提出日の直前事業年度の 収支に関する調書並びに許可申請書提出日の直前五事業年度(事業年度が六月の法 人にあつては、直前十事業年度)の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計 算書又はこれらに代わる書面
  - 二 次の事項を記載した許可後五事業年度(事業年度が六月の法人にあつては、許可後十事業年度)の業務計画書
    - イ 前払式特定取引の方法による取引の計画
    - 口 収支計画

# ハ 資金計画

- 三 役員の履歴書
- 四 法第三十五条の三の六十二において準用する法第十五条第一項第六号から第八号 までの規定に該当しないことを誓約する書面
- 五 前払式特定取引に関する代理店を有するときは、代理店契約書の写し
- 六 前払式特定取引に関する取次ぎ先を有するときは、取次ぎに係る契約書の写し
- 七 申請の日前一年間における前払式特定取引の方法による取引額
- 3 第十二条第三項の規定は、法第三十五条の三の六十二において準用する法第十二条 第三項の経済産業省令で定める電磁的記録に準用する。

# (前払式特定取引契約約款の基準)

- 第百二十三条 法第三十五条の三の六十二において準用する法第十五条第一項第五号の 経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。
  - 一 次の事項が記載される欄があること。
    - イ 法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者(以下この章において「前払式特 定取引業者」という。)の名称及び住所
    - ロ 契約に係る商品又は指定役務の種類又は範囲
    - ハ 購入者又は指定役務の提供を受ける者(以下この章において「購入者等」という。)が当該契約に基づき支払う金額の総額(以下「契約金額」という。)
    - ニ 前払式特定取引に係る各回ごとの支払金額、その支払回数並びに支払の時期及 び方法
    - ホ 前払式特定取引契約約款の交付の時期及び交付の方法
- 二 次の表の上欄の事項が記載されており、かつ、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。

	T
記載すべき事項	内容の基準
一 領収書の発行に関すること。	支払の方法が集金又は持参の場合には、
	領収書を発行する旨が定められているこ
	と。
二 商品の代金又は指定役務の対価の完	商品の代金又は指定役務の対価が完済さ
済後の通知に関すること。	れた場合には、その旨の通知の方法が定
	められていること。
三 商品の引渡し又は指定役務の提供の	商品の引渡し又は指定役務の提供の時期
時期に関すること。	が商品の引渡し又は指定役務の提供を受
	ける前に支払うべき代金又は対価の完済
	後一月以内の一定の日以後と定められて
	いること。
四 購入者等が支払うべき契約金額以外	購入者等が支払うべき契約金額以外の金
の金銭に関すること。	銭があるかどうか、及び当該金銭がある
	場合におけるその額の決定について、購
	入者等が商品の引渡し又は指定役務の提
	供を受ける前に購入者等に必要と認めら
	れる内容を説明し、了解を得なければな
	らない旨が定められていること。
•	·

_	
五 営業保証金又は前受業務保証金の供	営業保証金若しくは前受業務保証金を供
託等に関すること。	託している供託所又は供託委託契約の受
	託者の名称及び所在地が表示されている
	こと。
六 営業保証金及び前受業務保証金の還	購入者等は、その契約によつて生じた債
付に関すること。	権に関し、営業保証金又は前受業務保証
	金から弁済を受けることができる旨が表
	示されていること。
七 契約の解除に関すること。	購入者等の支払義務の不履行により契約
	を解除する場合には、前払式特定取引業
	者が定める一定期間にわたり義務の不履
	行があつた場合であつて、前払式特定取
	引業者が二十日以上の相当な期間を定め
	てその支払を書面で催告し、その期間内
	Cその文仏を青山で催音し、その期间内   にその義務が履行されない場合に限る旨
	並びに前払式特定取引業者の責に帰すべ
	き事由により契約の目的を達することが
	できなくなつた場合その他購入者等が必
	要と認める場合には、購入者等が当該契
	約を解除することができる旨及びその申
	出の手続が定められていること。
八 契約の解除に伴う損害賠償等の額に	購入者等の責に帰すべき事由により契約
関すること。	を解除する場合には当該契約解除の日か
	を解除する場合には当該契約解除の日か ら、購入者等の申出により契約を解除す
	を解除する場合には当該契約解除の日から、購入者等の申出により契約を解除する場合には七の項の手続による申出があ
	を解除する場合には当該契約解除の日から、購入者等の申出により契約を解除する場合には七の項の手続による申出があった日から、それぞれ四十五日以内の一
	を解除する場合には当該契約解除の日から、購入者等の申出により契約を解除する場合には七の項の手続による申出があった日から、それぞれ四十五日以内の一定の期間内に購入者等がすでに支払つた
	を解除する場合には当該契約解除の日から、購入者等の申出により契約を解除する場合には七の項の手続による申出があった日から、それぞれ四十五日以内の一定の期間内に購入者等がすでに支払った金額から契約の締結及び履行のために通
	を解除する場合には当該契約解除の日から、購入者等の申出により契約を解除する場合には七の項の手続による申出があった日から、それぞれ四十五日以内の一定の期間内に購入者等がすでに支払つた
	を解除する場合には当該契約解除の日から、購入者等の申出により契約を解除する場合には七の項の手続による申出があった日から、それぞれ四十五日以内の一定の期間内に購入者等がすでに支払った金額から契約の締結及び履行のために通
	を解除する場合には当該契約解除の日から、購入者等の申出により契約を解除する場合には七の項の手続による申出があった日から、それぞれ四十五日以内の一定の期間内に購入者等がすでに支払つた金額から契約の締結及び履行のために通常要する費用の額を控除した額の金銭を
	を解除する場合には当該契約解除の日から、購入者等の申出により契約を解除する場合には七の項の手続による申出があった日から、それぞれ四十五日以内の一定の期間内に購入者等がすでに支払った金額から契約の締結及び履行のために通常要する費用の額を控除した額の金銭を払い戻す旨が定められており、かつ、そ
	を解除する場合には当該契約解除の日から、購入者等の申出により契約を解除する場合には七の項の手続による申出があった日から、それぞれ四十五日以内の一定の期間内に購入者等がすでに支払つた金額から契約の締結及び履行のために通常要する費用の額を控除した額の金銭を払い戻す旨が定められており、かつ、その額が購入者等が容易に計算することが
	を解除する場合には当該契約解除の日から、購入者等の申出により契約を解除する場合には七の項の手続による申出があった日から、それぞれ四十五日以内の一定の期間内に購入者等がすでに支払った金額から契約の締結及び履行のために通常要する費用の額を控除した額の金銭を払い戻す旨が定められており、かつ、その額が購入者等が容易に計算することができる方法により明確に表示されている
	を解除する場合には当該契約解除の日から、購入者等の申出により契約を解除する場合には七の項の手続による申出があった日から、それぞれ四十五日以内の一定の期間内に購入者等がすでに支払った金額から契約の締結及び履行のために通常要する費用の額を控除した額の金銭を払い戻す旨が定められており、かつことの額が購入者等が容易に計算すること。だし、前払式特定取引業者の責
	を解除する場合には当該契約解除の日から、購入者等の申出により契約を解除する場合には七の項の手続による申出内の一定の期間内に購入者等がすでに支払した。 金額から契約の締結及び履行のために通常要する費用の額を控除した額の金銭を払い戻す旨が定められて計算することがの額が購入者等が容易に計算すること。ただし、前払式特定取引業者の場により契約を解除する場
	を解除する場合には当該契約解除の日から、購入者等の申出により契約を解除がる場合にはよる申出による申出内の項の手続による申出内の不足の期間内に購入者等が限行のために大きを額からできる費用の額を控除しためのできる方法により明確に表示されるできる方法により明確に表示されるできる方法により明確に表示されるできる方法により明確に表示されるできる方法により明確に表示されるできる方法により明確に表示されるできる方法により明確に表示されるできる方法により明確に表示されるできる方法により契約を解除できる方法により表示される方法によります。
	を解除する場合には当該契約解除の日から、購入者等の申出により契約を解除する場合には七の項の手続による申出内のの表による申出内のの手続による申出内のの大きによる中の項の手続により、それぞれ四十五日以内のために購入者等が関行のために対した額がを費用の額を控除した額の金銭を払い戻する事が容易におり、かることのできる方法により契約を解している。ただき事はにより契約を解及びできる方法により契約を解及びできる方法により契約を解及びできる方法により契約を解及びできる方法により表述を表した額以上の一定
	を解除する場合には当該契約解除の日から、購入者等の申出により契約を解除がる場合にはよる申出による申出内の項の手続による申出内の正式を開から、それぞれでに支払のでは、それぞの期間内に購入者等が履行のためのでは、一定の期間を持って、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対し
関すること。	を解除する場合には当該契約解除の日から、購入者等の申出により契約を解除がありまる場合にはよる申出内の項がよる申出の事続による申出内のでは、それぞれでに支払に購入者等が関行のためは、との期間対対が履行のないをできる。では、といるでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
関すること。	を解除する場合には当該契約解除の日から、購入者等の申出により契約を解除がありまる申出による申出内の項の手続による申出内のでよる場合には一五日以内の項の手続に大五日以内のででの期間内ででのがででででのができるといる。とれており、するとのでは、対対がないでは、対対がないのでは、対対がないのでは、対対がないのでは、対対がないのでは、対対がないのでは、対対がないのでは、対対がないでは、対対がないが、対対がないが、対対がないが、対対が、対対が、対対が、対対が、対対が、対対が、対対が、対対が、対対が、対
関すること。	を解除する場合には当該契約解除の日かまり、者等の申出により契約を解がありまる場合にはよる申出の手続に上五での項のではは、それででの地でである。 当該契約を解析ができる機関の知知をを担いることができる機関の名称には、   は、といの変が、   は、といいのでは、   は、   は、   は、   は、   は、   は、   は、

十 前払式特定取引契約約款の交付及び 再交付に関すること。 前払式特定取引契約約款を交付する場合にあつては、その交付の時期及び交付の 方法並びに購入者等から当該約款の再交 付を求められたときは、遅滞なく、当該 約款を再交付する旨が定められているこ と。

- 三 次の事項が記載されていないこと。
  - イ 前払式特定取引契約約款の再交付をする場合において、その再交付に通常要する費用を超えて手数料を徴収すること。
  - ロ 契約締結後に前払式特定取引業者が購入者等の同意を得ることなく契約内容の 変更又は契約金額の引上げを行うことができること。
  - ハ 法第三十五条の三の六十二において準用する法第二十七条第二項に規定する特 約
  - ニ 購入者等からの契約の解除ができない旨の特約
  - ホ 当該契約に係る訴の属する裁判所の管轄につき購入者等に著しく不利となる特 約
  - へ 契約に係る商品又は指定役務の内容について、著しく事実に相違する事項若し くは実際のものよりも著しく優良であると人を誤認させるような事項又は商品又 は指定役務の取引条件について、著しく有利であると人を誤認させるような事項
  - ト イからへまでに掲げるもののほか、法令に違反する特約又は購入者等に著しく 不利となる特約
- 四 次に掲げる事項を赤枠の中に赤字で記載していること。
  - イ 前払式特定取引契約約款の内容を十分に読むべき旨
  - ロ 法第三十五条の三の六十二において準用する法第十八条の三の規定により前払 式特定取引業者が前受金の合計額の二分の一に相当する額について前受金保全措 置を講じることが義務付けられている旨
  - ハ 購入者等の申出により契約を解除する場合(前払式特定取引業者の責に帰すべき事由により契約を解除する場合を除く。)における当該解除に係る金銭の払戻しに要する日数
- 2 前項の前払式特定取引契約約款には、日本産業規格Z八三○五に規定する八ポイント(同項第四号に掲げる事項にあつては、十ポイント)以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

#### (改善命令等に係る収支率等)

- 第百二十四条 法第三十五条の三の六十二において準用する法第二十条の二第一項第一 号の経済産業省令で定める率は、百分の百とする。
- 2 法第三十五条の三の六十二において準用する法第二十条の二第一項第二号の経済産業省令で定める率は、百分の八十とする。
- 3 法第三十五条の三の六十二において準用する法第二十条の二第一項第三号の経済産

業省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 資産の合計額から負債の合計額を控除した額が資本金又は出資の額に満たないと き。
- 二 予約前受金の合計額又は負債の合計額が財産の状況に照らし著しく過大であると き。
- 三 前払式特定取引に係る繰延費用を過大に計上しているときその他経理処理が不健 全なとき。
- 四 基準日において前受金保全措置により前払式特定取引の契約によつて生じた債務の弁済に充てることができる額が当該基準日に係る基準額を下回つたとき。
- 五 募集員その他従業員に対する指導監督が十分でないとき。
- 六 前払式特定取引の業務の委託先(委託先が法人であるときは、その業務を執行する社員、取締役、執行役その他の法人の代表者)又は代理店(代理店が法人であるときは、その業務を執行する社員、取締役、執行役その他の法人の代表者)に対する指導が十分でないとき。
- 七 購入者等に対して、前払式特定取引の契約に関する事項であつてその判断に影響 を及ぼすこととなる重要なものにつき、事実を告げないとき、又は不実のこと若し くは誤解させるおそれのあることを告げ、若しくは表示したとき。
- 八 購入者等に対して、不利益となるべき事実を告げずに、既に成立している前払式 特定取引の契約を消滅させて新たな前払式特定取引の契約の申込みをさせ、又は新 たな前払式特定取引の契約の申込みをさせて既に成立している前払式特定取引の契 約を消滅させる行為を行つたとき。
- 九 前払式特定取引の契約を締結させ、又は前払式特定取引の契約の解除を妨げるため、購入者等を威迫したとき。
- 十 購入者等からの前払式特定取引の契約の解除の申出を受けることを拒否し、又は 不当に遅延させたとき。
- 十一 前払式特定取引の業務に関して取得した購入者等に関する情報の適切な取扱い 及び購入者等からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じていない とき。
- 十二 前払式特定取引契約約款に記載されている義務を履行しないとき、又は履行できなくなるおそれがあるとき。
- 十三 前払式特定取引契約約款の内容が前条の基準に適合しないとき。
- 4 前項第一号に規定する資産の合計額又は負債の合計額、同項第二号に規定する予約 前受金の合計額又は負債の合計額及び同項第三号に規定する前払式特定取引に係る繰 延費用は、計算日における帳簿価額により計算するものとする。ただし、資産にあつ てはその帳簿価額が当該資産を計算日において評価した額を超えるとき、負債にあつ てはその帳簿価額が当該負債を計算日において評価した額を下るときは、その評価し た額により計算するものとする。

### (準用規定)

第百二十五条 第十四条から第二十一条まで及び第二十三条から第二十六条までの規定 は、前払式特定取引を業として営む場合に準用する。この場合において、第十四条中

「法第十六条第二項(法第十八条第二項及び第二十二条第三項において準用する場合 を含む。) 」とあるのは「法第三十五条の三の六十二並びに同条において準用する法 第十八条第二項及び第二十二条第三項において準用する法第十六条第二項」と、第十 五条及び第十六条第一項中「法第十七条第二項(法第十八条第二項、第十八条の三第 五項、第二十二条第三項及び第二十二条の二第三項において準用する場合を含 む。)」とあるのは「法第三十五条の三の六十二並びに同条において準用する法第十 八条第二項、第十八条の三第五項、第二十二条第三項及び第二十二条の二第三項にお いて準用する法第十七条第二項」と、第十七条中「法第十八条の四第一項及び第二十 二条第二項」とあるのは「法第三十五条の三の六十二において準用する法第十八条の 四第一項及び第二十二条第二項」と、第十八条第一項中「法第十八条の五第三項」と あるのは「法第三十五条の三の六十二において準用する法第十八条の五第三項」と、 同条第二項中「法第十八条の五第五項」とあるのは「法第三十五条の三の六十二にお いて準用する法第十八条の五第五項」と、第十九条第一項及び第二項中「法第十八条 の六第二項」とあるのは「法第三十五条の三の六十二において準用する法第十八条の 六第二項」と、同条第二項第一号中「第十二条第二項第四号」とあるのは「第百二十 二条第二項第四号」と、第二十条第一項中「法第十九条第一項」とあるのは「法第三 十五条の三の六十二において準用する法第十九条第一項」と、同条第二項中「法第十 九条第二項」とあるのは「法第三十五条の三の六十二において準用する法第十九条第 二項」と、同条第三項中「法第十九条第四項において準用する法第十二条第二項」と あるのは「法第三十五条の三の六十二において準用する法第十九条第四項において準 用する法第十二条第二項」と、同項第一号中「法第十九条第一項」とあるのは「法第 三十五条の三の六十二において準用する法第十九条第一項」と、同号ロ中「第十二条 第二項第四号」とあるのは「第百二十二条第二項第四号」と、「法第十五条第一項第 八号」とあるのは「法第三十五条の三の六十二において準用する法第十五条第一項第 八号」と、同項第二号中「法第十九条第二項」とあるのは「法第三十五条の三の六十 二において準用する法第十九条第二項」と、「前払式割賦販売契約約款」とあるのは 「前払式特定取引契約約款」と、第二十一条第一項及び第三項中「法第十九条の二」 とあるのは「法第三十五条の三の六十二において準用する法第十九条の二」と、同条 第三項第三号中「商品名」とあるのは「契約に係る商品又は指定役務の種類又は範 囲」と、同項第四号中「商品の代金」とあるのは「商品の代金又は指定役務の対価」 と、第二十三条中「法第二十条の二第二項」とあるのは「法第三十五条の三の六十二 において準用する法第二十条の二第二項」と、第二十四条中「法第二十条の四第二 項」とあるのは「法第三十五条の三の六十二において準用する法第二十条の四第二 項」と、第二十五条中「法第二十四条(法第二十六条において準用する場合を含 む。)」とあるのは「法第三十五条の三の六十二並びに同条において準用する法第二 十六条において準用する法第二十四条」と、第二十六条中「法第二十六条第一項」と あるのは「法第三十五条の三の六十二において準用する法第二十六条第一項」と読み 替えるものとする。

### 第五章 指定受託機関

(指定の申請)

- 第百二十六条 法第三十五条の四第二項の申請書は、様式第二十三によるものとする。
- 2 法第三十五条の四第三項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。
  - 一 登記事項証明書
  - 二 指定申請書提出日前一月以内の一定の日の現在において様式第二により作成した 財産に関する調書及び様式第三により作成した指定申請書提出日の直前事業年度の 収支に関する調書並びに指定申請書提出日の直前二事業年度(事業年度が六月の法 人にあつては、直前四事業年度)の貸借対照表(関連する注記を含む。)、損益計 算書(関連する注記を含む。)及び株主資本等変動計算書(関連する注記を含 む。)
  - 三 役員の履歴書
- 四 法第三十五条の五第五号から第七号までの規定に該当しないことを誓約する書面 3 第十二条第三項の規定は、法第三十五条の四第四項の経済産業省令で定める電磁的 記録に準用する。

(第三十五条の五第七号イの経済産業省令で定める者)

第百二十六条の二 法第三十五条の五第七号イの経済産業省令で定める者は、精神の機能の障害により受託事業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

### (業務方法書等)

- 第百二十七条 法第三十五条の四第三項の業務方法書には、次の事項を記載しなければ ならない。
  - 一 受託事業の目的の範囲
  - 二 受託の限度
  - 三 前受業務保証金供託委託契約の委託者(以下単に「委託者」という。)一人に係る受託の限度
  - 四 前受業務保証金供託委託契約(以下「供託委託契約」という。)の締結の方法に 関する事項
  - 五 委託手数料に関する事項
  - 六 供託委託契約の締結拒否の基準に関する事項
  - 七 委託者の業務および財産の状況の調査方法に関する事項
  - 八 資産の運用方法に関する事項
  - 九 その他業務の運営に関し必要な事項
- 2 法第三十五条の四第三項の事業計画書には、指定後三事業年度(事業年度が六月の 法人にあつては、六事業年度)の主要な委託者別受託事業計画、収支計画及び資金計 画を記載しなければならない。

(前受業務保証金供託委託契約約款の基準)

第百二十八条 法第三十五条の五第四号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりと する。

- 一 次の事項が記載される欄があること。
  - イ 供託委託契約の受託者(以下単に「受託者」という。)の名称及び住所
  - ロ 委託者の名称及び住所
  - ハ 契約番号
  - 二 契約年月日
  - ホ 供託委託契約に基づく受託額
  - へ 委託手数料の額
  - 卜 契約期間
- 二 次の表の上欄の事項が記載されており、かつ、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。

中に日女していること。	
記載すべき事項	内容の基準
一 供託義務に関する事項	供託義務の発生事由及び内容が法第十八
	条の三第三項(法第三十五条の三の六十
	二において準用する場合を含む。)の規
	定に合致していること。
二 供託義務の履行により生ずる債権の	受託者は、供託義務の履行により生ずる
保全に関する事項	債権の保全のため必要と認めたときは、
	委託者に担保を提供させることができる
	旨が定められていること。
三 委託者の通知義務に関する事項	委託者の業務の運営に重大な影響を及ぼ
	すおそれのある事実が生じた場合には、
	委託者は、当該事実を、遅滞なく、受託
	者に通知すべき旨が定められているこ
	と。
四 調査に関する事項	受託者は、受託事業を遂行する上で必要
	と認める場合には、委託者の業務及び財
	産の状況について調査を行い、又は報告
	を求めることができる旨が定められてい
	ること。

- 三 次の事項が記載されていないこと。
  - イ 供託委託契約に基づいて、前受業務保証金を供託した場合に、委託者に対して 有することとなる求償権を放棄する旨の定め
  - ロ イに掲げる事項のほか、受託事業の健全な遂行に重大な支障となる定め

#### (変更の届出)

- 第百二十九条 法第三十五条の六の規定による届出は、様式第九による届出書を提出し てしなければならない。
- 2 前項の規定による届出書には、次の書面を添付しなければならない。
  - 一 変更の届出が商号、本店その他の営業所の名称若しくは所在地、資本金の額、役 員の氏名若しくは住所又は定款に係るものであるときは、その変更を証する書面
  - 二 変更の届出が新たに就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書及

び第百二十六条第二項第四号に掲げる書面(法第三十五条の五第七号に係るものに限る。)

(廃止の届出)

第百三十条 法第三十五条の七第一項の規定による届出は、様式第二十四による届出書 を提出してしなければならない。

#### (事業計画書等の提出)

- 第百三十一条 法第三十五条の八第一項の事業計画書には、主要な委託者別受託事業計画、収支計画及び資金計画を記載しなければならない。
- 2 法第三十五条の八第二項の規定による届出は、様式第二十五による届出書を提出してしなければならない。
- 3 法第三十五条の八第三項の規定による事業報告書は、様式第二十六によるものとする。

# 第六章 クレジットカード番号等の適切な管理等 第一節 クレジットカード番号等の適切な管理

(クレジットカード番号等の適切な管理)

- 第百三十二条 法第三十五条の十六第一項の経済産業省令で定める基準は、次のとおり とする。
  - 一 クレジットカード番号等の漏えい、滅失、毀損その他のクレジットカード番号等 の管理に係る事故(以下「漏えい等の事故」という。)の発生を防止するため必要 かつ適切な措置を講ずること。
  - 二 クレジットカード番号等取扱業者において漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは、直ちに当該事故の状況を把握し、当該事故の拡大を防止するとともに当該事故の状況に応じて速やかに、その原因を究明するために必要な調査(当該事故に係るクレジットカード番号等の特定を含む。)を行うこと。
  - 三 クレジットカード番号等取扱業者又はクレジットカード番号等取扱受託業者において漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは、当該事故に係るクレジットカード番号等を利用者に付与したクレジットカード等購入あつせん業者は当該利用者以外の者が当該クレジットカード番号等を通知して特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務提供事業者から役務の提供を受けることを防止するために必要な措置を講ずること。
  - 四 クレジットカード番号等取扱業者において漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは、当該クレジットカード番号等取扱業者は類似の漏えい等の事故の再発防止のために必要な措置を講ずること。
  - 五 クレジットカード番号等をクレジットカード等購入あつせんに係る取引の健全な 発達を阻害し、又は利用者若しくは購入者等の利益の保護に欠ける方法により取り 扱わないこと。

(大量のクレジットカード番号等を取り扱う者)

第百三十二条の二 法第三十五条の十六第一項第七号の経済産業省令で定める者は、特定のクレジットカード等購入あつせん関係販売業者又はクレジットカード等購入あつせん関係役務提供事業者のために、クレジットカード番号等を特定の立替払取次業者に提供(当該立替払取次業者以外の者を通じた当該立替払取次業者への提供を含む。)することを業とする者とする。

(クレジットカード番号等取扱受託業者に対する必要な指導その他の措置の基準) 第百三十三条 法第三十五条の十六第三項の経済産業省令で定める基準は、次項から第 六項までに定めるところによる。

- 2 クレジットカード番号等取扱業者は、あらかじめクレジットカード番号等取扱受託 業者に、次に掲げる措置を講じさせるために必要な措置を講じなければならない。
  - 一 クレジットカード番号等取扱受託業者において漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは、直ちに当該事故の状況を把握し、その状況を当該クレジットカード番号等取扱業者に対して連絡するとともに当該事故の拡大を防止すること。
  - 二 クレジットカード番号等取扱受託業者において漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは、当該事故の状況に応じて速やかに、その原因を究明するために必要な調査(当該事故に係るクレジットカード番号等の特定を含む。)を行い、当該調査の結果を当該クレジットカード番号等取扱業者に通知すること。
  - 三 クレジットカード番号等取扱受託業者において漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは類似の漏えい等の事故の再発防止のために必要な措置
  - 四 前各号に掲げるもののほか、クレジットカード番号等の適切な管理のために必要 な措置
- 3 クレジットカード番号等取扱業者は、クレジットカード番号等取扱受託業者において漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは、当該クレジットカード番号等取扱受託業者に対し、直ちに当該事故の状況を把握し、その状況を当該クレジットカード番号等取扱業者に対して連絡するとともに当該事故の拡大を防止することについて指導しなければならない。
- 4 クレジットカード番号等取扱業者は、クレジットカード番号等取扱受託業者において漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは、当該クレジットカード番号等取扱受託業者に対し、当該事故の状況に応じて速やかに、その原因を究明するために必要な調査(当該事故に係るクレジットカード番号等の特定を含む。)を行い、当該調査の結果を当該クレジットカード番号等取扱業者に通知することについて指導しなければならない。
- 5 クレジットカード番号等取扱業者は、漏えい等の事故を発生させたクレジットカード番号等取扱受託業者又はそのおそれがあるクレジットカード番号等取扱受託業者に対し、類似の漏えい等の事故の再発防止のために必要な措置を講ずることについて指導しなければならない。
- 6 クレジットカード番号等取扱業者は、クレジットカード番号等受託業者においてクレジットカード番号等の適切な管理が図られるよう、クレジットカード番号等取扱受

託業者に対する指導その他の必要な措置を講じなければならない。

#### 第二節 クレジットカード番号等取扱契約

(登録の申請)

- 第百三十三条の二 法第三十五条の十七の三第一項の申請書は、様式第二十六の二によるものとする。
- 2 法第三十五条の十七の三第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。
  - 一 役員の履歴書
  - 二 株主若しくは社員の名簿及び親会社の株主若しくは社員の名簿又はこれらに代わる書面
  - 三 クレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務及び法第三十五条の十七の八 第一項又は第三項の規定による調査に関する社内規則等(クレジットカード番号等 取扱契約締結事業者又はその役員、使用人その他の従業者が遵守すべき規則その他 これに準ずるものであつてクレジットカード番号等取扱契約締結事業者が作成する ものをいう。次条において同じ。)
  - 四 クレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務及び法第三十五条の十七の八 第一項又は第三項の規定による調査に関する組織図
  - 五 法第三十五条の十七の五第一項第三号から第八号までの規定に該当しないことを 誓約する書面
- 3 第十二条第三項の規定は、法第三十五条の十七の三第三項の経済産業省令で定める 電磁的記録に準用する。

(クレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務等の適確な実施を確保するため に必要な体制)

- 第百三十三条の三 法第三十五条の十七の五第一項第八号に規定する経済産業省令で定める体制は、次のとおりとする。
  - 一 クレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務又は法第三十五条の十七の八 第一項若しくは第三項の規定による調査を第三者に委託する場合には、次に掲げる 措置の適確な実施を確保するために必要な体制
    - イ 当該業務又は当該調査を適確に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置
    - ロ 当該業務又は当該調査の委託を受けた者(以下この号において「受託者」という。)における当該業務又は当該調査の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、受託者が当該業務又は当該調査を適確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、受託者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置
    - ハ 受託者が当該業務又は当該調査を適切に行うことができない事態が生じた場合 に他の適切な第三者に当該業務又は当該調査を速やかに委託する等、当該業務又 は当該調査に係る利用者又は購入者等の利益の保護に支障が生じること等を防止 するための措置

- 二 受託者が当該業務又は当該調査を適確に遂行していない場合であつて当該業務 又は当該調査に係るクレジットカード番号等の適切な管理等を図るため必要があ る場合には、当該業務又は当該調査の委託に係る契約の変更又は解除をする等の 必要な措置を講ずるための措置
- 二 クレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務及び法第三十五条の十七の八 第一項又は第三項の規定による調査の適確な実施を確保するため十分な社内規則等 を定めていること。
- 三 法若しくは法の規定に基づく命令又は社内規則等を遵守するために必要な体制
- 2 前項第二号の社内規則等はクレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務又は 法第三十五条の十七の八第一項又は第三項の規定による調査に関する責任体制を明確 化する規定を含むものでなければならない。

#### (変更の届出)

- 第百三十三条の四 法第三十五条の十七の六第一項の届出は、様式第二十六の三による 届出書を提出してしなければならない。
- 2 法第三十五条の十七の六第三項において準用する法第三十五条の十七の三第二項の 経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。
  - 一 その変更に係る事項を証する書類
  - 二 その変更が新たに就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書及び 第百三十三条の二第二項第五号に掲げる書面(法第三十五条の十七の五第一項第五 号に係るものに限る。)
- 3 第十二条第三項の規定は、法第三十五条の十七の六第三項において準用する法第三 十五条の十七の三第三項の経済産業省令で定める電磁的記録に準用する。

(クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の調査等)

- 第百三十三条の五 法第三十五条の十七の八第一項の経済産業省令で定める事項は、次 のとおりとする。
  - 一 クレジットカード番号等取扱契約を締結しようとする販売業者若しくは役務提供 事業者(以下「加盟申込店」という。)又はクレジットカード番号等取扱契約を締結したクレジットカード等購入あつせん関係販売業者若しくはクレジットカード等 購入あつせん関係役務提供事業者(以下「加盟店」という。)に関する基本的な事項
  - 二 加盟申込店がクレジットカード等購入あつせんに係る販売の方法により販売しようとする商品若しくは権利若しくは提供しようとする役務又は加盟店がクレジットカード等購入あつせんに係る販売方法により販売する商品若しくは権利若しくは提供する役務に関する事項
  - 三 加盟申込店が講じようとし、又は加盟店が講じる法第三十五条の十六第一項及び 第三項並びに法第三十五条の十七の十五に規定する措置に関する事項
  - 四 加盟申込店又は加盟店がクレジットカード等購入あつせんに係る販売の方法により商品若しくは権利を販売する契約又は役務を提供する契約に関して行つた法第三十五条の三の七各号のいずれかに該当する行為の有無及びその内容

- 五 加盟申込店又は加盟店がクレジットカード等購入あつせんに係る販売の方法により商品若しくは権利を販売する契約又は役務を提供する契約に関し、前号に掲げる 行為をすることを防止するために必要な体制の整備の状況に関する事項
- 六 加盟申込店又は加盟店によるクレジットカード等購入あつせんに係る業務に関する利用者又は購入者等の利益の保護に欠ける行為に係る苦情の発生状況
- 七 加盟申込店又は加盟店がクレジットカード等購入あつせんに係る販売の方法により商品若しくは権利を販売する契約又は役務を提供する契約に関し、前号に掲げる行為(第四号に該当する行為を除く。)をすることを防止するために必要な体制及び当該加盟申込店又は当該加盟店によるクレジットカード等購入あつせんに係る業務に関する苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備の状況に関する事項
- 八 前各号に掲げる事項のほか、加盟申込店又は加盟店によるクレジットカード番号 等の適切な管理等を図るために必要かつ適切な事項
- 第百三十三条の六 法第三十五条の十七の八第一項の規定により前条各号に定める事項 の調査については、次項から第九項までに定めるところによる。ただし、前条第六号 及び第七号に定める事項の調査については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当 該各号に定めるところによることができる。
  - 一 次項及び第三項に基づく調査の結果その他の事情からみて、加盟申込店がクレジットカード等購入あつせんに係る販売の方法により商品若しくは権利を販売する契約又は役務を提供する契約に関し、利用者又は購入者等の利益の保護に欠ける行為を行う危険性の程度が低いと認められる場合 第七項及び第八項に基づく調査を省略し又は第七項及び第八項に定める調査手法のうち、より簡易な方法による調査によること。
  - 二 先進的な技術又は手法を用いた調査により、加盟申込店がクレジットカード等購入あつせんに係る販売の方法により商品若しくは権利を販売する契約又は役務を提供する契約に関し、利用者又は購入者等の利益の保護に欠ける行為を行う危険性の程度について、第七項の調査と同等の効果を確保できると認められる場合 当該調査をもつて第七項に基づく調査に代えること。
- 2 前条第一号に定める事項は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。
  - 一 加盟申込店が行う取引の種類
  - 二 加盟申込店の氏名、生年月日、住所及び電話番号(法人にあつては、名称、住所、 電話番号、法人番号並びに代表者の氏名及び生年月日)
- 3 前条第二号に定める事項については、加盟申込店がクレジットカード等購入あつせんに係る販売の方法により販売しようとする商品若しくは権利又は提供しようとする 役務の種類を示すものについて調査しなければならない。
- 4 前条第三号に定める事項については、加盟申込店が講じようとする法第三十五条の 十六第一項及び第三項並びに法第三十五条の十七の十五に規定する措置がそれぞれ第 百三十二条各号、第百三十三条第二項から第六項まで又は第百三十三条の十四各号に 定める基準に適合しているかどうかについて調査しなければならない。
- 5 前条第四号に定める事項については、調査の日前五年間に特定商取引に関する法律

による処分を受けたことの有無及びその内容その他の事項について、加盟申込店からの申告又は利用者若しくは購入者等から申出を受けた苦情の確認その他の適切な方法により調査しなければならない。

- 6 前条第五号に定める事項については、前項の調査の結果、調査の日前五年間に特定 商取引に関する法律による処分を受けたことその他法第三十五条の三の七各号のいず れかに該当する行為があつたことが明らかである場合に、必要かつ適切な方法により 調査しなければならない。
- 7 前条第六号に定める事項については、加盟申込店からの申告、利用者若しくは購入 者等から申出を受けた苦情の確認、認定割賦販売協会の保有する情報の確認、又はイ ンターネットを用いた情報の取得その他の適切な方法により調査しなければならない。
- 8 前条第七号に定める事項については、前項の調査の結果、加盟申込店によるクレジットカード等購入あつせんに係る業務に関する利用者又は購入者等の利益の保護に欠ける行為に係る苦情の発生状況及び加盟申込店以外の加盟店(以下この項において「他の加盟店」という。)によるクレジットカード等購入あつせんに係る業務に関する利用者又は購入者等の利益の保護に欠ける行為に係る苦情の発生状況からみて、当該加盟申込店が当該他の加盟店に比し、著しく利用者又は購入者等の利益の保護に欠けると認められる場合に、必要かつ適切な方法により調査しなければならない。
- 9 前条第八号に定める事項については、加盟申込店によるクレジットカード番号等の 適切な管理等を図るため必要かつ適切な方法により調査しなければならない。
- 第百三十三条の七 法第三十五条の十七の八第三項の規定により第百三十三条の五第三 号、第六号及び第八号に定める事項の定期的な調査については、次項から第四項まで に定めるところにより、それぞれ適切な頻度で行わなければならない。ただし、当該 調査は、加盟店におけるクレジットカード等購入あつせんに係る販売の方法により商品若しくは権利を販売する契約又は役務を提供する契約に係る取引状況等を常時監視 することその他これと同等以上の措置を講ずることをもつて代えることができる。
- 2 第百三十三条の五第三号に定める事項については、加盟店が講じる法第三十五条の 十六第一項及び第三項並びに法第三十五条の十七の十五に規定する措置がそれぞれ第 百三十二条各号、第百三十三条第二項から第六項まで又は第百三十三条の十四各号に 定める基準に適合しているかどうかについて調査しなければならない。
- 3 第百三十三条の五第六号に定める事項については、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者が把握している当該加盟店によるクレジットカード等購入あつせんに係る業務に関する利用者又は購入者等の利益の保護に欠ける行為に係る苦情の発生状況に鑑み、適切な頻度及び方法により調査しなければならない。この場合において、適切な方法とは、認定割賦販売協会の保有する情報の確認その他の当該苦情の発生状況に応じた方法をいう。
- 4 第百三十三条の五第八号に定める事項は、加盟店における漏えい等の事故及び利用者又は購入者等によるクレジットカード番号等の不正な利用(以下「不正利用」という。)の発生状況に関する事項を含むものでなければならず、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者が把握している情報に鑑み、当該加盟店における漏えい等の事故又は不正利用が発生する危険性の程度に応じた適切な頻度及び方法により調査しな

ければならない。この場合において、適切な方法とは、認定割賦販売協会の保有する 情報の確認その他の当該危険性の程度に応じた方法をいう。

- 第百三十三条の八 法第三十五条の十七の八第三項の規定により第百三十三条の五第一号、第二号及び第四号から第八号までに掲げる事項については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を調査しなければならない。
  - 一 加盟店からの申告、利用者若しくは購入者等から申出を受けた苦情の確認、認定 割賦販売協会の保有する情報の確認又はインターネットを用いた情報の取得その他 の適切な方法により知つた事項からみて、第百三十三条の五第一号及び第二号に掲 げる事項に変更があつた場合 これらの事項のうち変更があつた事項
  - 二 利用者から申出を受けた苦情(クレジットカード等購入あつせん業者を通じて申出を受けたものを含む。)の内容の調査その他の方法により知つた事項に基づき、加盟店がクレジットカード等購入あつせんに係る販売の方法により商品若しくは権利を販売する契約又は役務を提供する契約に関し、法第三十五条の三の七各号のいずれかに該当する行為をしたと認める場合 次に掲げる事項
    - イ 第百三十三条の五第四号に定める事項
    - ロ 第百三十三条の五第五号に定める事項
    - ハ 第百三十三条の五第七号に定める事項(クレジットカード等購入あつせんに係る業務に関する苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備の状況に関する事項に限る。)
  - 三 利用者又は購入者等から申出を受けた苦情(クレジットカード等購入あつせん業者を通じて申出を受けたものを含む。)の内容の調査その他の方法により知つた事項に基づき、加盟店によるクレジットカード等購入あつせんに係る業務に関する利用者又は購入者等の利益の保護に欠ける行為に係る苦情(苦情の内容が前号の行為に起因するものである苦情を除く。以下この号において同じ。)の発生状況及び当該加盟店以外の加盟店(以下この号において「他の加盟店」という。)によるクレジットカード等購入あつせんに係る業務に関する利用者又は購入者等の利益の保護に欠ける行為に係る苦情の発生状況からみて、当該加盟店が他の加盟店に比し、利用者又は購入者等の利益の保護に欠けると認められる場合 次に掲げる事項
    - イ 当該加盟店によるクレジットカード等購入あつせんに係る業務に関する利用者 又は購入者等の利益の保護に欠ける行為の内容
    - ロ 第百三十三条の五第七号に定める事項
  - 四 加盟店からの連絡その他の方法により知つた事項からみて、当該加盟店による漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあると認める場合 次に掲げる事項 イ 当該事故に関し、当該加盟店が行つた第百三十二条第二号の規定による調査の 結果
    - ロ 次条第一号及び第二号に掲げる措置を適切に講ずるために必要な事項
  - 五 クレジットカード等購入あつせん業者からの連絡その他の方法により知つた事項 に基づき、加盟店における不正利用の発生状況その他の事情からみて、当該加盟店 による不正利用の防止に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合 次に 掲げる事項

- イ 当該不正利用の内容
- ロ 当該加盟店が当該不正利用の防止を図るために講ずる第百三十三条の十四第一 号の規定による措置の実施状況
- ハ 次条第一号及び第三号に掲げる措置を適切に講ずるために必要な事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、加盟店によるクレジットカード番号等の適切な管理 等に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合 次条第一号から第三 号までに掲げるいずれかの措置を適切に講ずるために必要な事項
- 第百三十三条の九 法第三十五条の十七の八第四項の規定により、クレジットカード番 号等取扱契約締結事業者は次に掲げる措置を講じなければならない。
  - 一 加盟店が講ずる法第三十五条の十六第一項若しくは第三項又は法第三十五条の十七の十五に規定する措置がそれぞれ第百三十二条各号、第百三十三条第二項から第六項まで又は第百三十三条の十四各号に定める基準に適合せず、又は適合しないおそれがあると認めるときは、合理的な期間内に当該基準に適合した措置を講じるよう指導すること。
  - 二 加盟店において、漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは、 類似の漏えい等の事故の再発防止のために必要な措置を講じるよう指導すること。
  - 三 加盟店における不正利用の発生状況を踏まえ、類似の不正利用の再発防止のため に必要な措置を講じるよう指導すること。
  - 四 加盟店が前三号の指導に従わないとき又は加盟店が講ずる法第三十五条の十六第一項若しくは第三項又は法第三十五条の十七の十五に規定する措置がそれぞれ第百三十二条各号、第百三十三条第二項から第六項まで又は第百三十三条の十四各号に定める基準に適合することが見込まれないときは当該加盟店とのクレジットカード番号等取扱契約を解除すること。
  - 五 第六十条第二号の規定により包括信用購入あつせん業者から苦情の内容の通知を 受けたときであつて、前条第二号又は第三号に該当するためこれらの号の規定によ る調査を行つたときは、必要に応じて当該調査に関する情報を当該包括信用購入あ つせん業者に提供すること。
- 第百三十三条の十 法第三十五条の十七の八第五項の規定により、同条第一項の規定による調査として、第百三十三条の五各号に掲げる事項の調査を行い、クレジットカード番号等取扱契約を締結したときは、次に掲げる事項の記録を、書面又は電磁的方法をもつて作成し、第一号及び第二号に掲げる事項にあつては、第百三十三条の五各号に掲げる事項ごとに当該調査の後最初に行う法第三十五条の十七の八第三項の規定による調査に関する記録の作成を終えるまでの間(当該調査に係る加盟店とのクレジットカード番号等取扱契約が終了したときにあつては、当該終了の日から五年間)、第三号に掲げる事項にあつては、当該加盟店とのクレジットカード番号等取扱契約が終了した日から五年間保存しなければならない。
  - 一 調査年月日
  - 二 当該調査の結果(当該調査に関して取得した書面その他の資料がある場合にあつては、当該資料を含む。次項において同じ。)

- 三 当該調査に係る加盟店とクレジットカード番号等取扱契約を締結した年月日
- 2 法第三十五条の十七の八第五項の規定により、同条第三項の規定による調査として、 第百三十三条の七の規定による調査を行つたときは、各事項ごとに、次に掲げる事項 の記録を、書面又は電磁的方法をもつて作成し、各事項ごとに当該調査の後最初に行 う調査に関する記録の作成を終えるまでの間(当該調査に係る加盟店とのクレジット カード番号等取扱契約が終了したときにあつては、当該終了の日から五年間)保存し なければならない。
  - 一 調査年月日
  - 二 調査の結果(当該調査の結果を踏まえ、法第三十五条の十七の八第四項の規定による措置を講じたときは、当該措置の内容を含む。)
- 3 法第三十五条の十七の八第五項の規定により、同条第三項の規定による調査として、 第百三十三条の八第一号の規定による調査を行つたときは、第百三十三条の五第一号 及び第二号に掲げる事項のうち変更があつた事項の記録を、書面又は電磁的記録をも つて作成し、当該記録を新たに作成するまでの間(当該調査に係る加盟店とのクレジットカード番号等取扱契約が終了したときにあつては、当該終了の日から五年間)保 存しなければならない。
- 4 法第三十五条の十七の八第五項の規定により、同条第三項の規定による調査として、 第百三十三条の八第二号から第六号までの規定による調査を行つたときは、第二項各 号に掲げる事項の記録を、書面又は電磁的方法をもつて作成し、作成後五年間保存し なければならない。

#### (業務の運営に関する措置)

第百三十三条の十一 クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、法第三十五条の 十七の九の規定によりその取り扱うクレジットカード番号等に関する情報の安全管理、 従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合には、その委託先の監督について、 当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなけ ればならない。

(処分の公示)

第百三十三条の十二 法第三十五条の十七の十三の規定による公示は、官報に掲載して するものとする。

(廃止の届出)

第百三十三条の十三 法第三十五条の十七の十四の規定による届出は、様式第十三による届出書を提出してしなければならない。

(クレジットカード番号等の不正な利用の防止)

- 第百三十三条の十四 法第三十五条の十七の十五の経済産業省令で定める基準は、次の とおりとする。
  - 一 クレジットカード番号等の通知を受けたとき、当該通知がクレジットカード等購入あつせん業者から当該クレジットカード番号等の交付又は付与を受けた利用者に

よるものであるかの適切な確認その他の不正利用を防止するために必要かつ適切な 措置を講ずること。

二 加盟店において不正利用されたときは、その発生状況を踏まえ、類似の不正利用 を防止するために必要な措置を講ずること。

#### 第七章 認定割賦販売協会

(認定割賦販売協会の認定の申請)

- 第百三十四条 法第三十五条の十八の申請書は、様式第二十七によるものとする。
- 2 令第三十一条第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。
  - 一 業務規程その他の規則
  - 二 最近の事業年度(申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その 設立の時)における財産目録その他の財産的基礎を有することを明らかにする書類
  - 三 役員の履歴書

(利用者等の利益を保護するために必要な包括信用購入あつせん関係販売業者等又は 個別信用購入あつせん関係販売業者等に係る情報及びクレジットカード番号等の適 切な管理等のために必要な情報)

- 第百三十五条 法第三十五条の二十第一項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げる 情報とする。
  - 一 利用者から受け付けた苦情の内容が法第三十五条の二十第一項に規定する包括信 用購入あつせん関係販売業者等(以下この項において「包括信用購入あつせん関係 販売業者等」という。)による包括信用購入あつせんに係る業務に関し利用者の利 益の保護に欠ける行為に起因するものと認められる場合における当該苦情の内容
  - 二 第六十条第二号の規定による通知をした場合における当該通知の事実
  - 三 第七十七条第一項第二号若しくは第三号又は第九十四条第二号の規定による調査 を行つた場合における当該調査の事実及び事由
  - 四 法第三十五条の二十第一項に規定する個別信用購入あつせん関係販売業者等(以下この項において「個別信用購入あつせん関係販売業者等」という。)が個別信用購入あつせんに係る業務に関し購入者等の利益の保護に欠ける行為をしたことを理由として、当該個別信用購入あつせん関係販売業者等と締結した個別信用購入あつせんに係る契約を解除した場合における当該解除の事実及び事由
  - 五 前各号に掲げる情報に係る包括信用購入あつせん関係販売業者等(会員である包括信用購入あつせん業者と包括信用購入あつせんに係る契約を締結した販売業者又は役務提供事業者に限る。)又は個別信用購入あつせん関係販売業者等の氏名、生年月日、住所及び電話番号(法人にあつては、名称、住所、電話番号、法人番号並びに代表者の氏名及び生年月日)
- 2 法第三十五条の二十第二項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げる情報とする。
  - 一 第百三十三条の八第二号から第六号までの規定による調査を行つた場合における 当該調査の事実及び事由
  - 二 第百三十三条の九第一号、第二号、第三号又は第四号の規定による措置を講じた

場合における当該措置を講じたことの事実及び事由

三 前二号に掲げる情報に係る販売業者若しくは役務提供事業者又は法第三十五条の 二十第二項に規定するクレジットカード等購入あつせん関係販売業者又はクレジッ トカード等購入あつせん関係役務提供事業者の氏名、生年月日、住所及び電話番号 (法人にあつては、名称、住所、電話番号、法人番号並びに代表者の氏名及び生年 月日)

# 第八章 雑則

(報告の徴収)

第百三十六条 次の表の第一欄に掲げる者は、同表の第二欄に掲げる書類を同表の第三 欄に掲げる期限により、同表第四欄に掲げる者に提出しなければならない。

	提出義務者	提出書類	提出期限	提出先
--	-------	------	------	-----

一 許可割賦販売	車業年度の短マの	<b>毎車業年度效</b> アペ	<b>ナたる労業能の能</b>
	事業年度の終了の	毎事業年度終了後	主たる営業所の所
業者又は法第三十	日の現在において	遅滞なく	在地を管轄する経済主義
五条の三の六十一	様式第二十八によりないます。		済産業局長を経由
の許可を受けた者	り作成した財産及		して経済産業大臣
	び収支に関する報		
	告書並びにその事		
	業年度の貸借対照		
	表(関連する注記		
	を含む。以下同		
	じ。)、損益計算		
	書(関連する注記		
	を含む。以下同		
	じ。)及び株主資		
	本等変動計算書		
	(関連する注記を		
	含む。以下同		
	じ。) (当該許可		
	割賦販売業者又は		
	当該法第三十五条		
	の三の六十一の許		
	可を受けた者と密		
	接な関係を有する		
	者として経済産業		
	大臣が定める者が		
	ある場合にあつて		
	は、当該者の直近		
	の事業年度におけ		
	る貸借対照表、損		
	益計算書及び株主		
	資本等変動計算書		
	を含む。)又はこれなどに任わる事を		
	れらに代わる書面	左左 女 #BB > よ	
	四月から九月まで	毎年、各期間にお	
	及び十月から三月	ける最後の月の末	
	までの期間におけ	日から起算して五	
	る予約前受金の状	十日以内	
	況及び前払式割賦		
	販売又は前払式特		
	定取引の契約の件		
	数についての様式		
	第二十九による報		
	告書		

二 登録包括信用 購入あつせん業 者、登録少額包括 信用購入あつせん 業者又は登録個別 信用購入あつせん 業者	事業年度の終了の 日本では 日本では 日本では 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で	毎事業年度終了後遅滞なく	登録包括信用購入あつせん業者又は登録個別信用購入あつせん業者にあっては、主たる営業所の所在地を管轄する経済産業局長
			登録少額包括信用 購入あつせん業者 にあつては、経済 産業大臣
三 指定受託機関 (事業年度が六月 以下のものを除 く。)	毎事業年度終了の 日から起算して六 月を経過した日に おいて様式第三十 により作成した財 産概要報告書	毎事業年度終了の 日から起算して六 月を経過した日か ら起算して五十日 以内	経済産業大臣
四 指定受託機関	基準日の翌日から 起算して五十日を 経過する日におけ る供託委託契約の 締結状況について の様式第三十一に よる報告書	基準日の翌日から 起算して五十日を 経過する日から起 算して三十日以内	経済産業大臣
五 クレジットカ ード番号等取扱契 約締結事業者	事業報告書	毎事業年度終了後 遅滞なく	主たる営業所の所 在地を管轄する経 済産業局長
六 認定割賦販売 協会	前事業年度末にお ける財産目録、前 事業年度の収支予算書 の収支予算書 が 事業の収支予算書 が の事業報告書及び の事業報告書のの 当該事業 業計画書	毎事業年度経過後 三月以内	経済産業大臣

# (身分を示す証明書)

第百三十七条 法第四十一条第七項に規定する職員の身分を示す証明書は、様式第三十二のとおりとする。

# (意見の聴取)

- 第百三十八条 法第四十二条第一項又は法第四十四条第一項の規定による意見の聴取は、 経済産業大臣若しくはその指名する職員又は経済産業局長若しくはその指名する職員 が議長として主宰する意見聴取会によつて行う。
- 2 経済産業大臣又は経済産業局長は、意見聴取会を開こうとするときは、その期日の 二十日前までに、件名、意見聴取会の期日及び場所並びに事案の要旨を異議申立人又 は審査請求人及び参加人に通知し、かつ、告示しなければならない。
- 3 利害関係人(参加人を除く。)として意見聴取会に出席して意見を述べようとする 者は、意見聴取会の期日の十日前までに、次に掲げる事項を記載した書面を経済産業 大臣又は経済産業局長に届け出なければならない。
  - 一 氏名又は名称及び住所
  - 二 その事案に利害関係があることを疎明する事実
  - 三 意見の概要
- 4 経済産業大臣又は経済産業局長は、前項の規定による届出をした者のうちから、意 見聴取会に出席して意見を述べることができる者を指定し、意見聴取会の期日の三日 前までに、その指定した者に対し、その旨を通知するものとする。
- 5 意見聴取会においては、異議申立人若しくは審査請求人、参加人、前項の規定による指定を受けた者又はこれらの代理人以外の者は、意見を述べることができない。
- 6 異議申立人若しくは審査請求人、参加人又は第四項の規定による指定を受けた者の 代理人は、その代理権を証する書類を議長に提出しなければならない。
- 7 意見聴取会に出席して意見を述べる者が事案の範囲を超えて発言するとき、又は意 見聴取会に出席している者が意見聴取会の秩序を乱し、若しくは不穏な言動をすると きは、議長は、これらの者に対し、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができ る。
- 8 議長は、必要があると認めるときは、意見聴取会を延期し、又は続行することができる。この場合は、議長は、次回の期日及び場所を定め、異議申立人若しくは審査請求人、参加人又は第四項の規定による指定を受けた者に通知し、かつ、告示しなければならない。
- 9 議長は意見聴取会について次に掲げる事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。
  - 一 事案の表示
  - 二 意見聴取会の期日及び場所
  - 三 議長の職名及び氏名
  - 四 出席した異議申立人若しくは審査請求人、参加人又はこれらの代理人の氏名及び 住所
  - 五 出席した第四項の規定による指定を受けた者又はその代理人の氏名及び住所
  - 六 その他の出席者の氏名
  - 七 弁論及び陳述又はそれらの要旨
  - 八 提示された証拠の内容
  - 九 その他意見聴取会の経過に関する主要な事項
  - 十 異議申立人若しくは審査請求人又はこれらの代理人は前項に規定する調書を閲覧 することができる。参加人、第四項の規定による指定を受けた者その他書面をもつ

て当該事案について利害関係があることを疎明した者及びその代理人も、同様とする。

#### (聴聞)

第百三十九条 行政手続法第十五条第一項の規定による通知は、聴聞を行うべき期日の 二十一日前までに行わなければならない。

## (書類の経由等)

- 第百四十条 次の申請、届出及び報告は、その申請者、届出者又は報告者の主たる営業所の所在地を管轄する経済産業局長を経由してしなければならない。ただし、当該申請、届出及び報告を情報通信技術活用法第六条第一項の規定により行う場合は、この限りでない。
  - 一 法第十二条(法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。)の許可 の申請
  - 二 法第十八条の六第二項(法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。)の承継の届出
  - 三 法第十九条第一項及び第二項(法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。)の変更の届出
  - 四 法第二十六条(法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。)の廃 止の届出
- 第百四十一条 令第三十五条第四項の都道府県知事の報告は、当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長を経由してしなければならない。
  - (令別表第一の二第二号及び別表第一の三第二号の経済産業省令・内閣府令で定める 方法)
- 第百四十二条 令別表第一の二第二号及び別表第一の三第二号の経済産業省令・内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる治療について、それぞれ当該各号に定めるものとする。
  - 一 脱毛 光の照射又は針を通じて電気を流すことによる方法
  - 二 にきび、しみ、そばかす、ほくろ、入れ墨その他の皮膚に付着しているものの除 去又は皮膚の活性化 光若しくは音波の照射、薬剤の使用又は機器を用いた刺激に よる方法
  - 三 皮膚のしわ又はたるみの症状の軽減 薬剤の使用又は糸の挿入による方法
  - 四 脂肪の減少 光若しくは音波の照射、薬剤の使用又は機器を用いた刺激による方 法
  - 五 歯牙の漂白 歯牙の漂白剤の塗布による方法

#### 附則

この省令は、法の施行の日(昭和三十六年十二月一日)から施行する。

#### 附 則 〔昭和四十三年八月十日通商産業省令第九十五号〕

- 1 この省令は、昭和四十三年八月二十五日から施行する。
- 2 割賦販売審議会規則(昭和三十六年通商産業省令第五十一号)は、廃止する。

## 附 則 〔昭和四十七年十二月十四日通商産業省令第百三十七号〕

- 1 この省令は、昭和四十八年三月十五日から施行する。ただし、割賦販売法施行規則 目次の改正規定(第二章の二に係る部分に限る。)および同規則第十五条の次に一章 を加える改正規定は、昭和四十七年十二月十五日から施行する。
- 2 割賦販売法の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第七十二号)附則第七条第一項の規定により改正後の割賦販売法第二十九条の五の許可を受けたものとみなされる者(その者が引き続き同条の許可を受けた場合を含む。)については、改正後の割賦販売法施行規則第十二条の八第二項中「百分の八十」とあるのは、次の表の上欄に掲げる期間について、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

昭和四十八年三月十五日から昭和四十九	百分の四十
年三月三十一日まで	
昭和四十九年四月一日から昭和五十年三	百分の五十
月三十一日まで	
昭和五十年四月一日から昭和五十一年三	百分の六十
月三十一日まで	
昭和五十一年四月一日から昭和五十二年	百分の七十
三月三十一日まで	

## 附 則 [昭和四十八年七月二十五日通商産業省令第六十七号] [抄]

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

## 附 則 [昭和四十九年二月二十二日通商産業省令第十六号]

この省令は、昭和四十九年三月十五日から施行する。

#### 附 則 〔昭和五十一年十月五日通商産業省令第六十七号〕

この省令は、公布の日から施行する。

## 附 則 [昭和五十四年二月二十七日通商産業省令第七号]

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の第二十四条第二項及び第五項の規定により昭和五十四年一月三十一日において作成することとされている報告書及び同条第三項の規定による同年一月の報告書の提出については、なお従前の例による。

# 附 則 〔昭和五十六年四月十三日通商産業省令第二十一号〕

この省令は、公布の日から施行する。

#### 附 則 [昭和五十八年六月十六日通商産業省令第三十二号]

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行前に改正前の割賦販売法施行規則第八条第一項(第十二条の九において準用する場合を含む。)の承認を受けたものについては、改正後の割賦販売法施行規則第八条第一項(第十二条の九において準用する場合を含む。)の届出がなされたものとみなす。

#### 附 則 [昭和五十九年十一月十七日通商産業省令第八十二号]

この省令は、昭和五十九年十二月一日から施行する。

## 附 則 [昭和六十二年三月二十八日通商産業省令第十三号]

この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

## 附 則 〔平成二年十二月十四日通商産業省令第六十六号〕

この省令は、平成三年三月三十一日から施行する。

## 附 則 [平成三年十二月二十一日通商産業省令第七十七号]

この省令は、公布の日から施行する。

#### 附 則 〔平成四年三月三十日通商産業省令第十四号〕

この省令は、公布の日から施行する。

#### 附 則 〔平成六年五月二十七日通商産業省令第四十七号〕

この省令は、公布の日から施行する。

## 附 則 [平成六年九月三十日通商産業省令第六十六号]

この省令は、行政手続法の施行の日(平成六年十月一日)から施行する。

#### 附 則 〔平成七年四月五日通商産業省令第三十四号〕

この省令は、公布の日から施行する。

## 附 則 〔平成十年三月三十日通商産業省令第三十四号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十年四月一日から施行する。

## 附 則 〔平成十一年十月二十二日通商産業省令第九十五号〕

この省令は、訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律(平成十一年法律第三十四号)の施行の日(平成十一年十月二十二日)から施行する。

## 附 則 〔平成十二年三月二日通商産業省令第二十七号〕

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、様式第七及び様式第二十一の改正規定は、公布の日から施行する。

## 附 則 〔平成十二年三月三十一日通商産業省令第五十九号〕

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前に和議法 (大正十一年法律第七十二号) による和議開始の申立てをした会社が発行した社債券については、なお従前の例による。

## 附 則 〔平成十二年十月三十一日通商産業省令第二百六十号〕

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

## 附 則 [平成十三年一月六日経済産業省令第三号]

(施行期日)

1 この中央省庁等改革推進本部令(次項及び第三項において「本部令」という。)は、 内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年 一月六日)から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(この本部令の効力)

2 この本部令は、その施行の日に、中央省庁等改革のための経済産業省組織関係命令 の整備に関する命令(平成十三年経済産業省令第三号)となるものとする。

(計量法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

3 この本部令の施行の日の前日において従前の計量行政審議会の会長、委員及び専門 委員である者の任期は、第六条の規定による改正前の計量法施行規則第百五条及び第 百九条第三項の規定にかかわらず、その日に満了する。

## 附 則 [平成十三年三月二日経済産業省令第十四号]

(施行期日)

1 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に割賦販売法第三十五条の三の二の許可を受けている者については、この省令の施行の日から六月を経過する日までの間は、改正後の割賦販売法施行規則第十四条の三第三項第六号の規定は、適用しない。

#### 附 則 [平成十三年三月二十六日経済産業省令第三十九号]

この省令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に 関する法律の施行の日(平成十三年四月一日)から施行する。

#### 附 則 〔平成十三年四月十八日経済産業省令第百四十五号〕

この省令は、平成十三年六月一日から施行する。

#### 附 則 [平成十四年三月七日経済産業省令第二十九号]

この省令は、平成十四年三月十一日から施行する。

## 附 則 〔平成十四年三月二十九日経済産業省令第六十六号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

## 附 則 〔平成十五年一月六日経済産業省令第一号〕

この省令は、公布の日から施行する。

## 附 則 [平成十五年二月三日経済産業省令第九号]

この省令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日(平成十五年二月三日)から施行する。

#### 附 則 [平成十五年三月七日経済産業省令第十七号]

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第四条第二号中「会社更正法(昭和二十七年法律第百七十二号)」を「会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)」に改める改正規定については、平成十五年四月一日から施行する。

## 附 則 [平成十五年三月二十八日経済産業省令第三十号]

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

#### 附 則 〔平成十五年三月三十一日経済産業省令第四十三号〕〔抄〕

この省令は、公布の日から施行する。

#### 附 則 〔平成十五年三月三十一日経済産業省令第四十六号〕

この省令は、公布の日から施行する。

## 附 則 〔平成十六年八月二十七日経済産業省令第八十八号〕

この省令は、平成十六年十一月十一日から施行する。

## 附 則 〔平成十六年十二月二十四日経済産業省令第百二十一号〕

この省令は、平成十七年一月一日から施行する。

#### 附 則 [平成十七年三月四日経済産業省令第十四号]

この省令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。

## 附 則 [平成十七年三月三十日経済産業省令第四十六号]

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の前に割賦販売法第十一条及び第三十五条の三の二の許可を受けた者の帳簿の備付け及び保存については、当分の間、なお従前の例によることができる。

## 附 則 [平成十八年二月二十日経済産業省令第八号]

この省令は、平成十八年三月一日から施行する。

# 附 則 〔平成十八年三月三十一日経済産業省令第三十九号〕

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

# 附 則 〔平成十八年四月二十八日経済産業省令第六十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。

# 附 則 〔平成十九年九月二十八日経済産業省令第六十六号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年九月 三十日)から施行する。

## 附 則 〔平成二十年十二月二十六日経済産業省令第九十一号〕

この省令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

# 附 則 〔平成二十一年六月二十六日経済産業省令第三十七号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律 (以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、第二条の規定は、改 正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際既に第一条の規定による改正後の割賦販売法施行規則(以下「新省令」という。)第四十条第二項第二号に掲げる者に相当する者及び同号に規定する親族に相当する者の年収を合算して算定することにつき同項の規定の例により

当該親族に相当する者から得ている同意又は同条第三項第二号に掲げる者に相当する者及び同号に規定する親族に相当する者の預貯金を合算して算定することにつき同項の規定の例により当該親族に相当する者から得ている同意は、それぞれ同条第二項の規定により同項第二号に掲げる者及び同号に規定する親族の年収を合算して算定することにつき当該親族から得た同意又は同条第三項の規定により同項第二号に掲げる者及び同号に規定する親族の預貯金を合算して算定することにつき当該親族から得た同意とみなす。

- 第三条 この省令の施行の際既に新省令第四十条第二項第三号に掲げる者に相当する者 及び当該者の配偶者に相当する者の年収を合算して算定することにつき同項の規定の 例により当該配偶者に相当する者から得ている同意又は同条第三項第三号に掲げる者 に相当する者及び当該者の配偶者に相当する者の預貯金を合算して算定することにつ き同項の規定の例により当該配偶者に相当する者から得ている同意は、それぞれ同条 第二項の規定により同項第三号に掲げる者及び当該者の配偶者との年収を合算して算 定することにつき当該配偶者から得た同意又は同条第三項の規定により同項第三号に 掲げる者及び当該者の配偶者との預貯金を合算して算定することにつき当該配偶者か ら得た同意とみなす。
- 第四条 包括信用購入あっせん業者に相当する者が、改正法の施行前に、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に相当する者に対し次に掲げる事項を通知した場合において、当該利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に相当する者が第二号に規定する一定の期間内に第一号に掲げる事項について異議を述べなかったときは、改正法第三条の規定による改正後の割賦販売法(以下「新法」という。)第三十条の六において読み替えて準用する新法第四条の二の承諾(新法第三十条の二の三第一項から第三項までに規定する書面に記載すべき事項(改正法第三条の規定による改正前の割賦販売法(以下「旧法」という。)第三十条の二第一項から第三項までに規定する書面に記載すべき事項を除く。)に係るものに限る。)があったものとみなす。
  - 一 新法第三十条の二の三第一項から第三項までに規定する書面に記載すべき事項 (旧法第三十条の二第一項から第三項までに規定する書面に記載すべき事項を除 く。)を新法第三十条の六において読み替えて準用する新法第四条の二に規定する 電磁的方法(以下「電磁的方法」という。)により提供する旨
  - 二 前号に掲げる事項について異議があるときは、一定の期間内に異議を述べるべき 旨
- 2 前項第二号の期間は、一月を下ってはならない。
- 第五条 包括信用購入あっせん関係販売業者又は包括信用購入あっせん関係役務提供事業者に相当する者が、改正法の施行前に、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に相当する者に対し次に掲げる事項を通知した場合において、当該利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に相当する者が第二号に規定する一定の期間内に第一号に掲げる事項について異

議を述べなかったときは、新法第三十条の六において読み替えて準用する新法第四条の二の承諾(新法第三十条の二の三第四項に規定する書面に記載すべき事項(旧法第三十条の二第四項に規定する書面に記載すべき事項を除く。)に係るものに限る。)があったものとみなす。

- 一 新法第三十条の二の三第四項に規定する書面に記載すべき事項(旧法第三十条の 二第四項に規定する書面に記載すべき事項を除く。)を電磁的方法により提供する 旨
- 二 前号に掲げる事項について異議があるときは、一定の期間内に異議を述べるべき 旨
- 2 前項第二号の期間は、一月を下ってはならない。
- 第六条 改正法の施行の日から起算して六月間は、新省令第百四条第一項中「登録個別信用購入あつせん業者をいう。」とあるのは、「登録個別信用購入あつせん業者及び法第三十五条の三の二十四第一項の申請書を提出した個別信用購入あつせん業者(法第三十五条の三の二十四第一項の登録又は登録の拒否の処分を受けた個別信用購入あつせん業者を除く。)をいう。」と読み替えるものとする。
- 第七条 包括信用購入あっせん業者又は個別信用購入あっせん業者は、当該包括信用購入あっせん業者又は当該個別信用購入あっせん業者と特定信用情報提供契約を締結している特定信用情報提供等業務を行う者が新法第三十五条の三の三十六第一項の指定を受けた場合には、新法第三十五条の三の五十六第一項の規定にかかわらず、当該特定信用情報提供等業務を行う者に対し、新法第三十五条の三の三十六第一項の指定を受けた時前に締結された包括信用購入あっせん関係受領契約又は個別信用購入あっせん関係受領契約に係る新省令第百十八条第一項第五号から第七号まで並びに同条第二項第二号二及びホに掲げる事項の提供を行わないことができる。ただし、この場合において、加入包括信用購入あっせん業者又は加入個別信用購入あっせん業者は当該事項を得るように努め、当該事項を得たときは、遅滞なく、加入指定信用情報機関に当該事項を提供しなければならない。
- 第八条 包括信用購入あっせん業者は、当該包括信用購入あっせん業者と特定信用情報 提供契約を締結している特定信用情報提供等業務を行う者が、新法第三十五条の三の 三十六第一項の指定を受けた時前にカード等を交付し又は付与している購入者又は役 務の提供を受ける者を相手方とする包括信用購入あっせん関係受領契約を当該特定信 用情報提供等業務を行う者が同項の指定を受けた時以後に締結した場合には、新法第 三十五条の三の五十六第二項の規定にかかわらず、加入指定信用情報機関に対し、新 省令第百十八条第一項第五号から第七号までに掲げる事項の提供を行わないことがで きる。ただし、この場合において、加入包括信用購入あっせん業者は当該事項を得る ように努め、当該事項を得たときは、遅滞なく、加入指定信用情報機関に当該事項を 提供しなければならない。

第九条 新省令第百十八条第二項第一号イ及び第二号イの規定は、購入者等が一年間に

支払うことが見込まれる額を加入指定信用情報機関に提供しない加入包括信用購入あっせん業者及び加入個別信用購入あっせん業者については、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日までの間は、適用しない。

- 第十条 新法第三十五条の三の五十七第二項の規定は、加入包括信用購入あっせん業者が新省令第百十九条第二項の規定により新法第三十五条の三の五十七第二項各号に掲げる同意を購入者等から書面又は電磁的方法により包括的に得ようとする場合であって、当該加入包括信用購入あっせん業者が当該購入者等から同意を得ようとする包括信用購入あっせん関係受領契約が次に掲げる時前に当該加入包括信用購入あっせん業者がカード等を交付し又は付与している当該購入者等を相手方とするものである場合は、適用しない。
  - 一 包括信用購入あっせん業者と特定信用情報提供契約を締結している特定信用情報 提供等業務を行う者が、新法第三十五条の三の三十六第一項の指定を受けた時
  - 二 包括信用購入あっせん業者が指定信用情報機関と特定信用情報提供契約を締結し た時
- 第十一条 この省令の施行の前に新省令第百三十三条第一項の規定の例により講じた措置は、同項の規定により講じた措置とみなす。

## 附 則 〔平成二十一年八月三十一日経済産業省令第五十一号〕

この省令は、公布の日から施行する。

## 附 則 〔平成二十四年三月三十日経済産業省令第二十七号〕

この省令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十四年四月一日)から施行する。

#### 附 則 [平成二十四年七月六日経済産業省令第五十号]

(施行期日)

第一条 この省令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十四年七月九日)から施行する。ただし、本則中第百十八条第一項の改正規定(同項第六号の改正規定中「運転免許証の番号」を「運転免許証等(運転免許証又は運転経歴証明書をいう。以下この号において同じ。)の番号」に、「、運転免許証」を「、運転免許証等」に、「当該運転免許証」を「当該運転免許証等」に改める部分及び同項第七号の改正規定中「又は外国人登録証明書」を「、在留カード又は特別永住者証明書」に改める部分を除く。)は、平成二十五年四月一日から施行する。

(運転経歴証明書に関する経過措置)

第二条 平成二十四年四月一日前に交付された運転経歴証明書に対するこの省令による 改正後の割賦販売法施行規則(以下「新規則」という。)第百十八条第一項第六号の 規定の適用については、なお従前の例による。

(外国人登録証明書等に関する経過措置)

- 第三条 新規則第百十八条第一項第七号の適用については、中長期在留者が所持する外国人登録証明書は在留カードとみなし、特別永住者が所持する外国人登録証明書は特別永住者証明書とみなす。
- 2 前項の規定により外国人登録証明書が在留カードとみなされる期間は改正法附則第十五条第二項各号に定める期間とし、特別永住者証明書とみなされる期間は改正法附 則第二十八条第二項各号に定める期間とする。

#### 附 則 〔平成二十八年八月二日経済産業省令第八十八号〕

この省令は、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令 の施行の日(平成二十八年十月一日)から施行する。

## 附 則 〔平成二十九年十二月一日/内閣府/経済産業省/令第二号〕

(施行期日)

第一条 この命令は、割賦販売法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第九十九号)の施行の日から施行する。ただし、第百四十二条の改正規定については、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第六十号)の施行の日(平成二十九年十二月一日)から施行する。

(割賦販売法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第九十九号)の施行の日=平成三○年六月一日)

(経過措置)

第二条 この命令による改正後の割賦販売法施行規則第百三十六条表第一項及び様式第 二十八の規定は、この命令の施行の日以後に終了する事業年度に係る提出書類から適 用し、同日前に終了する事業年度に係る提出書類については、なお従前の例による。

#### 附 則 〔平成三十年十一月三十日経済産業省令第六十八号〕

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二表の規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

#### 附 則 〔令和元年七月一日経済産業省令第十七号〕

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一

日)から施行する。

# 附 則 〔令和元年九月十一日経済産業省令第三十六号〕

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日(令和元年九月十四日)から施行する。

## 附 則 [令和元年十二月十三日経済産業省令第四十九号]

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並び に行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用 に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

## 附 則 〔令和二年三月三十一日/内閣府/経済産業省/令第二号〕

この命令は、民法の一部を改正する法律の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。

## 附 則 〔令和二年十月一日経済産業省令第八十一号〕

この省令は、令和二年十月一日から施行する。

## 附 則 〔令和二年十二月十六日/内閣府/経済産業省/令第六号〕

この命令は、割賦販売法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

## 附 則 〔令和二年十二月二十八日経済産業省令第九十二号〕

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

#### (経過措置)

- 第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

#### 附 則 〔令和三年三月一日経済産業省令第十号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日(令和三年三月一日。次 条において「施行日」という。)から施行する。

#### 附 則 〔令和三年七月十九日経済産業省令第六十一号〕

この省令は、令和三年七月十九日から施行する。

## 附 則 〔令和四年三月三十一日経済産業省令第三十六号〕

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

#### 別表第一

一 次の算式により算定すること。

 $R = F \div (n \Sigma i = 1 U i \cdot T i)$ 

イ この式において、R、F、n及びTiは、それぞれ次の値を表すものとする。

R 割賦手数料 (ローン提携販売にあつては、融資手数料、包括信用購入あつせん 又は個別信用購入あつせんにあつては、包括信用購入あつせん又は個別信用購入あつ せんの手数料。以下同じ。) の料率

- F 割賦手数料の総額
- n 支払回数 (ローン提携販売にあつては、返済回数)
- Ti 前回の賦払金(ローン提携販売にあつては、分割返済金、包括信用購入あつせん又は個別信用購入あつせんにあつては、支払分。以下同じ。)の支払日から当該賦払金の支払日の前日までの期間又は契約の締結された日から第一回の賦払金の支払日の前日までの期間(年を単位として表すものとする。)。ただし、契約の締結された日から第一回の賦払金の支払日の前日までの期間については、当該期間が二月未満の場合は、十二分の一年とすることができる。
  - ロ Uiは、次の値とし、当該値を算式に代入してRを計算するものとする。
    - (1) iが一のときは、商品若しくは権利の現金販売価格又は役務の現金提供価格(割賦販売業者(ローン提携販売にあつては、ローン提携販売業者、包括信用購入あつせん又は個別信用購入あつせんにあつては、包括信用購入あつせん関係販売業者若しくは包括信用購入あつせん関係役務提供事業者又は個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者。以下同じ。)が購入者等から頭金若しくは初回金又は申込金の支払を受けている場合にあつては、これらの金額を控除した額)
    - (2) i が二以上のときは、次に掲げる値

 $U i = U i - 1 - \{P i - 1 - (R \cdot U i - 1 \cdot T i - 1)\}$ 

- Piは、各回の賦払金の額とする。
- (3) 賦払金の額が、第一条第二項第二号ロ、第二十七条第一項第三号又は第三十六条第五項第二号ロに掲げる場合に該当する場合にあつては、賦払金の額が全て等

しいものとして計算することができるものとし、第一条第二項第二号ハ、第二十七条 第二項第二号ハ又は第三十六条第五項第二号ハに掲げる場合に該当する場合にあつて は、特定月の賦払金又は特定の二月の賦払金を除く賦払金の額が全て等しいものとし て計算することができる。

- 二 前号の算式により、Uiの値を同号口に掲げる値に代えて、次に掲げる値として 算定すること。
- (1) iが一のときは、商品若しくは権利の現金販売価格又は役務の現金提供価格(割賦販売業者が購入者等から頭金若しくは初回金又は申込金の支払を受けている場合にあつては、これらの金額を控除した額)
- (2) i が二以上のときは、賦払金の支払日の前日における元本の額 三 次の算式により算出すること。

#### $R = r \div T$

この式において、R、r及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。

#### R 割賦手数料の料率

- r 一の時期に支払うべき割賦手数料の額を、当該手数料を算出するための基準日における元本の額で除した値
  - T 弁済金を支払うべき時期と時期との間隔(年を単位として表すものとする。)

## 別表第二

上欄     中欄     下欄       一人     利用者又は購入者等又は     九十万円	
11日孝又は購入孝榮又は カート 11日	
大の配偶者が自己の居住の用に供する建物(当該建物が二以上ある場合には、これらの建物のうち、当該利用者又は使の用に供する一の表にして、当該社会のの表において「住宅」という。)を所有し、以下この表においず有し、以下の関係を変数である土地では借いない場合を含む。以下この表においての表においての表においるという。)の質付けに係る契約を締結していない場合利用者又は購入者等又はその配偶者が住宅を所有せず、かっ、当該住宅の借賃を支払わない場合	

	利用者又は購入者等又は その配偶者が住宅を所有 し、かつ、当該住宅の資金 設又は購入に必要な資金 の貸付けに係る契約を締 結している場合 利用者又は購入者等又は その配偶者が住宅を所有 せず、かつ、当該住宅の 借賃を支払う場合	百十六万円
二人	利そし設の結利そせ借利そし設の結利そせ借利の、又貸し用のず賃用の、又貸し用のず賃用の、又貸し用のず賃用の、又貸し用のず賃用の、又貸し用のず賃目用のがは付て者配、を者を住要契合者宅を出る場入住該必る合者にない購が、わ購が当に係場開が、おけい又偶か支とは有建金締は有のは有ので賃をといるは有のは有理金締は有のは有建金締は有るは有理金統には、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これ	百七十七万円
三人	利者とは有建金締 は有 の は	二百九万円

	利用者又は購入者等又は その配偶者が住宅を所有 せず、かつ、当該住宅の 借賃を支払う場合	
四人以上	日間 利子し設の結利そせ借利そし設の結利そせ借利 を実施の 一番を宅室約 一番を宅室が 一番を宅をを定する 一番ででで 一個のでで 一個のでで 一個のでで 一個のでで 一個のでで 一個のでで 一個のでで 一個ので 一ので 一ので 一ので 一ので 一ので 一ので 一ので 一	二百四十万円

別表第三

第一区

北海道のうち北見市、網走市、留萌市、稚内市、美唄市、芦別市、赤 平市、紋別市、士別市、名寄市、三笠市、根室市、滝川市、砂川市、 歌志内市、深川市、富良野市、伊達市、石狩市、北斗市、亀田郡七飯 町、山越郡長万部町、檜山郡江差町、虻田郡京極町、同郡倶知安町、 岩内郡岩内町、余市郡余市町、空知郡奈井江町、同郡上砂川町、同郡 南富良野町、上川郡鷹栖町、同郡東神楽町、同郡上川町、同郡東川 町、同郡新得町、勇払郡占冠村、同郡安平町、中川郡音威子府村、同 郡中川町、同郡幕別町、天塩郡天塩町、同郡幌延町、宗谷郡猿払村、 枝幸郡浜頓別町、同郡枝幸町、網走郡美幌町、斜里郡斜里町、同郡清 里町、紋別郡遠軽町、同郡滝上町、同郡興部町、同郡西興部村、同郡 雄武町、沙流郡日高町、浦河郡浦河町、河東郡音更町、河西郡芽室 町、同郡中札内村、足寄郡陸別町、釧路郡釧路町、川上郡弟子屈町、 標津郡中標津町、同郡標津町、目梨郡羅臼町及び日高郡新ひだか町 青森県のうち弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢 市及びむつ市 岩手県のうち宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久 慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、奥州市及び岩 手郡滝沢村 宮城県のうち石巻市、気仙沼市、白石市、角田市、岩沼 市、大崎市、柴田郡大河原町、同郡柴田町、宮城郡七ケ浜町、同郡利 府町及び黒川郡富谷町 秋田県のうち能代市、横手市、大館市、男鹿 市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市及び大仙市 山形県のうち米沢市、 鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童 市、東根市、尾花沢市及び南陽市 福島県のうち会津若松市、郡山 市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市及び 南相馬市 茨城県のうち石岡市、龍ケ崎市、常陸太田市、高萩市、牛 久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、守谷市、筑西市、那珂郡東 海村、稲敷郡美浦村及び北相馬郡利根町 栃木県のうち栃木市、佐野 市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原 市、下野市、河内郡上三川町及び下都賀郡壬生町 群馬県のうち伊勢 崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、 吾妻郡草津町、利根郡みなかみ町及び邑楽郡大泉町 埼玉県のうち行 田市、秩父市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、羽生市、鴻巣 市、深谷市、久喜市、北本市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ケ島市、 日高市、吉川市、北足立郡伊奈町、入間郡毛呂山町、同郡越生町、比 企郡嵐山町、同郡小川町、同郡鳩山町、南埼玉郡宮代町、同郡白岡 町、北葛飾郡栗橋町、同郡鷲宮町、同郡杉戸町及び同郡松伏町 千葉 県のうち銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、東金市、旭 市、勝浦市、鴨川市、君津市、富津市、袖ケ浦市、白井市、匝瑳市、 香取市及び印旛郡酒々井町 東京都のうち西多摩郡日の出町、同郡檜 原村、同郡奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、 御蔵島村、八丈町、青ケ島村及び小笠原村 神奈川県のうち足柄上郡 中井町、同郡山北町、愛甲郡愛川町及び同郡清川村 新潟県のうち三 条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、村 上市、燕市、糸魚川市、五泉市、上越市、佐渡市、魚沼市、妙高市、 南魚沼郡湯沢町及び刈羽郡刈羽村 富山県のうち魚津市、氷見市、滑 川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、中新川郡舟橋 村、同郡上市町、同郡立山町、下新川郡入善町及び同郡朝日町 石川 県のうち七尾市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山 市、能美市、能美郡川北町、石川郡野々市町、河北郡津幡町及び同郡 内灘町 福井県のうち敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あ わら市、越前市、坂井市、岩田郡永平寺町、南条郡南越前町及び丹生 郡越前町 山梨県のうち富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎 市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市及び中巨摩郡昭和町

長野県のうち飯田市、須坂市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、

第二区

北海道のうち石狩郡当別町、同郡新篠津村、松前郡松前町、同郡福島 町、上磯郡知内町、同郡木古内町、茅部郡鹿部町、同郡森町、二海郡 八雲町、檜山郡上ノ国町、同郡厚沢部町、爾志郡乙部町、久遠郡せた な町、奥尻郡奥尻町、瀬棚郡今金町、島牧郡島牧村、寿都郡寿都町、 同郡黒松内町、磯谷郡蘭越町、虻田郡ニセコ町、同郡真狩村、同郡留 寿都村、同郡喜茂別町、同郡豊浦町、同郡洞爺湖町、岩内郡共和町、 古宇郡泊村、同郡神恵内村、積丹郡積丹町、古平郡古平町、余市郡仁 木町、同郡赤井川村、空知郡南幌町、同郡上富良野町、同郡中富良野 町、夕張郡由仁町、同郡長沼町、同郡栗山町、樺戸郡月形町、同郡浦 臼町、同郡新十津川町、雨竜郡妹背牛町、同郡秩父別町、同郡雨竜 町、同郡北竜町、同郡沼田町、同郡幌加内町、上川郡当麻町、同郡比 布町、同郡愛別町、同郡美瑛町、同郡和寒町、同郡剣淵町、同郡下川 町、同郡清水町、中川郡美深町、同郡池田町、同郡豊頃町、同郡本別 町、増毛郡増毛町、留萌郡小平町、苫前郡苫前町、同郡羽幌町、同郡 初山別村、天塩郡遠別町、同郡豊富町、枝幸郡中頓別町、礼文郡礼文 町、利尻郡利尻町、同郡利尻富士町、網走郡津別町、同郡大空町、斜 里郡小清水町、常呂郡訓子府町、同郡置戸町、同郡佐呂間町、紋別郡 上湧別町、同郡湧別町、有珠郡壮瞥町、白老郡白老町、勇払郡厚真 町、同郡むかわ町、沙流郡平取町、新冠郡新冠町、様似郡様似町、幌 泉郡えりも町、河東郡士幌町、同郡上士幌町、同郡鹿追町、河西郡更 別村、広尾郡大樹町、同郡広尾町、足寄郡足寄町、十勝郡浦幌町、厚 岸郡厚岸町、同郡浜中町、川上郡標茶町、阿寒郡鶴居村、白糠郡白糠 町及び野付郡別海町 青森県のうちつがる市、平川市、東津軽郡平内 町、同郡今別町、同郡蓬田村、同郡外ヶ浜町、西津軽郡鰺ヶ沢町、同 郡深浦町、中津軽郡西目屋村、南津軽郡藤崎町、同郡大鰐町、同郡田 舎館村、北津軽郡板柳町、同郡鶴田町、同郡中泊町、上北郡野辺地 町、同郡七戸町、同郡六戸町、同郡横浜町、同郡東北町、同郡六ヶ所 村、同郡おいらせ町、下北郡大間町、同郡東通村、同郡風間浦村、同 郡佐井村、三戸郡三戸町、同郡五戸町、同郡田子町、同郡南部町、同 郡階上町及び同郡新郷村 岩手県のうち八幡平市、岩手郡雫石町、同 郡葛巻町、同郡岩手町、紫波郡紫波町、同郡矢巾町、和賀郡西和賀 町、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町、東磐井郡藤沢町、気仙郡住田 町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、 同郡普代村、同郡川井村、九戸郡軽米町、同郡野田村、同郡九戸村、 同郡洋野町及び二戸郡一戸町 宮城県のうち登米市、栗原市、東松島 市、刈田郡蔵王町、同郡七ヶ宿町、柴田郡村田町、同郡川崎町、伊具 郡丸森町、亘理郡亘理町、同郡山元町、宮城郡松島町、黒川郡大和 町、同郡大郷町、同郡大衡村、加美郡加美町、同郡色麻町、遠田郡涌 谷町、同郡美里町、牡鹿郡女川町及び本吉郡南三陸町 秋田県のうち 潟上市、北秋田市、仙北市、にかほ市、鹿角郡小坂町、北秋田郡上小 阿仁村、山本郡藤里町、同郡三種町、同郡八峰町、南秋田郡五城目 町、同郡八郎潟町、同郡井川町、同郡大潟村、仙北郡美郷町、雄勝郡 羽後町及び同郡東成瀬村 山形県のうち東村山郡山辺町、同郡中山 町、西村山郡河北町、同郡西川町、同郡朝日町、同郡大江町、北村山 郡大石田町、最上郡金山町、同郡最上町、同郡舟形町、同郡真室川 町、同郡大蔵村、同郡鮭川村、同郡戸沢村、東置賜郡高畠町、同郡川 西町、西置賜郡小国町、同郡白鷹町、同郡飯豊町、東田川郡三川町、 同郡庄内町及び飽海郡遊佐町 福島県のうち田村市、伊達市、本宮 市、伊達郡桑折町、同郡国見町、同郡川俣町、安達郡大玉村、岩瀬郡 鏡石町、同郡天栄村、南会津郡下郷町、同郡檜枝岐村、同郡只見町、 同郡南会津町、耶麻郡北塩原村、同郡西会津町、同郡磐梯町、同郡猪 苗代町、河沼郡会津坂下町、同郡湯川村、同郡柳津町、大沼郡三島 町、同郡金山町、同郡昭和村、同郡会津美里町、西白河郡西郷村、同

様式第1 (第12条関係)

様式第2(第12条、第63条、第68条の9、第99条、第122条、第126条、 第136条関係)

様式第3(第12条、第122条、第126条関係)

様式第4(第14条関係)

様式第5 (第17条関係)

様式第6 (第18条関係)

様式第7(第18条関係)

様式第8 (第19条関係)

様式第9(第20条、第129条関係)

様式第10(第20条関係)

様式第11(第21条関係)

様式第12 (第24条関係)

様式第13(第26条、第68条の2、第68条の17、第103条、第125条、第133条の13関係)

様式第13の2 (第61条関係)

様式第13の3 (第62条の2関係)

様式第13の4 (第62条の5関係)

様式第14(第63条関係)

様式第15 (第67条関係)

様式第15の2 (第68条の8関係)

様式第15の3 (第68条の9関係)

様式第15の4 (第68条の14関係)

様式第15の5 (第68条の15関係)

様式第16 (第99条関係)

様式第17 (第102条関係)

様式第18 (第106条関係)

様式第19 (第115条関係)

様式第20(第116条関係)

様式第21 (第117条関係)

様式第22 (第122条関係)

様式第23 (第126条関係)

様式第24 (第130条関係)

様式第25 (第131条関係)

様式第26 (第131条関係)

様式第26の2 (第133条の2関係)

様式第26の3 (第133条の4関係)

様式第27 (第134条関係)

様式第28 (第136条関係)

様式第29 (第136条関係)

様式第30(第136条関係)

様式第31 (第136条関係)

# 様式第32 (第137条関係)

# 別記算式

((額面金額-発行価額)/発行の日から償還の日までの年数)×(発行の日から供託の日までの年数)

この式の計算は、発行の日から償還の日までの年数および発行の日から供託の日までの年数について生じた一年未満の端数ならびに額面金額と発行価額との差額を発行の日から償還の日までの年数で除した金額について生じた一円未満の端数は、切り捨てる。